

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人である中澤正人氏から、別紙のとおり令和5年度包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年2月21日

長野市監査委員	西島	勉
同	川上	馨
同	若林	祥
同	市川	和彦

令和5年度  
長野市包括外部監査の結果に関する報告書

監査テーマ  
市民税・資産税等の市税、保険料及び使用料等  
の賦課及び徴収事務の執行について

長野市包括外部監査人  
税理士 中澤 正人

## 目 次

第1章	包括外部監査の概要.....	1
第1	外部監査の種類.....	1
第2	選定した特定の事件.....	1
第3	事件を選定した理由.....	1
第4	外部監査の対象.....	1
第5	外部監査対象期間.....	1
第6	外部監査実施期間.....	2
第7	外部監査の着眼点.....	2
第8	外部監査対象の選定と主な監査手続.....	3
第9	包括外部監査人及び補助者.....	3
第10	利害関係.....	3
第11	その他.....	4
第2章	監査対象の概要.....	5
第1	沿革.....	5
1.1	長野市の沿革.....	5
1.2	人口の推移.....	5
第2	一般会計歳入額の概要.....	6
2.1	一般会計歳入歳出額の推移.....	8
2.2	市税目ごとの決算額推移.....	11
2.3	収納状況の推移.....	14
第3	債権の性質.....	14
3.1	債権の定義.....	14
3.2	債権の性質による分類.....	15
3.3	公債権に分類される債権種別.....	15
3.4	私債権に分類される債権種別.....	16
3.5	債権の消滅時効.....	16
第4	市税の概要.....	17
4.1	市税条例に定められる市税の種類.....	17
4.2	市税担当部署及び事務分掌.....	18
4.3	賦課事務のシステム.....	20
4.4	ふるさと納税.....	21

第5章	市税収納の概要	30
5.1	収納担当部署及び事務分掌	30
5.2	収納事務のシステム	31
第6章	国民健康保険料（特別会計）の概要	31
6.1	国民健康保険の調定額及び収納額推移	32
6.2	人員体制	33
第7章	介護保険料（特別会計）の概要	34
7.1	介護保険の調定額及び収納額の推移	35
7.2	人員体制	36
第8章	使用料の概要	37
8.1	市営住宅等使用料の調定額及び収納額推移	37
8.2	住宅課の人員体制	40
8.3	保育料の調定額及び収納額推移	41
8.4	保育・幼稚園課の人員体制	41
第3章	監査の結果	42
第1節	個人市民税	42
1.1	概要	42
1.2	市民税課の組織体制	45
1.3	課税事務の流れ	46
1.4	個人市民税の推移	48
1.5	監査の視点	49
1.6	主な監査手続き	49
1.7	監査の結果	50
第2節	法人市民税	58
2.1	概要	58
2.2	市民税課の組織体制	60
2.3	課税事務の流れ	61
2.4	法人市民税の推移	62
2.5	監査の視点	63
2.6	主な監査の手続き	63
2.7	監査の結果	64
第3節	固定資産税（土地及び家屋）	68
3.1	概要	68
3.2	資産税課の組織体制	72
3.3	課税事務の流れ	73
3.4	固定資産税の推移	77

3.5	監査の視点	79
3.6	主な監査手続き	79
3.7	監査の結果	80
第4	都市計画税	86
4.1	概要	86
4.2	組織体制	86
4.3	課税事務の流れ	87
4.4	都市計画税の推移	87
4.5	監査の結果	88
第5	固定資産税（償却資産）	89
5.1	概要	89
5.2	資産税課の組織体制	90
5.3	課税事務の流れ	91
5.4	固定資産税（償却資産）の推移	93
5.5	監査の視点	93
5.6	主な監査手続き	93
5.7	監査の結果	94
第6	軽自動車税	100
6.1	概要	100
6.2	市民税課の組織体制	102
6.3	課税事務の流れ	102
6.4	軽自動車税の推移	106
6.5	監査の視点	109
6.6	主な監査手続き	109
6.7	監査の結果	109
第7	市たばこ税	115
7.1	市たばこ税の概要	115
7.2	市民税課の組織体制	115
7.3	課税事務の流れ	116
7.4	市たばこ税の推移	116
7.5	監査の視点	117
7.6	主な監査手続き	118
7.7	監査の結果	118
第8	入湯税	119
8.1	入湯税の概要	119
8.2	市民税課の組織体制	120

8.3	課税事務の流れ	120
8.4	入湯税の推移	121
8.5	監査の視点	122
8.6	主な監査手続き	122
8.7	監査の結果	123
第9	事業所税	125
9.1	事業所税の概要	125
9.2	市民税課の組織体制	126
9.3	課税事務の流れ	126
9.4	事業所税の推移	126
9.5	監査の視点	127
9.6	主な監査手続き	128
9.7	監査の結果	128
第10	市税の徴収事務（収納事務、滞納整理事務）	132
10.1	概要	132
10.2	徴収事務の組織体制	132
10.3	収納事務の流れ	133
10.4	収納額の推移	136
10.5	監査の視点	139
10.6	主な監査手続き	139
10.7	監査の結果	140
第11	国民健康保険料の徴収事務	144
11.1	概要	144
11.2	徴収事務の組織体制	145
11.3	収納事務、滞納整理の流れ	145
11.4	国民健康保険料の推移等	146
11.5	監査の視点	150
11.6	主な監査手続き	150
11.7	監査の結果	151
第12	介護保険料の徴収事務	156
12.1	概要	156
12.2	徴収事務の組織体制	157
12.3	徴収事務の流れ	157
12.4	介護保険料の推移	159
12.5	監査の視点	160
12.6	主な監査手続き	160

12.7	監査の結果	161
第13	市営住宅使用料の徴収事務	164
13.1	概要	164
13.2	組織体制	168
13.3	指定管理者による収納事務、滞納整理の流れ	170
13.4	市営住宅使用料等の推移	171
13.5	監査の視点	172
13.6	主な監査手続	172
13.7	監査の結果	173
第14	保育料の徴収事務	179
14.1	概要	179
14.2	徴収事務の組織体制	181
14.3	収納事務、滞納整理の流れ	182
14.4	保育料の推移等	185
14.5	監査の視点	187
14.6	主な監査手続	187
14.7	監査の結果	188
第15	総括	193

## 第1章 包括外部監査の概要

### 第1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項、第2項及び長野市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年長野市条例第4号）の規定に基づく監査

### 第2 選定した特定の事件

市民税・資産税等の市税、保険料及び使用料等の賦課及び徴収事務の執行について

### 第3 事件を選定した理由

市税は、長野市の令和3年度一般会計決算で歳入総額1,759億円の33%（583億円）を占める最大かつ重要な財源となっている。

長野市人口ビジョン改訂版（令和4年2月）によると、市の総人口は、2000年（平成12年）に387,911人と人口のピークを迎え、以降緩やかに減少している。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計に準拠すると、2020（令和2）年以降も、これまでと同様に人口減少が続き、2060（令和42）年には、総人口が27万人を割り込むと予想されている。

このような人口減少下で、さらには新型コロナウイルス感染症等により社会状況が変化した中で、健全な財政運営を行うためには、安定した歳入の確保、特に基幹収入の市税の確保は極めて重要な課題である。

そこで、税負担の公平性を確保し、市税に関する賦課、徴収の事務が正確かつ効率的で効果的に執行されているか監査を実施することは、重要かつ必要であると考え、特定の事件（テーマ）とした。

なお、市民税・資産税等の市税、保険料及び使用料等の賦課及び徴収事務の執行状況の現状把握と課題抽出が監査の主眼点であり、さらには新型コロナウイルス感染症禍を経た歳入歳出状況も加味し、過去の指摘事項の改善・対応状況も対象とする。

### 第4 外部監査の対象

一般会計における市税の賦課徴収、保険料（特別会計）及び使用料徴収並びにこれらに付随する収入未済額の管理に関する事務の執行について監査の対象とした。

### 第5 外部監査対象期間

原則として令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）とし、必要に応じて令和3年以前及び令和5年度の一部執行についても監査の対象とした。



## 第6 外部監査実施期間

令和5年7月4日から令和6年2月9日まで

## 第7 外部監査の着眼点

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めている(住民福祉の原則と行政効率の原則についての努力義務)。

また、同法第2条第15項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と定めており、同法第2条第16項では、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定めている(行政効率の原則と法令遵守の原則の義務付け)。

この第2条第14項、15項及び16項により、地方公共団体は事務処理に当たって、法令を遵守した上で、住民の福祉の増進に務めつつ最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。これを目的として、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならないということになる。

従って、包括外部監査は、本趣旨に則って監査を実行するべきと考えられる。

一般会計における市税の賦課徴収、保険料及利用料等の徴収並びに管理に関しては、第一に挙げられるのは「合規性」であり、関係法令等に準拠しているか、ということである。当然に、関係法令や条例、規則等の規定との整合性は問われるところである。

これを前提として包括外部監査においては、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)の見地から評価判定を行うべきことを求めており、さらには有効性(Effectiveness)の見地から評価判定を行うべきことを求められている。

本監査ではこの様な点に着眼して、「合規性」は基より、事業は目的に対して有効であるか、事業事務に不効率が生じていないか、納税者、利用者の理解を深め、適切な執行となっているか、といった点に着眼し、次に記載の視点で監査を実施する。

- (1)市税の賦課、徴収に関する事務が、法令等に準拠し効率的に行われているかどうか。  
→「合規性」の観点
- (2)市税の賦課、徴収に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。→  
「公平性」の観点
- (3)市税及び保険料等の賦課、徴収に関する事務、特に収入未済額の管理と滞納管理の事務が、納税者(利用者を含む)の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。  
→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

## 第8 外部監査対象の選定と主な監査手続

### 8.1 監査対象部署等の選定

以下の部署を監査の対象とした。

財政部

- ・市民税課
- ・資産税課
- ・収納課

総務部

- ・情報システム課

保健福祉部

- ・国保・高齢者医療課
- ・介護保険課

建設部

- ・住宅課

こども未来部

- ・保育・幼稚園課

企画政策部

- ・企画課

### 8.2 主な監査手続

- (1)関係法令、条令、規則等の規定の確認
- (2)関連資料の閲覧と無作為に抽出した資料に基づく内容分析
- (3)関係者への質問(ヒアリング)
- (4)内部関係資料、財務帳票、管理台帳等の閲覧

## 第9 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	税理士	中澤	正人
補助者	税理士	徳武	慶彦
補助者	税理士	長峰	行希
補助者	税理士	新木	晴奈
補助者	行政書士	加々井	猛

## 第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人は地方自治法第252条の29(特定の事件についての監査の制限)の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 11 その他

本報告書における金額の表示方法については、原則「千円未満切捨て」による表示方法を採用しているが、場合によっては千円単位より大きい単位を採用している場合もある。従って、合計欄の値が端数処理の関係上一致していない場合がある。

## 第2章 監査対象の概要

### 第1 沿革

#### 1.1 長野市の沿革

長野市は、北アルプスに源を発する犀川の扇状地と千曲川の沖積地によって形成された肥沃な長野盆地に位置し、平安の昔から「三国一の霊場」善光寺の門前町として日本全国に親しまれてきた。

昭和41年10月、長野市篠ノ井市、松代町、若穂町、川中島町、更北村、七二会村及び信更村の2市3町3か村の大合併により、面積404平方キロメートル、人口27万人の都市となった。こうした都市の拡大・発展の中で平成8年9月に人口は36万人を超え、平成9年4月1日には明治30年の市制施行以来100周年を迎えた。100周年記念事業として第18回オリンピック冬季競技大会、第7回パラリンピック冬季競技大会が開催された。オリンピック等の開催により、新幹線・高速道が実現し、市内の都市基盤整備が急速に進んだ。また、平成11年4月には、中核市に移行した。

平成17年1月に豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村を編入合併、平成22年1月には信州新町及び中条村を編入合併したことにより、面積835平方キロメートル、人口39万人弱の都市となった。

現在は、平成29年度を初年度とし、令和8年度を目標年次とする「第五次長野市総合計画」をまちづくりの指針として定め、長野市の将来像「幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～」の実現を目指し、真の豊かさや幸せを実感し、“生き生き”と生活できる持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

#### 1.2 人口の推移

令和5年1月1日現在の長野市の総人口は368,717人で、内、男性は178,986人(48.5%)、女性は189,731人(51.5%)で、男女間比較すると、女性が10,745人多くなっている。前年と比較すると、総人口は2,883人、男性は1,302人、女性は1,581人それぞれ減少しているが、世帯数は164,031世帯であり、731世帯増加している。

区分 年	人口			世帯数	一世帯あたり 人口	人口密度 (人/Km <sup>2</sup> )
	男性	女性	計			
令和5年	178,986	189,731	368,717	164,031	2.2	441.7
令和4年	180,288	191,312	371,600	163,300	2.3	445.1
令和3年	181,377	192,612	373,989	162,595	2.3	448.0
令和2年	182,229	193,582	375,811	161,517	2.3	450.2
平成31年	183,069	194,898	377,967	160,716	2.4	452.8

#### 年齢構成

令和5年1月1日現在の年齢3区分別人口は、年少人口(0～14歳)が43,446人(構

成比：11.8%)、生産年齢人口（15～64歳）が213,224人（構成比：57.8%）、老年人口（65歳以上）が112,047人（構成比：30.4%）となっている。また、前年比較では、年少人口は1,228人、生産年齢人口は1,566人それぞれ減少し、老年人口も89人減少へと転じており、少子化の傾向が伺える。

年齢3区分別人口

年次	年人口(0～14歳)		生産年齢人口(15～64歳)		老年人口(65歳以上)	
	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)
令和5年	43,446	11.8	213,224	57.8	112,047	30.4
令和4年	44,674	12.0	214,790	57.8	112,136	30.2
令和3年	45,684	12.2	216,837	58.0	111,468	29.8
令和2年	46,645	12.4	218,707	58.2	110,459	29.4
平成31年	47,750	12.6	220,356	58.3	109,861	29.1

## 第2 一般会計歳入額の概要

令和3年度決算においては、財政健全化判断基準などは国の基準を引き続き下回り健全な財政状況の維持が図られており、経常収支比率についても令和2年度の90.6%から令和3年度は86.4%へと減少しており、財政の硬直化が改善しているところである。

基幹財源である市税全体のこれまでの推移をみると、平成9年度の624億円をピークに減少が続いたが、平成16年度の合併で増加に転じ、平成18年度以降の税制改正や財源移譲等により609億円まで回復、その後、景気後退の影響を受けつつ580億円をわずかに超える額で推移してきている。

令和4年度においては、市税全体で前年度対比14億7,332万円増加の597億3,636万円となっている。

個人市民税は、緩やかな景気の持ち直しに伴う所得環境の改善などにより前年度対比1.3%増の213億3,267万円となり、法人市民税は、コロナ禍からの経済活動の再開に伴う一部企業の業績回復などにより、前年度対比1.2%増の57億1,979万円となった。

固定資産税（交付金を含む）及び都市計画税は、家屋、償却資産のコロナ軽減措置終了などにより、前年度対比3.1%増の267億4,360万円となった。

その他、新税率車への買い替え及び環境性能割臨時的軽減措置終了などにより軽自動車税が8,453万円の増、課税床面積の増に伴う資産割の増などにより事業所税が1億872万円の増、市たばこ税が税制改正による税率引上げにより1億2,579万円の増となり、その他の税全体では、前年度対比5.9%増の59億4,028万円となった。

長野市の歳入が前年度対比等で増加してはいるものの、将来の人口減少に伴う歳入減少化傾向を考慮した場合、財源をより有効かつ効果的に活用するため、事業の実施に当たっては、施策の必要性、緊急性を十分に把握した上で、限られた財源を適切な配分によって実施されるべきであり、今後においても一層の健全財政に努めることを望む。

長野市の標準財政規模 90,614,000 千円

長野市の一般会計等は、実質赤字比率は、「- %」となっている。

(単位: 千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度へ繰り越すべき財源 C	実質収支 A-B-C
一般会計	170,642,000	165,120,000	1,728,000	3,794,000
母子父子寡婦福祉資金貸付	41,000	11,000	31,000	0
授産施設	64,000	64,000	0	0
病院事業債管理	3,122,000	3,122,000	0	0
一般会計等 計	173,869,000	168,317,000	1,759,000	3,794,000

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字 (▲3,794,000)}}{\text{標準財政規模 90,614,000}} = \underline{\underline{-\%}} \quad (\text{▲4.18\%})$$

※実質収支が黒字となるので、実質赤字を「▲」で表示している。

2.1 一般会計歳入歳出額の推移

款	平成30		令和元	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	千円	%	千円	%
<b>歳入総額</b>	<b>148,413,630</b>	<b>100.0</b>	<b>165,718,001</b>	<b>100.0</b>
市税	58,508,278	39.4	58,631,007	35.4
地方譲与税	1,298,834	0.9	1,334,808	0.8
利子割交付金	106,797	0.1	49,085	0.0
配当割交付金	181,419	0.1	215,917	0.1
株式等譲渡所得割交付金	152,151	0.1	123,989	0.1
地方消費税交付金	7,680,849	5.2	7,275,660	4.4
ゴルフ場利用税交付金	52,082	0.0	48,290	0.0
自動車取得税交付金・ 自動車税環境性能割交付金	307,615	0.2	226,192	0.1
地方特例交付金	243,575	0.2	843,787	0.5
地方交付税・ 法人事業税交付金	20,679,954	13.9	23,520,951	14.2
交通安全対策特別交付金	65,270	0.1	62,644	0.1
分担金及び負担金	797,589	0.5	778,510	0.5
使用料及び手数料	4,344,615	2.9	3,126,057	1.9
国庫支出金	19,436,181	13.1	25,378,173	15.3
県支出金	8,661,421	5.8	9,574,411	5.8
財産収入	841,690	0.6	674,842	0.4
寄附金	1,202,513	0.8	1,162,111	0.7
繰入金	2,609,609	1.8	3,532,001	2.1
繰越金	2,076,391	1.4	3,701,796	2.2
諸収入	7,022,197	4.7	7,980,870	4.8
市債	12,144,600	8.2	17,476,900	10.6
<b>歳出総額</b>	<b>143,603,693</b>	<b>100.0</b>	<b>163,647,738</b>	<b>100.0</b>
議会費	717,250	0.5	671,932	0.4
総務費	16,328,405	11.4	17,921,795	11.0
民生費	51,364,369	35.8	54,742,645	33.5
衛生環境費	12,648,573	8.8	16,957,977	10.4
労働費	201,975	0.1	197,868	0.1
農林業費	2,131,514	1.5	1,859,670	1.1
商工観光費	8,768,826	6.1	8,996,147	5.5
土木費	17,572,619	12.3	17,716,455	10.8
消防費	4,594,858	3.2	4,648,142	2.8
教育費	12,090,512	8.4	16,869,642	10.3
災害復旧費	1,479,332	1.0	7,053,764	4.3
公債費	15,705,460	10.9	16,011,701	9.8
諸支出金	0	0.0	0	0.0

年 度		令和2		令和3	
款		決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
			%	千円	%
<b>歳 入 総 額</b>		<b>220,248,201</b>	<b>100.0</b>	<b>175,963,785</b>	<b>100.0</b>
市 税		58,093,977	26.4	58,263,038	33.1
地 方 譲 与 税		1,368,779	0.6	1,393,240	0.8
利 子 割 交 付 金		46,518	0.0	37,566	0.0
配 当 割 交 付 金		204,963	0.1	291,081	0.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		236,318	0.1	312,726	0.2
地 方 消 費 税 交 付 金		8,832,706	4.0	9,614,842	5.5
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		39,770	0.0	49,221	0.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金 ・ 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		88,278	0.0	95,657	0.1
地 方 特 例 交 付 金		927,262	0.4	1,973,725	1.1
地 方 交 付 税 ・ 法 人 事 業 税 交 付 金		19,823,047	9.0	23,591,576	13.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		67,221	0.0	65,668	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金		759,205	0.4	765,200	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料		2,535,870	1.2	2,547,530	1.5
国 庫 支 出 金		68,674,814	31.2	38,681,267	22.0
県 支 出 金		17,591,933	8.0	11,063,248	6.3
財 産 収 入		965,759	0.4	589,192	0.3
寄 附 金		971,020	0.4	1,270,128	0.7
繰 入 金		840,855	0.4	333,025	0.2
繰 越 金		1,960,510	0.9	2,359,413	1.3
諸 収 入		19,819,996	9.0	10,866,342	6.2
市 債		16,399,400	7.5	11,800,100	6.7
<b>歳 出 総 額</b>		<b>214,416,434</b>	<b>100.0</b>	<b>170,089,751</b>	<b>100.0</b>
議 会 費		706,742	0.3	701,547	0.4
総 務 費		54,275,101	25.3	18,132,158	10.7
民 生 費		56,584,698	26.4	63,872,617	37.6
衛 生 環 境 費		19,521,899	9.1	17,918,749	10.5
労 働 費		185,288	0.1	200,574	0.1
農 林 業 費		6,299,690	2.9	2,052,030	1.2
商 工 観 光 費		18,198,888	8.5	12,603,892	7.4
土 木 費		17,371,356	8.1	18,338,441	10.8
消 防 費		4,561,899	2.1	4,744,225	2.8
教 育 費		14,068,120	6.6	12,634,286	7.4
災 害 復 旧 費		6,600,962	3.1	2,702,543	1.6
公 債 費		16,041,791	7.5	16,188,689	9.5
諸 支 出 金		0	0.0	0	0.0



年 度		令和4	
款		決 算 額	構 成 比
		千円	%
<b>歳 入 総 額</b>		<b>170,641,762</b>	<b>100.0</b>
市 税		59,736,362	35.0
地 方 譲 与 税		1,414,905	0.8
利 子 割 交 付 金		20,981	0.0
配 当 割 交 付 金		253,638	0.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		183,370	0.1
地 方 消 費 税 交 付 金		10,038,221	5.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		51,216	0.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金 ・ 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		92,007	0.1
地 方 特 例 交 付 金		1,455,589	0.9
地 方 交 付 税 ・ 法 人 事 業 税 交 付 金		22,635,817	13.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		61,941	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金		797,247	0.5
使 用 料 及 び 手 数 料		2,624,816	1.5
国 庫 支 出 金		31,163,992	18.3
県 支 出 金		10,519,115	6.2
財 産 収 入		682,188	0.4
寄 附 金		973,518	0.6
繰 入 金		588,179	0.3
繰 越 金		3,858,548	2.3
諸 収 入		17,319,812	10.1
市 債		6,170,300	3.6
<b>歳 出 総 額</b>		<b>165,119,939</b>	<b>100.0</b>
議 会 費		697,115	0.4
総 務 費		15,720,414	9.5
民 生 費		59,751,104	36.2
衛 生 環 境 費		13,612,979	8.3
労 働 費		239,000	0.1
農 林 業 費		2,229,489	1.4
商 工 観 光 費		20,624,809	12.5
土 木 費		16,314,029	9.9
消 防 費		4,844,290	2.9
教 育 費		13,257,931	8.0
災 害 復 旧 費		1,321,778	0.8
公 債 費		16,507,001	10.0
諸 支 出 金		0	0.0

2.2 市税目ごとの決算額推移

年 度	平 成 30		令 和 元	
	調 定 額	収 入 額	調 定 額	収 入 額
<b>市 税</b>	<b>59,418,540</b>	<b>58,508,278</b>	<b>59,429,075</b>	<b>58,631,007</b>
現年課税分	58,498,290	58,174,600	58,694,985	58,352,596
滞納繰越分	920,250	333,678	734,090	278,411
<b>市 民 税</b>	<b>27,313,755</b>	<b>26,874,291</b>	<b>27,242,889</b>	<b>26,870,737</b>
個 人	20,922,504	20,506,686	21,328,409	20,981,735
現年課税分	20,510,656	20,357,481	20,993,143	20,849,099
滞納繰越分	411,848	149,205	335,266	132,636
法 人	6,391,251	6,367,605	5,914,480	5,889,002
現年課税分	6,362,960	6,358,046	5,894,755	5,883,169
滞納繰越分	28,291	9,559	19,725	5,833
<b>固 定 資 産 税</b>	<b>22,844,719</b>	<b>22,470,642</b>	<b>22,815,592</b>	<b>22,479,967</b>
固定資産税	22,582,173	22,208,096	22,550,881	22,215,256
現年課税分	22,192,559	22,065,043	22,252,124	22,104,599
滞納繰越分	389,614	143,053	298,757	110,657
交 付 金	262,546	262,546	264,711	264,711
<b>軽 自 動 車 税</b>	<b>1,089,291</b>	<b>1,063,169</b>	<b>1,148,141</b>	<b>1,121,155</b>
軽自動車税種別割	—	—	1,126,765	1,099,779
現年課税分	1,067,579	1,058,520	1,104,319	1,094,573
滞納繰越分	21,712	4,649	22,446	5,206
軽自動車税環境性能割	—	—	21,376	21,376
<b>市 た ば こ 税</b>	<b>2,233,942</b>	<b>2,233,942</b>	<b>2,218,584</b>	<b>2,218,584</b>
現年課税分	2,233,942	2,233,942	2,218,584	2,218,584
滞納繰越分	0	0	0	0
<b>特 別 土 地 保 有 税</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
<b>入 湯 税</b>	<b>37,841</b>	<b>37,406</b>	<b>39,351</b>	<b>38,842</b>
現年課税分	37,841	37,406	38,916	38,407
滞納繰越分	0	0	435	435
<b>事 業 所 税</b>	<b>2,069,828</b>	<b>2,062,864</b>	<b>2,117,031</b>	<b>2,111,194</b>
現年課税分	2,066,737	2,059,773	2,110,064	2,106,253
滞納繰越分	3,091	3,091	6,967	4,941
<b>都 市 計 画 税</b>	<b>3,829,164</b>	<b>3,765,964</b>	<b>3,847,487</b>	<b>3,790,528</b>
現年課税分	3,763,470	3,741,843	3,796,993	3,771,825
滞納繰越分	65,694	24,121	50,494	18,703

単位：千円

年 度	令和2	
	調 定 額	収 入 額
税 目		
<b>市 税</b>	<b>58,922,817</b>	<b>58,093,977</b>
現年課税分	58,220,650	57,784,883
滞納繰越分	702,167	309,094
<b>市 民 税</b>	<b>26,685,175</b>	<b>26,317,928</b>
個 人	21,519,122	21,227,909
現年課税分	21,217,313	21,093,377
滞納繰越分	301,809	134,532
法 人	5,166,053	5,090,019
現年課税分	5,144,006	5,078,905
滞納繰越分	22,047	11,114
<b>固 定 資 産 税</b>	<b>22,933,282</b>	<b>22,571,611</b>
固定資産税	22,671,622	22,309,951
現年課税分	22,372,554	22,181,132
滞納繰越分	299,068	128,819
交 付 金	261,660	261,660
<b>軽 自 動 車 税</b>	<b>1,224,999</b>	<b>1,201,886</b>
軽自動車税種別割	1,160,813	1,137,700
現年課税分	1,137,921	1,130,513
滞納繰越分	22,892	7,187
軽自動車税環境性能割	64,186	64,186
<b>市 た ば こ 税</b>	<b>2,110,093</b>	<b>2,109,978</b>
現年課税分	2,110,093	2,109,978
滞納繰越分	0	0
<b>特 別 土 地 保 有 税</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
現年課税分	0	0
滞納繰越分	0	0
<b>入 湯 税</b>	<b>19,147</b>	<b>18,802</b>
現年課税分	18,638	18,293
滞納繰越分	509	509
<b>事 業 所 税</b>	<b>2,069,116</b>	<b>2,054,454</b>
現年課税分	2,064,057	2,049,395
滞納繰越分	5,059	5,059
<b>都 市 計 画 税</b>	<b>3,881,005</b>	<b>3,819,318</b>
現年課税分	3,830,222	3,797,444
滞納繰越分	50,783	21,874

単位：千円

年 度	令和3		令和4	
	調 定 額	収 入 額	調 定 額	収 入 額
市 税	<b>58,787,739,854</b>	<b>58,263,037,687</b>	<b>60,236,542,850</b>	<b>59,736,361,580</b>
現年課税分	58,104,703,328	57,903,956,416	59,751,311,135	59,537,110,287
滞納繰越分	683,036,526	359,081,271	485,231,715	199,251,293
市 民 税	<b>26,952,711,199</b>	<b>26,714,570,963</b>	<b>27,276,904,364</b>	<b>27,052,471,848</b>
個 人	21,288,315,774	21,060,803,900	21,537,870,568	21,332,676,412
現年課税分	21,050,011,590	20,953,834,774	21,329,318,956	21,232,693,177
滞納繰越分	238,304,184	106,969,126	208,551,612	99,983,235
法 人	5,664,395,425	5,653,767,063	5,739,033,796	5,719,795,436
現年課税分	5,628,017,300	5,626,801,625	5,723,099,900	5,713,146,323
滞納繰越分	36,378,125	26,965,438	15,933,896	6,649,113
固 定 資 産 税	<b>22,422,022,924</b>	<b>22,195,557,724</b>	<b>23,123,768,173</b>	<b>22,904,290,122</b>
固定資産税	22,162,311,624	21,935,846,424	22,872,846,573	22,653,368,522
現年課税分	21,841,253,700	21,761,260,672	22,667,353,400	22,582,926,238
滞納繰越分	321,057,924	174,585,752	205,493,173	70,442,284
交 付 金	259,711,300	259,711,300	250,921,600	250,921,600
軽自動車税	<b>1,259,571,144</b>	<b>1,241,592,838</b>	<b>1,341,619,906</b>	<b>1,326,125,350</b>
軽自動車税種別割	1,194,415,644	1,176,437,338	1,226,864,006	1,211,369,450
現年課税分	1,177,582,000	1,170,647,909	1,211,463,700	1,205,855,115
滞納繰越分	16,833,644	5,789,429	15,400,306	5,514,335
軽自動車税環境性能割	65,155,500	65,155,500	114,755,900	114,755,900
市たばこ税	<b>2,247,679,665</b>	<b>2,247,679,665</b>	<b>2,373,472,329</b>	<b>2,373,472,329</b>
現年課税分	2,247,565,038	2,247,565,038	2,373,472,329	2,373,472,329
滞納繰越分	114,627	114,627	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	<b>23,072,250</b>	<b>22,759,050</b>	<b>36,212,350</b>	<b>36,212,350</b>
現年課税分	22,727,000	22,727,000	35,899,150	35,899,150
滞納繰越分	345,250	32,050	313,200	313,200
事 業 所 税	<b>2,098,534,460</b>	<b>2,095,756,665</b>	<b>2,207,889,695</b>	<b>2,204,477,361</b>
現年課税分	2,083,315,400	2,080,537,605	2,203,423,600	2,200,151,266
滞納繰越分	15,219,060	15,219,060	4,466,095	4,326,095
都市計画税	<b>3,784,148,212</b>	<b>3,745,120,782</b>	<b>3,876,676,033</b>	<b>3,839,312,220</b>
現年課税分	3,729,364,500	3,715,714,993	3,841,602,600	3,827,289,189
滞納繰越分	54,783,712	29,405,789	35,073,433	12,023,031

単位：円

## 2.3 収納状況の推移

### 市税調定額及び収入額推移

(単位：千円・%)

年度	項目	予算額	調定額	調定 前年比	収入金額	不納 欠損額	収入未済額	収入歩合	
								対予	対調
平成	25	55,664,000	59,628,314	100.3	57,513,402	142,298	1,972,614	103.3	96.5
	26	57,304,000	60,536,374	101.5	58,693,312	162,027	1,681,035	102.4	97.0
	27	56,870,000	59,786,369	98.8	58,159,274	230,030	1,397,065	102.3	97.3
	28	58,021,000	59,754,566	99.9	58,359,740	228,498	1,166,328	100.6	97.7
	29	58,262,000	59,528,192	99.6	58,317,881	299,665	910,646	100.1	98.0
	30	57,659,000	59,418,540	99.8	58,508,278	180,237	730,025	101.5	98.5
令和	元	59,040,000	59,429,075	100.0	58,631,007	111,900	686,168	99.3	98.7
	2	56,465,000	58,922,817	99.1	58,093,977	117,014	711,826	102.9	98.6
	3	53,558,000	58,787,740	99.8	58,263,038	53,219	471,483	108.8	99.1
	4	58,874,000	60,236,543	102.5	59,736,362	46,318	453,863	101.5	99.2

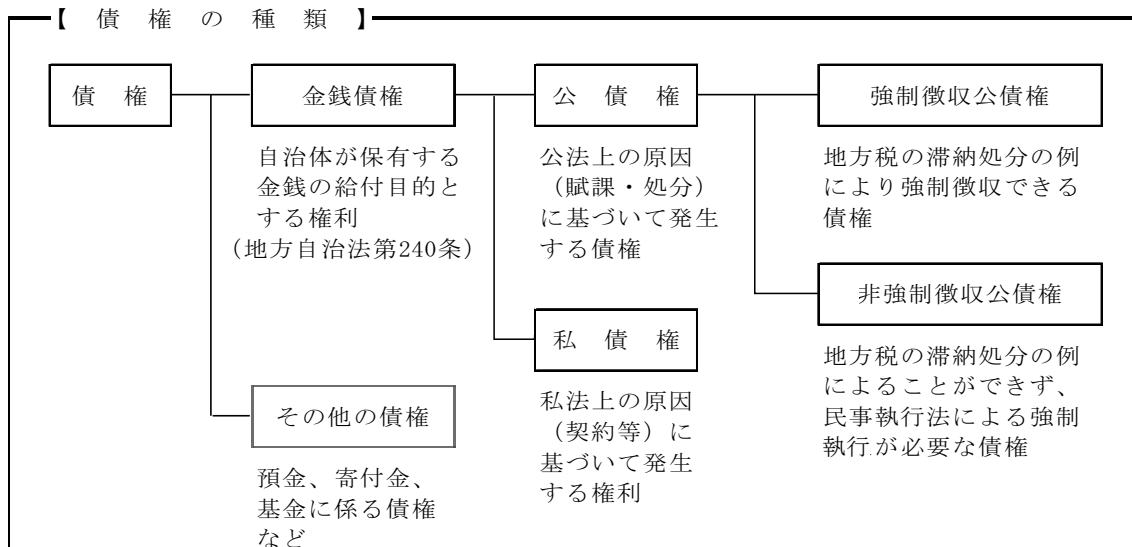
## 第3 債権の性質

### 3.1 債権の定義

市が有する債権とは、地方自治法第240条に定められており、その定義は次のとおり。  
地方自治法第240条

1	この章において「債権」とは、金銭の交付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。
2	普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならない。
3	普通地方公共団体の長は、債権について、政令に定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることが出来る。
4	前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
一	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権
二	過料に係る債権
三	証券に化体されている債権（社債等登録法又は国債に関する法律の規定により登録されたものを含む。）
四	預金に係る債権
五	歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
六	寄附金に係る債権
七	基金に属する債権

### 3.2 債権の性質による分類



### 3.3 公債権に分類される債権種別

公債権とは、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定される債権をいう。公法上の原因により、行政庁の処分をもって発生するが、2 年又は 5 年の時効期間の経過により消滅する。債務者は行政庁の処分に対して不服申立てをすることができる。

公債権は以下の二つに分類される。

#### ① 強制徴収公債権

個別の法令の根拠規定により、市が滞納債権について、国税徴収法・地方税法の例による滞納処分 (給与・預貯金・不動産などの差押えや担保物の処分 (地方税法 16 の 5) など) を行える債権をいう。

主な強制徴収公債権の例として、市税・保育料・国民健康保険料・介護保険料・下水道使用料などが挙げられる。

#### ② 非強制徴収公債権

個別の法令に根拠規定が無い場合、滞納処分が行えない債権で、市は滞納債権について裁判手続きによる支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行を行う必要がある債権をいう。

主な非強制徴収公債権の例として、生活保護費返還金・児童扶養手当返還金・施設使用料などが挙げられる。

債権種別	公 債 権	
	① 強制徴収公債権	② 非強制徴収公債権
発 生	公法上の原因 (不服申立可)	
督 促	時効中断 (行政処分のため不服申立可)	
時 効	2 年または 5 年	

延滞金	あり	
回収方法	滞納処分	支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行手続の実行

### 3.4 私債権に分類される債権種別

私債権は、契約などの当事者間の合意(私法上の原因)に基づき発生する債権をいう。公債権とは異なり、債務者は不服申立てをすることはできない。また、私債権は民法や商法の規定により、1年から10年の時効期間の経過と、債務者による時効の援用によって消滅するので、援用されなければ私債権は消滅しないのが特徴である。

滞納処分は行えないので、市は滞納債権について裁判手続きによる支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行を行う必要がある。

主な私債権の例・・・市営住宅使用料・駐車場使用料・上水道料(但し、長野市の場合、市営住宅使用料・駐車場使用料を公債権として取り扱っている。)

債権種別	私 債 権	
発生	私法上の原因(不服申立不可)	
督促	時効中断(行政処分ではないため不服申立不可)	
時効	1年から10年	
延滞金	なし(遅延損害金が発生する場合有り)	
回収方法	支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行	

令和2年4月1日施行の民法改正により、消滅時効が変更となっている。改正前の旧民法では、一般の債権の消滅時効は「権利を行使することができる時から10年間」という客観的起算点による消滅時効であった。改正後の新民法では、この「権利を行使することができる時から10年間」に加えて、「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間」という主観的起算点による消滅時効の早い方に変更となった。

### 3.5 債権の消滅時効

債権の消滅時効とは、法律に規定されている一定期間ある権利を行使しないという法律要件により、その権利の消滅という法律効果が生ずる制度である。

民法には時効について全般な規定が整備されているが、地方自治法にも債権の消滅時効について規定がある。

民法と地方自治法の間では、債権の消滅時効について相違点があり、これを一覧表に表すと次のとおりとなる。(次表では地方自治法を自治法と表記する。)

項 目	民 法	自 治 法
時効期間	10年(主観的起算点5年) 民法第166条第1項	2年または5年 自治法第236条第1項
援 用	必要 民法第145条	不要 自治法第236条第2項
時効利益の放棄	時効の完成後可 民法第146条	不可 自治法第236条第2項
中断事由	裁判上の請求等 民法第147条第1項	納入通知、督促 自治法第236条第4項

地方自治法第236条第1項から第4項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の消滅時効について定めている。

当然のことながら、私法上の債権は、民法や商法が時効について規定していることから、地方公共団体の金銭債権であっても、「時効に関し他の法律に定めのあるもの…」、「法律に特別の定めがある…」といった地方自治法第236条第1項又は第2項を根拠として、民法や商法の規定が適用されることになる。

前提として公債権と私債権の区分の基本は、法律の規定に基づいて発生しているか否かであるが、法律の規定に基づく債権が全て公法上の債権となるわけではなく、個別判断が必要となるものもある。

公債権は、時効が2年又は5年で時効の援用が不要であるのに対して、私債権は、時効が原則10年(主観的起算点5年)で時効の援用が必要であるため、長野市が有する公債権及び私債権については、債権管理上大きく性質が異なる。

## 第4 市税の概要

### 4.1 市税条例に定められる市税の種類

長野市市税条例第3条では、税目について以下のとおり定めている。

第3条 市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

2 市税として課する目的税は、次に掲げるものとする。

- (1) 入湯税
- (2) 事業所税

長野市が課税主体となる税金は、大きく分けて上記の2種類の性格で区分されている。一つは普通税と呼ばれる税金であり、その税収が他の収入と一緒にされて、税の使途が特定されていない、様々な支出目的のために使われる性格を有する。



もう一つは目的税と呼ばれる税金であり、税の用途があらかじめ指定された特定支出目的の性格を有する。

なお、他市においては目的税として、国民健康保険税も見受けられる。

#### 4.2 市税担当部署及び事務分掌

(令和5. 4. 1現在)

部	課	担									事務分掌		
			課長	主幹	補佐	専門員	係長	主査	主事	主事補		計	
財政部	市民税	税制・法人担当											(1) 課の庶務に関すること。 (2) 公印の管守に関すること。 (3) 税務事務運営の企画、調整及び総括に関すること。 (4) 税の調定及び統計の総括に関すること。 (5) 国及び県税の交付金に関すること。 (6) 税務窓口研修に関すること。 (7) 法人の市民税の賦課に関すること。 (8) 法人の市民税の調査に関すること。 (9) 法人の市民税及び事業所税の申告指導に関すること。 (10) 事業所税の賦課及び調査に関すること。 (11) 諸税の賦課に関すること。 (12) 諸税の調査に関すること。 (13) 道路運送車両法による臨時運行に関すること。 (14) 諸証明に関すること。
		個人担当1班	1	1	5		1	2	3		6	(1) 普通徴取にかかる個人の市民税及び県民税の賦課に関すること。 (2) 個人の市民税及び県民税に係る所得の調査に関すること。 (3) 個人の市民税及び県民税の申告指導に関すること。	
		個人担当2班					1	1	5		7		
		個人担当3班					0	4	4		8	(1) 特別徴取に係る個人の市民税及び県民税の賦課に関すること。 (2) 個人の市民税及び県民税に係る所得のうち給与及び退職所得の調査に関すること。	
	小計			1	1	5		3	12	18		40	

(令和5. 4. 1現在)

部	課	担当	事務分掌									
			課長	主幹	補佐	専門員	係長	主査	主事	主事補	計	
財政部	資産税課	台帳管理担当	1	1	3		4	4	3		11	(1) 課の庶務に関する事。 (2) 公印の管守に関する事。 (3) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。 (4) 調定及び統計に関する事。 (5) 土地、家屋課税台帳等の整備保管に関する事。 (6) 賦課に関する事。 (7) 納税管理人に関する事。 (8) 諸証明に関する事。
		土地評価担当					2	6	4		12	(1) 固定資産の評価に関する事。 (2) 賦課に関する事。 (3) 地籍図の整備保管に関する事。 (4) 特別土地保有税に関する事。
		家屋評価担当					4	7	8		19	(1) 固定資産の評価に関する事。 (2) 賦課に関する事。
		償却資産担当					3	1	1		5	(1) 固定資産の評価に関する事。 (2) 賦課に関する事。 (3) 償却資産課税台帳の整備保管に関する事。
	小計		1	1	3		13	18	16		52	

### 4.3 賦課事務のシステム

昭和 60 年に住民記録・印鑑情報のオンラインシステムを稼働し、住民記録のデータを共通利用する住民情報システムとして、税・国保・年金・福祉システムがホストコンピュータで稼働していたが、制度改正等による度重なる改修によりシステムの複雑化や安全性の低下などが課題となっていたことから、平成 27 年度の社会保障・税番号（マイナンバー）制度の開始に合わせ、事務の効率化と住民サービスの向上を図るため、順次、ホストコンピュータからパッケージシステムに移行した。

税システムは、平成 29 年 1 月から、富士通製パッケージ「MICJET 税務情報システム」を導入し、現在、クラウドサービスにより稼働している。

税務システムの区分と機能概要は次のとおり。

MICJET 税務情報システム

システム区分	システム機能
個人住民税システム	各種資料入力、資料併合、賦課計算処理、照会、イメージ管理、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
法人住民税システム	法人情報管理、申告管理、申告賦課処理、照会、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
固定資産税システム	土地管理、家屋管理、償却管理、共有管理、照会、賦課計算処理、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
軽自動車税システム	車両管理、賦課計算処理、照会、軽自動車検査協会連携、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
事業所税システム	事業所管理、申告管理、照会、申告賦課処理、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
市たばこ税システム	義務者管理、申告管理、手持品課税申告管理、照会、申告賦課処理、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
入湯税システム	義務者管理、申告管理、照会、申告賦課処理、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行

税務システムは、地方公共団体それぞれがシステムの発注・構築、維持管理、制度改正対応など個別に対応している現状があり、特に人口規模が一定以上の地方公共団体においては、同一ベンダでも仕様が異なることが多く、複数の地方公共団体で情報システムを共同利用する「自治体クラウド」推進の妨げとなっていたほか、様式・帳票が異なることも、利用する住民や企業に分かりづらく、地方公共団体においても事務の効率化を進める上での課題となっていた。

そうした背景から、令和元年8月に「自治体システム等標準化検討会」が発足し、デジタル庁・総務省が主導となり地方公共団体の基幹業務システムの標準化・統一化の検討が進められ、令和3年9月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行された。

個人住民税(森林環境税を含む)、法人住民税、固定資産税(都市計画税を含む)及び軽自動車税に係るシステムが標準化・統一化の対象とされ、原則全ての地方公共団体が令和7年度までにガバメント・クラウド上に構築された標準準拠システムへ移行することが義務付けられた。

#### 4.4 ふるさと納税

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度である。税に対する意識が高まり、納税者が納税の大切さを自分ごととしてとらえることのできる貴重な機会であり、自分の意思で納税対象を選択できる特徴がある。

この制度活用による自治体への効果は、ふるさと納税そのものが寄附者の意思により一年を通じて何時でもできることから、収入の早期確保が期待でき、広範囲から財政収入を確保できること、災害による被災地の復旧、復興に役立てることができることである。

反面、ふるさと納税が住所地へ納税する住民税を実質的に移転する効果がある仕組みのため、地域住民が他自治体へ寄附することによって、住所地へ納税されるはずであった住民税が他自治体へ流出してしまうという一面もある。

##### 4.4.1 ふるさと納税の意義と現況

ふるさと納税が始まった背景には、労働人口が都市部に集中している現状があり、これらの人達も過去においては故郷の市町村の自治体が提供している医療、学校や福祉などの住民サービスの恩恵を受けてきた。故郷である自治体に対して自分の意志で納税できる仕組みがあれば地方の自治体に対しての恩返しができるとして制度化され「ふるさと納税」という名前でスタートした。

制度の名前には「納税」とあるが、都道府県または市町村へ寄附を行うことで寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除される仕組みである。ふるさと納税をすれば自動的に税金が安くなるのではなく、各人の年税額の一部に充当されて控除されるという事である。また、控除されるためには確定申告など一定の手続きが必要となる。

ふるさと納税には三つの大きな意義がある。

第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。第二に、生まれ故郷は勿論のこと、お世話になった地域や、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。第三に、自治体

が国民に取組をアピールする事でふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むことである。

ふるさと納税制度は、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会につながり、人を育て、自然を守る、地方の環境を育みつつ、選んでもらうに相応しい、地域のありかたを改めて考えるきっかけへとつなげていく制度である。

それでは制度発足から数年が経過した現況はどうであろうか。

第1に、寄附が大量流入する一部の地方部自治体と、大量流出に直面する都市部自治体との格差が急拡大している。この帰結はマクロ的には制度の想定通りに見えるが、ミクロ的にはそうとは言い難い。令和4年度の1自治体当たりの平均寄附流入額は5.5億円だが、流入上位1パーセント相当の6自治体(都城市紋別市など)への流入額は100億円を超える。一方で、流出上位1パーセントの17自治体からの平均流出額は90億円を上回る。総務省によると、住民税とは各自治体の費用の負担を当該自治体の住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な応益性のある税である。ふるさと納税はこの原則を崩す例外的な制度だと当初から認識されていたが、現在のような極端な流出は想定を超えるものである。自治体は流入額を増やせるかもしれないが、流出を防ぐすべを持たない。

第2に、ワンストップ特例では手続きの都合上、本来は所得税控除になる部分が住民税控除に置き換えられるため、国の負担の一部を自治体が肩代わりすることとなっている。

第3に、寄附額の半分しか自治体の歳入となっていない。令和5年10月には総経費を寄附額の5割以内とするようルールが厳格化されたが、多くの自治体に残ったのは寄附額の半分未満だった。

第4に、原則として住民による寄附(つまり流出額)の75パーセント相当が国から自治体への地方交付税により補填されるが、寄附流入額の多寡に関係なく補填されている。各自治体の地方交付税は原則として、標準的な歳出(基準財政需要額)と標準的な歳入(基準財政収入額)との差額で決まるのだが、ふるさと納税の流入額は基準財政収入額に算入されないからである。

#### 4.4.2 ふるさと納税の返礼品に係る基準の変遷

ふるさと納税は、寄附に対し、返礼品として地域の特産品等を送付することが特色である。返礼品については、寄附額の向上のため、自治体間の返礼品競争の過熱が問題となり、このような状況を鑑み、総務大臣からは、高額または寄附額に対し返礼割合の高い返礼品(特産品)の送付を控えるよう、平成27年度と平成28年度の2度に渡り通知がされ、29年4月には返礼率を3割以下にすること、資産性の高いものは送らないこと、地元住民には品物を送らないことなどを具体的に求める通知があった。さらに令和元年度には地場産品の明確な基準が設けられるとともに、「返礼品率3割以内」「地場産

品であること」「募集にかかる経費を寄附額の5割以内に抑えること」を守らない自治体については税制控除の対象から外されることとなった。また、令和5年度には経費の基準が厳格化され、寄附募集に付随する費用についても募集に係る経費として計上するとともに、地場産品基準についてもさらに明確化された。

#### 4.4.3 仕組みと流れ

ふるさと納税の仕組みと流れについては以下のとおり。

- ① 自治体を選ぶ(主な理由として、「寄附したい思い入れのある場所がある。」「返礼品で好みの物が欲しい。」「寄附によるお金の使い道が気に入った。」)  
↓
- ② 申請・納付する(納税サイトから申請を行う場合、まず、納税サイトから好みの返礼品を選び、次に、必要事項などの選択・チェックを行い、「寄附を申し込む」などのアイコンから手続きに進み、最後に、カード決済または銀行振り込み等により寄附金を納付する。その後、寄附金額が確認されると、返礼品が手元に送られる。)  
↓
- ③ 控除の方法(確定申告をするかワンストップ特例を利用するか選択する。)

#### 4.4.4 ふるさと納税収支推移

ふるさと納税収支推移

##### (1) 長野市の主な取り組み

長野市における寄附額増加に向けた取り組みとして、新たなサイト(ふるなび、セゾンふるさと納税、JREMALL ふるさと納税、まいふる)を追加し、返礼品の追加として商品単価の高い定期分を追加した。

それでは、長野市におけるふるさと納税の使い道はどうなっているのだろうか。以下、長野市のHPより抜粋する。

- ① 荻原市長にお任せください
- ② 市民のくらしと産業を守る 新型コロナウイルス対策事業(地域医療の充実、学校教育支援、事業者への助成など)
- ③ 令和元年東日本台風災害 復旧・復興プロジェクト(公共施設の復旧、市民生活の支援、農業従事者や産業の復興・復旧支援など)
- ④ 松代城跡保存整備プロジェクト(史跡松代城跡保存整備事業、二の丸・三日月堀の保存)
- ⑤ 茶臼山動物園再整備プロジェクト(「みんなで作った動物園」として施設リニューアルし、オランウータンが実際の森で暮らすなど魅力ある動物園づくりに取り組む)
- ⑥ ながの「なりわい」創造プロジェクト(特色ある産業を育て、地域資源のブランド化・販路開拓のための取組みに活用)

- ⑦ 戸隠の自然と文化を守る(まちなみ保存と竹細工の伝統工芸を守る取組に活用)
- ⑧ 目指せ金メダル！長野オリンピック・パラリンピックレガシー承継(金メダルを目指す選手の育成やオリンピック施設の活用など)
- ⑨ ふるさとの父母の暮らしを守る(高齢者や障害者の生活をサポートし、健康的に生きがいを持って生活できるまちをつくる取組に活用)
- ⑩ 守ろう！美しいふるさと『ながの』(美しい里山、豊かな森と水源など、美しいふるさとを守る取り組みに活用)
- ⑪ 応援してください「長野の子育て」(妊娠、出産、子育て、教育に力を注ぎ、子供たちの笑顔があふれる地域を目指す取り組みに活用)
- ⑫ 訪れてみたくなるまちづくり(地域の魅力を活かしたイベントや体験会の実施等の取組に活用し、「行ってみたい」「楽しい」と思ってくれる長野市ファンを増やしていく。)

(2) ふるさと納税収支内訳表

**令和4年度分**

摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	241,679 千円	ふるさと納税額	941,733 千円
返礼品の送付費	92,337 千円		
広報費	4,294 千円		
決済費	12,659 千円		
事務等その他費 (証明書送料)	109,362 千円		
合計金額	460,331 千円	合計金額	941,733 千円

令和4年度においては、コロナ後の旅行需要やキャンプ製品などの工業製品に返礼品の需要がシフトしたこと、さらには年々加熱する返礼品競争により、これまで返礼品を行っていなかった市町村が返礼品の提供を始めたことなどにより、寄附額が減少したものと考えられる(企画課回答)。

**令和3年度分**

摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	258,599 千円	ふるさと納税額	1,153,831 千円
返礼品の送付費	101,186 千円		
広報費	1,464 千円		
決済費	15,261 千円		
事務等その他費 (証明書送料)	151,341 千円		

合計金額	527,851 千円	合計金額	1,153,831 千円
------	------------	------	--------------

令和3年度はふるさと納税の制度に対する周知が進んだこと、またコロナ禍での巣ごもり需要などにより寄付額が増加したものと考えられる(企画課回答)。

### 令和2年度分

摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	258,785 千円	ふるさと納税額	947,258 千円
返礼品の送付費	101,491 千円		
広報費	1,921 千円		
決済費	12,494 千円		
事務等その他費 (証明書送料)	128,374 千円		
合計金額	503,065 千円	合計金額	947,258 千円

令和2年度は、台風災害から時間が経過したこともあり、寄附額は減少した(企画課回答)。

### 令和元年度分

摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	255,598 千円	ふるさと納税額	1,039,967 千円
返礼品の送付費	98,231 千円		
広報費	1,591 千円		
決済費	11,991 千円		
事務等その他費 (証明書送料)	134,101 千円		
合計金額	501,512 千円	合計金額	1,039,967 千円

令和元年度は、東日本台風災害があり、長野市の被害状況が報道されることで注目度が高まり、多くの寄附が集まったと考えられる(企画課回答)。

### 平成30年度分

摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	69,040 千円	ふるさと納税額	452,181 千円
返礼品の送付費	25,284 千円		
広報費	1,295 千円		
決済費	5,222 千円		



事務等その他費（証明書送料）	59,323 千円		
合計金額	160,164 千円	合計金額	452,181 千円

### 平成 29 年度分

支出の部		収入の部	
摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	1,330 千円	ふるさと納税額	13,389 千円
返礼品の送付費	309 千円		
広 報 費	192 千円		
決 済 費	77 千円		
事務等その他費（証明書送料）	1,222 千円		
合計金額	3,132 千円	合計金額	13,389 千円

### 平成 28 年度分

支出の部		収入の部	
摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	0 千円	ふるさと納税額	6,860 千円
返礼品の送付費	0 千円		
広 報 費	88 千円		
決 済 費	35 千円		
事務等その他費（証明書送料）	144 千円		
合計金額	268 千円	合計金額	6,860 千円

### 平成 27 年度分

支出の部		収入の部	
摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	0 千円	ふるさと納税額	13,073 千円
広 報 費	119 千円		
決 済 費	53 千円		
事務等その他費	1,204 千円		
通信運搬費（証明書等送料）	348 千円		
合計金額	1,726 千円	合計金額	13,073 千円

※事務等その他費に、南長野運動公園総合球技場整備事業寄附者銘板設置工事を含む。

#### 平成 26 年度分

支出の部		収入の部	
摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	421 千円	ふるさと納税額	25,655 千円
広 報 費	168 千円		
決 済 費	53 千円		
事務等その他費	13 千円		
通信運搬費（証明書等 送料）	388 千円		
合計金額	1,045 千円	合計金額	25,655 千円

#### 平成 25 年度分

支出の部		収入の部	
摘要科目	金額	摘要科目	金額
返礼品の調達費	1,549 千円	ふるさと納税額	18,779 千円
広 報 費	527 千円		
決 済 費	0 千円		
事務等その他費	0 千円		
通信運搬費（証明書 等送料）	122 千円		
合計金額	2,199 千円	合計金額	18,779 千円

#### 4.4.5 長野市でのふるさと納税の現状と課題

総務省は、返礼品に関し、調達費が寄附額の 30%を超えないように自治体に通知するとともに、税制の改正を進めてきた。ふるさと納税の本来の趣旨からすると、返礼品は地場産品等に限定された上で各自治体は制度に基づいた運用が求められることになる。高額返礼品は自治体の過度な競争を生じさせ、本来の地方への還元趣旨を逸脱しかねない状況にある。

このような制度の背景の中、長野市の平成 30 年度から令和 4 年度までのふるさと納税の受入金額・税額控除(長野市から流出額)の推移、並びにワンストップ特例制度の適用件数は次のとおりとなる。

図 1

	H30	R01	R02	R03	R04
受 入 (千円)	452,181	1,039,967	947,258	1,153,831	941,732
税額控除(長野市からの流出額) (千円)	250,639	328,454	348,084	460,546	622,951
ワンストップ件数 (件)	6,170	8,055	8,626	15,831	24,438

長野市では、平成 29 年 6 月から、一部のふるさと納税ポータルサイトと連携を開始し、以後順次他のポータルサイトとも連携を図り、産地品に限定した返礼品の送付を可能としたふるさと納税を開始している。令和 4 年においても、新たなサイト(ふるなび、セゾンふるさと納税、JREMALL ふるさと納税、まいふる)を追加し、返礼品の追加として商品単価の高い定期分を追加している。

現状、長野市では、市民が長野市に対してふるさと納税による寄附をする場合、これを禁止はしていないが、返礼品の送付はしていない。この事については、民間の運営するポータルサイトにも明記されている。

平成 30 年 10 月末時点でふるさと納税による寄附額が 1 億 2 千万円余となり前年実績の 12 倍以上に達し、寄附見込み額を当初の倍の 2 億円に増額する予算案を提出したこと、反面、他の自治体への寄附による市民への市民税控除額は約 2 億 5 千万円余で、差し引きして赤字になることを公表した。そして赤字の拡大は看過できないとして、返礼品の種類を約 300 種類に拡大している。結果として、受入額は 4 億 5 千万超となり、差し引き黒字となった。

以後令和元年以降も、先の図 1 のように受入額が流出額を上回り、税収増に対する一定の効果があったといえる。

長野県内における、令和 4 年度ふるさと納税金額実績として、長野市は 6 位の受入額 9.41 億円となっており、上位市町村として、1 位須坂市が 32.35 億円、2 位伊那市 25.31 億円、3 位中野市 18.52 億円、4 位長野県 10.93 億円、5 位軽井沢町 10 億円に次ぐランキングとなっている。

中核市における、本件監査上の比較対象市の状況としては、下図のとおりである

順位	都市名	人口(千人)	寄付額	経費	寄付残額	流出額	差引	市民一人あたり流出額(円)
1	宮崎市	401	5,653,225	2,818,219	2,835,006	672,562	2,162,444	1,677
18	長野市	370	941,733	460,331	481,402	622,951	-141,549	1,684
30	松本市	237	423,117	183,937	239,180	516,355	-277,175	2,179
39	前橋市	332	285,382	97,941	187,441	806,389	-618,948	2,429
40	富山市	410	283,756	129,971	153,785	753,141	-599,356	1,837
41	高崎市	371	282,352	74,305	208,047	841,203	-633,156	2,267
61	川口市	604	41,320	15,617	25,703	1,774,131	-1,748,428	2,937
62	越谷市	344	34,331	6,939	27,392	939,431	-912,039	2,731
	平均	365	788,053	357,959	430,094	883,866	(453,772)	2,307

中核市 62 市中、47 市で流出額が寄附額を上回り赤字となっている。

その中で長野市は、平均以上の寄付額 9.41 億円を受入、寄附額 18 位となっている。

逆に流出額は 40 位、一人当たり流出額も 46 位となっている。

返礼品の数は令和 4 年が 582 品だったのに対し、令和 5 年は 900 品と拡充している。特徴的な返礼品として、戸隠竹細工(令和 4 年寄附実績 122 件)や小賀坂スキー製作所のスキー板などが挙げられる。

ふるさと納税制度は自治体の返礼品競争になっており、総務省も歯止めをかけるべく制度の整備を進めている。今後においては、過度な競争に巻き込まれることなく堅実に長野市の魅力をアピールしつつ、他市からも住んでみたい、来てみたいと思われるような印象を与える返礼品を対象として盛り込み、長野市自体の魅力を高める一助になることが望まれる。

第5 市税収納の概要

5.1 収納担当部署及び事務分掌

(令和5. 4. 1現在)

部	課	担当									事務分掌			
			課長	主幹	補佐	専門員	係長	主査	主事	主事補		計		
財政部	収納課	収納管理担当	1		2 (特別滞納整理室長を含む)			3	2	4		9	(1) 課の庶務に関する事。 (2) 公印の管守に関する事。 (3) 県民税の納付に関する事。 (4) 統計に関する事。 (5) 徴収原簿の整理保管に関する事。 (6) 督促状の発付に関する事。 (7) 市税の収入整理に関する事。 (8) 過誤納金の還付及び充当に関する事。 (9) 滞納繰越事務に関する事。 (10) 納税証明に関する事。	
		徴収総務担当					1	1	0	4		6	(1) 滞納処分と強制執行との調整手続きに関する事。 (2) 異議申立ての処理に関する事。 (3) 徴税関係機関との連絡調整に関する事。 (4) 市税の徴収嘱託及び受託に関する事。 (5) 市税の滞納整理に関する事。 (6) 市税の滞納処分に関する事。	
		徴収担当1班						2	4	2		8	(1) 市税の滞納整理に関する事。 (2) 市税の滞納処分に関する事。	
		徴収担当2班						1	1	2	2		6	
		特別滞納整理室						1	1	1	1		4	(1) 徴収困難な市税の滞納整理に関する事。 (2) 公売に関する事。
		派遣				1						1		2
小計			2		2	3	8	9	14		38			

徴収担当1班～2班の担当地区について（R5.4.1現在）

徴収担当1班：第三地区、第四地区、第五地区、古牧、三輪、古里、柳原、朝陽、若穂、豊野、吉田、大豆島、若槻、長沼、安茂里、芋井、市外一部（須坂市、坂城町）

徴収担当2班：第一地区、第二地区、芹田、浅川、小田切、芋井、篠ノ井、川中島、信更、戸隠、鬼無里、信州新町、中条、松代、更北、七二会、大岡

## 5.2 収納事務のシステム

収納課では、収納事務と徴収事務の大きく分けて二つの事務に対応するため、2種類のシステムを使用している。

一つは、課税情報を市民税課、資産税課と情報連携して収納管理を行う「MICJET 税務情報システム」で、その機能概要は次のとおりである。

収納システム	収入金管理、口座振替管理、仮消込管理、調定情報管理、過誤納管理、督促管理、返戻公示管理、照会、各種統計、調査資料作成、各種帳票発行
--------	---

もう一つは、滞納整理システム「THINK・TAX」で、機能概要は次のとおり。

納税者との交渉履歴や処分情報など滞納整理に係る税情報を管理するため、市民税課、資産税課との情報連携は制限されている。

滞納システム	滞納情報管理、分納誓約管理、債務承認管理、納付受託管理、時効管理、催告管理、財産調査管理、執行停止管理、猶予管理、交付要求管理、処分管理、承継管理
--------	---

## 第6 国民健康保険料（特別会計）の概要

被保険者の推移

年 度	被保険者数（人）
令和4年度	65,293
令和3年度	68,799
令和2年度	70,425
平成31年度	71,018
平成30年度	73,171

## 国民健康保険特別会計の状況

歳入

歳出

科 目	予算額 (千円)	決算額 (千円)	科 目	予算額 (千円)	決算額 (千円)
国民健康保険料	5,780,914	6,194,078	総 務 費	452,426	411,692
使用料及び手数料	3,240	2,986	保 険 給 付 費	24,478,227	23,855,534
国 庫 支 出 金	161	85	国民健康保険 事業費納付金	8,502,155	8,352,369
県 支 出 金	24,708,290	24,171,782	財政安定化基金	1	0
財 産 収 入	2,089	1,406	借 入 金		
繰 入 金	2,816,505	2,540,000	保 健 事 業 費	393,328	342,867
繰 越 金	839,523	1,159,173	積 立 金	2,089	1,406
諸 収 入	40,476	284,927	諸 支 出 金	357,973	312,154
財政安定化基金			予 備 費	5,000	0
借 入 金	1	0			
合 計	34,191,199	34,354,437	合 計	34,191,199	33,276,022

### 6.1 国民健康保険の調定額及び収納額推移

#### 国民健康保険料調定額推移

単位：千円

区 分	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比
一 般 分	6,934,984	85.6%	6,797,842	85.8%	6,614,963	85.4%	6,585,572	85.7%	6,351,758	85.5%
退 職 分	46,743	0.6%	7,280	0.1%	91	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
滞納繰越分	1,115,892	13.8%	1,121,397	14.1%	1,126,978	14.6%	1,101,826	14.3%	1,074,236	14.5%
合 計	8,097,619	100.0%	7,926,519	100.0%	7,742,032	100.0%	7,687,398	100.0%	7,425,994	100.0%

国民健康保険料収納額推移

単位：千円

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年度一般分	6,429,680	6,280,932	6,174,195	6,174,989	5,977,069
現年度退職分	44,823	7,125	91	0	0
現年度合計	6,474,503	6,288,057	6,174,286	6,174,989	5,977,069
滞納繰越分	228,259	212,946	247,768	211,466	217,009
合計	6,702,762	6,501,003	6,422,054	6,386,455	6,194,078

6.2 人員体制

令和5年4月1日現在

部	課	担当	課長	主幹	補佐	係長	主査	主事	主事補	保健師	計	事務分掌					
保健福祉部	国保・高齢者医療課	賦課担当	1	1	1	2	3	3	1		10	国民健康保険事業の企画及び運営に関する事	国民健康保険被保険者資格に関する事				
												国民健康保険の賦課資料の調査に関する事	国民健康保険料の賦課及び調定に関する事				
		収納担当			2	1	6							9	国民健康保険料の収納、滞納整理に関する事	督促状の発付に関する事	
															過誤納金の還付及び充当に関する事	国民健康保険料納付証明に関する事	
					国民健康保険料の滞納処分に関する事	審査請求の処理に関する事											
					給付担当	2	1	3	5						11	課の庶務に関する事	国民健康保険診療報酬に関する事
																保健事業に関する事	国民健康保険給付に関する事
		第三者行為に係る損害賠償請求に関する事															
		健診担当			1	1	3						1	6	特定健康診断、その他保健事業に関する事	後期高齢者の健康診査、その他保健事業に関する事	
		高齢者医療担当							2	3	1				6	後期高齢者医療保険の資格に関する事	後期高齢者医療保険の給付に関する事
																後期高齢者医療保険料の賦課に関する事	後期高齢者医療保険料の収納に関する事
																後期高齢者の保健事業に関する事	
国民年金室							2	2			4	国民年金保険料の免除及び猶予に関する事	国民年金被保険者の資格に関する事				
												国民年金の給付に関する事	福祉年金の給付に関する事				
			1	1	6	7	20	11	1	1	48						



第7 介護保険料（特別会計）の概要

被保険者（第I号65歳以上）の推移

（年度末現在）

年 度	被保険者数（人）	65歳以上75歳未満	75歳以上
4年度	111,780	48,926	62,854
3年度	111,968	51,157	60,811
2年度	111,384	51,566	59,818
1年度	110,525	50,624	59,901
30年度	109,892	51,024	58,868

介護保険特別会計（当初予算・決算）

（令和4年度）

歳入（保険事業勘定）

歳出（保険事業勘定）

科 目	予算額（千円）	決算額（千円）	科 目	予算額（千円）	決算額（千円）
介護保険料	7,456,236	7,431,805	総務費	916,661	792,655
使用料・手数料	2,483	2,222	保険給付費	32,801,777	31,888,531
国庫支出金	8,439,635	8,672,766	地域支援事業費	1,799,084	1,563,905
支払基金交付金	9,197,787	8,944,236	基金積立金	4,355	3,722
県支出金	4,940,657	4,875,961	公債費		
財産収入	4,355	3,722	予備費		
繰入金	5,451,462	5,182,804	諸支出金	12,123	261,467
繰越金	4,473	329,230	合 計	35,534,000	34,510,280
諸収入	36,912	42,883			
合 計	35,534,000	35,485,629			

歳入（介護サービス事業勘定）

歳出（介護サービス事業勘定）

科 目	予算額（千円）	決算額（千円）	科 目	予算額（千円）	決算額（千円）
サービス収入	3,799	1,485	総務費	493	372
繰越金	1	0	サービス事業費	3,307	1,113
合 計	3,800	1,485	合 計	3,800	1,485

## 7.1 介護保険の調定額及び収納額の推移

第1号被保険者 介護保険料調定額推移

単位：千円

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比	決算時	構成比
特別徴収	6,894,771	90.6%	6,799,664	92.0%	6,676,523	91.2%	6,805,487	90.6%	6,882,611	91.5%
普通徴収	507,939	6.8%	491,384	6.6%	555,274	7.6%	625,878	8.3%	568,923	7.6%
滞納繰越分	107,565	1.4%	100,305	1.4%	92,473	1.3%	80,427	1.1%	67,770	0.9%
合 計	7,510,275	100.0%	7,391,354	100.0%	7,324,270	100.0%	7,511,793	100.0%	7,519,304	100.0%

介護保険料収納額推移

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年度特別徴収	6,894,771	6,799,664	6,676,523	6,805,487	6,882,611
現年度普通徴収	462,462	445,869	518,398	590,815	536,198
現年度合計	7,357,234	7,245,534	7,194,922	7,396,302	7,418,809
滞納繰越分	17,891	16,922	21,770	17,619	12,995
合計	7,375,125	7,262,457	7,216,622	7,413,922	7,431,804

## 7.2 人員体制

部	課	担当									計	事務分掌
			課長	主幹	補佐	専門員	係長	主査	主事	主事補		
保健福祉部	介護保険課	賦課・収納担当	1	2	2 (篠ノ井支所駐在1名含む)		2 (1)	4 (3)	3 (2)		9 (6)	(1) 課の庶務に関する事。 (2) 公印の管守に関する事。 (3) 介護保険事業計画に関する事。 (4) 介護保険被保険者資格に関する事。 (5) 介護保険料の賦課資料の調査に関する事。 (6) 介護保険料の賦課に関する事。 (7) 介護保険料の調定に関する事。 (8) 介護保険料納付原簿の整理保管に関する事。 (9) 督促状の発付に関する事。 (10) 介護保険料及び諸収入金の滞納整理に関する事。 (11) 介護保険の諸収入金の調定に関する事。 (12) 介護保険料の滞納処分に関する事。 (13) 滞納処分と強制執行との調整手続に関する事。 (14) 過誤納金の還付及び充当に関する事。 (15) 介護保険料納付証明に関する事。 (16) 審査請求の処理に関する事。 (17) 諸証明に関する事。
		認定担当					1	5 (3)	1 (1)		7 (4)	(1) 認定調査に関する事。 (2) 要介護及び要支援の認定に関する事。
		給付担当					1	2 (1)	4 (4)	1 (1)	8 (6)	(1) 保険給付に関する事。 (2) 第三者行為に係る損害賠償請求に関する事。 (3) 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費に係る資金の貸付けに関する事。 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業の給付に関する事。
		派遣		1	1				1			3
合計			1	3	3		4 (1)	12 (7)	8 (7)	1 (1)	32 (16)	

( ) 内 女性職員

## 第8 使用料の概要

### 8.1 市営住宅等使用料の調定額及び収納額推移

過去5年間の市営住宅等使用料の調定額及び収納状況の推移は以下のとおりである。

市営住宅等使用料の調定額及び件数の推移(現年度分)

単位：千円、件

年度		市営住宅使用料	特定公共賃貸住宅使用料	厚生住宅使用料	定住促進住宅使用料	特別市営住宅使用料	七瀬住宅使用料
平成30年度	調定額	618,332	15,494	2,604	5,765	0	0
	件数	29,661	381	144	268	0	0
令和元年度	調定額	610,710	15,396	2,604	6,058	0	0
	件数	28,647	381	144	268	0	0
令和2年度	調定額	592,584	12,455	2,604	7,257	0	0
	件数	27,399	372	144	381	0	0
令和3年度	調定額	586,263	13,456	2,604	7,815	57	209
	件数	26,914	383	144	410	19	10
令和4年度	調定額	591,905	13,440	2,568	8,474	16,052	12,419
	件数	27,166	380	141	441	602	269

駐車場使用料の調定額及び件数の推移(現年度分)

単位：千円、件

年度		市営住宅駐車場使用料	特別市営住宅駐車場使用料	七瀬住宅駐車場使用料
平成30年度	調定額	19,850	0	0
	件数	619	0	0
令和元年度	調定額	20,005	0	0
	件数	613	0	0
令和2年度	調定額	19,316	0	0
	件数	599	0	0
令和3年度	調定額	18,767	57	0
	件数	581	19	0
令和4年度	調定額	21,393	1,191	415
	件数	708	48	32

## 市営住宅等使用料の調定額及び件数の推移(過年度分)

単位：千円、件

年度		市営住宅使 用料	特定公共賃貸 住宅使用料	厚生住宅 使用料	定住促進住 宅使用料	特別市営住 宅使用料	七瀬住宅 使用料
平成30年度	調定額	53,734	120	40	0	0	0
	件数	2,604	3	2	0	0	0
令和元年度	調定額	48,044	120	40	20	0	0
	件数	2,054	3	2	1	0	0
令和2年度	調定額	44,460	120	20	0	0	0
	件数	2,124	3	1	0	0	0
令和3年度	調定額	46,097	120	0	0	0	0
	件数	2,214	3	0	0	0	0
令和4年度	調定額	45,348	120	20	0	0	0
	件数	2,018	3	1	0	0	0

## 駐車場使用料の調定額及び件数の推移(過年度分) 単位：千円、件

年度		市営住宅駐 車場使用料	特別市営住 宅駐車場使 用料	七瀬住宅駐 車場使用料
平成30年度	調定額	1,403	0	0
	件数	659	0	0
令和元年度	調定額	1,381	0	0
	件数	648	0	0
令和2年度	調定額	1,313	0	0
	件数	638	0	0
令和3年度	調定額	1,301	0	0
	件数	614	0	0
令和4年度	調定額	1,307	0	0
	件数	825	0	0

## 市営住宅等使用料の収入額の推移

単位：千円

年度	市営住宅 使用料	特定公共賃貸 住宅使用料	厚生住宅 使用料	定住促進住 宅使用料	特別市営住 宅使用料	七瀬住宅 使用料
平成30年度	615,565	15,494	2,604	5,745		
令和元年度	606,315	15,396	2,624	6,078		
令和2年度	590,947	12,455	2,624	7,257		
令和3年度	585,508	13,456	2,584	7,815		
令和4年度	589,306	13,421	2,588	8,474	15,816	12,419

## 駐車場使用料の収入額の推移

単位：千円

年度	市営住宅 駐車場使用料	特別市営住宅 駐車場使用料	七瀬住宅 駐車場使用料
平成30年度	19,872		
令和元年度	20,042		
令和2年度	19,327		
令和3年度	18,762		
令和4年度	21,136	1,191	950

## 8.2 住宅課の人員体制

部	課	担当	課長	主幹	補佐	専門員	係長	主査	主事	主事補	計	事務分掌
建設部	住宅課	企画担当					3	2			5	(1) 住宅施策に関する企画及び調整に関すること。 (2) 住宅施策に係る事業の登録、認可等に関すること。 (3) 市営住跡地の処分及び活用に関すること。 (4) 住宅資金の融資に関すること。 (5) 住宅対策審議会に関すること。 (6) 住宅情報の提供に関すること。
		建設維持担当	1	1	1		2	4			6	(1) 市営住宅の建設及び維持に関すること。 (2) 厚生住宅の維持に関すること。 (3) 定住促進住宅の維持に関すること。 (4) 特定公共賃貸住宅の維持に関すること。 (5) 特別市営住宅の維持に関すること。 (6) 七瀬住宅の維持に関すること。 (7) 従前居住者用住宅の維持に関すること(駅周辺整備室が所管するものを除く。)
		管理担当					1	1	2			4
合計			1	1	1		6	7	2		18	

8.3 保育料の調定額及び収納額推移

過去5年間の保育料の調定額及び収納状況の推移は以下のとおりである。

保育料収入額推移

単位：千円

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	1,757,817	1,148,448	641,503	669,023	682,351
収入額	1,700,985	1,097,071	598,129	628,866	644,010

8.4 保育・幼稚園課の人員体制

部	課	担当	課長	主幹	補佐	補佐	専門員	係長・保育指導員	主査・保育主任	主事・栄養師	主事補	計	事務分掌	
こども未来部	保育・幼稚園課	人事給与担当				1 (1)		2 (1)	2 (2)	2		7 (4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>課の庶務に関する事</li> <li>公立保育所・認定こども園の庶務に関する事</li> <li>公立保育所・認定こども園職員の人事、給与及び厚生に関する事</li> </ul>	
		企画担当	1		2 (1)	1 (1)			1 (1)	3 (2)		5 (4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所のあり方・民営化等に関する事</li> <li>私立保育所等の施設整備に関する事</li> <li>社会福祉法人、保育所等の認可及び運営指導に関する事</li> <li>認可外保育施設の指導監査に関する事</li> <li>病児・病後児保育に関する事</li> <li>特定教育・保育施設の確認及び指導監査に関する事</li> <li>特別保育事業の補助に関する事</li> </ul>	
		支援担当		1				6 (5)	3 (3)	3 (2)			13 (10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所・認定こども園の施設維持管理に関する事</li> <li>公立保育所・認定こども園の給食、衛生管理及び保健に関する事</li> <li>保育所・認定こども園運営の指導・助言等に関する事</li> <li>子育て支援事業に関する事</li> <li>指定管理に関する事</li> </ul>
		利用給付担当						1		2 (1)	8 (8)		11 (9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立保育所等の運営費に関する事</li> <li>保育所・認定こども園の入所及び利用調整に関する事</li> <li>保育料（利用者負担）に関する事</li> <li>幼稚園への補助に関する事</li> <li>幼児教育・保育の無償化対象施設の利用給付に関する事</li> </ul>
合計		1	1	4 (3)	1	8 (6)	8 (7)	16 (12)			39 (28)			

( )内 女性職員



### 第3章 監査の結果

#### 第1 個人市民税

##### 1.1 概要

個人市民税は、賦課期日である1月1日に長野市に住所を有する個人及び長野市に住所はないが長野市に事業所等を有する個人に対し課税される税金である。個人市民税には「均等割」及び「所得割」がある。

##### (1) 納税義務者

長野市の個人市民税の納税義務者と対象となる税額は以下のとおりである。

納税義務者	対象税額
i 賦課期日（1月1日）において長野市に住所を有する個人	均等割及び所得割
ii 賦課期日（1月1日）において長野市に事務所、事業所（事務所、事業所とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所）又は家屋敷（自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅）を有する個人で長野市に住所を有しないもの	均等割

##### (2) 課税の仕組み

個人市民税の税額は均等割額と所得割額の合計額であり、均等割額と所得割額の計算方法は以下のとおりである。

- ① 均等割額・・・年額 3,500 円
- ② 所得割額・・・(合計所得金額－所得控除額) × 6%－税額控除額
- ③ 非課税

個人市民税には、経済的、身体的に担税力の弱い者に対して税負担を求めるべきではないとして非課税制度が設けられている。以下は非課税の範囲である。

- i 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者（教育扶助や出産扶助等は対象外）
- ii 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の者
- iii 前年の合計所得金額が市で定める非課税限度額以下の者

④ 所得

所得の種類、内容		所得金額の計算方法	
給与所得	俸給、給料、賃金、賞与等	収入金額－給与所得控除額	
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他事業から生ずるもの	収入金額－必要経費	
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付によるもの	収入金額－必要経費	
配当所得	剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託及び特定目的信託の収益の分配	収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子の	
一時所得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的なもの	収入金額－必要経費－特別控除額	
雑所得	公的年金、個人年金など、他のいずれの所得にも当てはまらないもの	次の①と②の合計額 ① 公的年金収入額－公的年金等控除額 ③ ①以外の収入金額－必要経費	
譲渡所得	総合	土地・建物・株式等以外の資産の譲渡によるもの	収入金額－取得費用－譲渡費用－特別控除額
	分離	土地・建物等の譲渡によるもの 株式等の譲渡によるもの	収入金額－取得費用－譲渡費用
山林所得	山林を伐採して譲渡、又は立木のまま譲渡したことによる所得	収入金額－必要経費－特別控除額	
利子所得	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託等の収益の分配	収入金額	
退職所得	退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与等	(収入金額－退職所得控除額)× $\frac{1}{2}$	

⑤ 所得控除

所得控除には、納税者の扶養状況等に着目した人的控除と、支出状況等に着目したその他の控除があり、それぞれの所得控除の種類は以下のとおりである。

人的控除	基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
その他の控除	社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、雑損控除、寄附金控除

#### ⑥ 税額控除

税額控除の種類は以下のとおりである。

調整控除、配当控除、配当割及び株式等譲渡所得割控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除

#### ⑦ 申告

個人市民税の納税義務者は、翌年の3月15日を期限として、長野市に市民税申告書（一般用又は事業所・家屋敷課税用）を提出する。ただし、以下のi～iiiに該当する納税義務者は、市民税申告書の提出を要しない。

- i 給与支払報告書の提出を受けている者で前年中に給与所得以外の所得を有しなかった者
- ii 公的年金等の支払いを受けている者で前年中に公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者
- iii 所得税の確定申告書の提出を受けている者

#### ⑧ 納付及び徴収

個人市民税の納付及び徴収は、以下の方法により行う。

- i 普通徴収・・・通知された税額を、納税義務者が自ら納付する。納期は、6月、8月、12月、1月の年4回。
- ii 特別徴収（給与）・・・通知された税額を、給与支払者が年12回に分けて納付する。そのため、給与支払者は、毎月の納税義務者の給与から市民税を徴収し、翌月10日までに納付する。
- iii 特別徴収（年金）・・・通知された税額を、公的年金の支払者が4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金支給の際に対象者から市民税を徴収し、翌月10日までに納付する。

#### ⑨ 減免

地方税法第323条に、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができるものと定められている。

長野市では、市税条例第 41 条において、市長は以下のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し、個人市民税を減免する、としている。減免を受けるためには、納期限までに、減免を受けようとする理由等を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。また、減免事由が消滅したときも、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

以下は、減免対象者の範囲である。

- i 生活保護法の規定による保護を受ける者
- ii 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- iii 学生及び生徒
- iv 天災その他特別の事情がある者

## 1.2 市民税課の組織体制

個人市民税の業務は、市民税課の個人担当 1 班～3 班が担当し、1 班と 2 班が普通徴収、3 班が特別徴収にかかる賦課に関する業務を担当している。令和 5 年 3 月 31 日現在における組織体制は以下のとおりであり、特定の班に属さない課長及び課長補佐は含めていない。

	人数	平均経験年数	主な事務分掌
個人担当 1 班	7 人	2.42 年	i 普通徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課に関すること
個人担当 2 班	7 人	3.60 年	ii 個人の市民税及び県民税に係る所得の調査に関すること iii 個人の市民税及び県民税の申告指導に関すること
個人担当 3 班	7 人	2.71 年	i 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課に関すること ii 個人の市民税及び県民税に係る所得のうち給与及び退職所得の調査に関すること

現職における経過年数

令和 5 年 3 月 31 日時点

	1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上	合計
個人担当 1 班	0	4	2	1	7
個人担当 2 班	0	3	2	2	7
個人担当 3 班	0	4	2	1	7

過去の税務の職務経験年数を含む

令和5年3月31日時点

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
個人担当1班	0	2	2	3	7
個人担当2班	0	2	1	4	7
個人担当3班	0	3	1	3	7

### 1.3 課税事務の流れ

個人市民税の担当者は、納税義務者の課税額を計算・賦課するために課税資料を取得する。取得する課税資料は、給与支払報告書、年金支払報告書、市県民税申告書、確定申告書があり、それらの課税資料をデータ取り込みや入力作業によって税務システムに取り込む。そして、個人ごと統合された所得をもとに税額を計算し、納税義務者へ通知する。主な個人市民税業務の月次業務と、年間の業務スケジュールは以下のとおりである。

月次事務	
随時更正	締日：月末最終営業日 通知日：翌月10日発送
給与特別徴収者に係る異動処理	締日：月末最終営業日 通知日：翌月10日発送
給与特別徴収者に係る過誤納処理	月初（前月過誤納分）

令和5年度 個人住民税 全体スケジュール

	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬						
給与支払報告書	提出義務期間 ~1/21																																			
年金支払報告書																																				
住民税申告書																																				
確定申告書																																				
相談・調査																																				

## 1.4 個人市民税の推移

### (1) 個人市民税の過去5年間の推移

< 調定額、収入額、納税義務者数の推移 >

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	20,922,504	21,328,408	21,519,122	21,288,315	21,537,870
収入額	20,506,686	20,981,734	21,227,908	21,060,803	21,332,676
徴収率	98.01%	98.37%	98.65%	98.93%	99.05%
納税義務者数 (人)	190,792	192,181	193,232	192,739	193,129

< 現年課税及び滞納繰越別の推移 >

単位：千円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年	調定額	20,510,656	20,993,143	21,217,313	21,050,012	21,329,318
	収入額	20,357,481	20,849,099	21,093,377	20,953,835	21,232,693
	徴収率	99.3%	99.3%	99.4%	99.5%	99.5%
滞納	調定額	411,848	335,266	301,809	238,304	208,552
	収入額	149,205	132,636	134,532	106,969	99,984
	徴収率	36.2%	39.6%	44.6%	44.9%	47.9%

< 最終納税義務者数の推移 >

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
均等割のみ	13,733	13,839	15,312	14,436	14,105
所得割のみ	928	972	980	912	954
両方を課税	176,131	177,370	176,940	177,391	178,080
合計	190,792	192,181	193,232	192,739	193,129

< 均等割額及び所得割額の推移 >

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
均等割額	663,390	668,250	670,976	669,672	670,884
所得割額	19,847,266	20,324,893	20,546,337	20,380,340	20,658,435
合計	20,510,656	20,993,143	21,217,313	21,050,012	21,329,319

### (2) 近隣中核市との比較

令和4年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

<比較した近隣市町村の人口等>

令和4年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k㎡)
松本市	239,460	106,608	978.47
富山市	410,214	182,725	1241.7
長野市	369,613	164,108	834.81
高崎市	369,845	169,981	459.16
前橋市	332,355	153,258	311.59

※人口は令和4年4月1日現在による。

<総額による比較>

単位:千円

	松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	14,378,301	26,117,673	21,537,870	22,768,508	20,093,269
収入額	14,120,306	25,264,621	21,332,677	22,557,877	19,827,347
徴収率	98.2%	96.7%	99.0%	99.0%	98.6%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位:千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	14,120,502	25,251,273	21,329,318	22,588,673	19,843,332
	収入額	14,030,564	25,020,053	21,232,693	22,487,676	19,732,510
	徴収率	99.3%	99.0%	99.5%	99.5%	99.4%
滞納	調定額	257,799	866,400	208,552	179,835	249,937
	収入額	89,742	244,568	99,984	70,201	94,837
	徴収率	34.8%	28.2%	47.9%	39.0%	37.9%

1.5 監査の視点

- (1) 賦課事務が、法令等に準拠し行われているか。→「合規性」の観点
- (2) 賦課事務が、納税者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点
- (3) 賦課事務が、納税者の理解を深め、効率的に執行されているか。  
→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

1.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
  - ・法令、条例等の確認
  - ・資料等による概況把握
  - ・担当課への往査及び質問と確認
  - ・過去5年間の推移



- ・他自治体の収納状況と比較
- (2)外部委託の検証
  - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
  - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3)課税客体把握の検証
  - ・課税客体の把握方法について質問と確認
  - ・不申告者に対するサンプル調査
- (4)更正処理の検証
  - ・更正事務の状況について質問と確認
  - ・税務調査について質問と確認
- (5)算定税額の検証
  - ・課税額の正確性についてサンプル調査
  - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
  - ・個人市民税の申告について質問と確認
- (6)課税事務の検証
  - ・職員経験年数表の閲覧
  - ・市民に対する窓口対応について質問と確認
  - ・通知書発送状況について資料閲覧、質問と確認
  - ・賦課調査について質問と確認
- (7)他部署との連携の検証
  - ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (8)過料の検証
  - ・賦課の状況について資料閲覧

## 1.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

### (1) 課税事務の検証の視点

<給与所得に係る特別徴収の促進について>

給与所得に係る特別徴収については、地方税法第 321 条の 3 及び市税条例第 35 条を根拠として、事務を執行している。特別徴収が増加することにより、給与所得者の未納及び滞納を未然に防ぐことができ、徴収コストの削減も期待できるため、市では特別徴収実施率の向上に取り組んでいる。

以下は、給与所得に係る特別徴収実施率の推移及び他市との比較である。

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
給与所得者	144,311 人	145,717 人	147,193 人	148,192 人	147,636 人	148,260 人
給与からの特別徴収	115,419 人	126,328 人	127,928 人	129,096 人	129,801 人	130,140 人
特別徴収実施率	79.9%	86.6%	86.9%	87.1%	87.9%	87.7%

※平成 30 年度から長野市を含む県下全 77 市町村において、給与所得に係る特別徴収義務化を徹底しているため、特別徴収実施率が大幅に増加している。

#### 他市との比較（令和 4 年度）

	長野市	松本市	富山市	前橋市
給与所得者	148,260 人	96,326 人	175,132 人	132,379 人
給与からの特別徴収	130,140 人	83,432 人	159,600 人	114,870 人
特別徴収実施率	87.7%	86.6%	91.1%	86.7%

長野市独自の取り組みとしては、令和元年度まで開催されていた年末調整説明会において、長野県作成のリーフレットを配布し、また、事業所へ給与支払報告書総括表を送付する際の通知文や、長野市ホームページに特別徴収を推進する記事を掲載しており、一定の成果を上げている。引き続き、特別徴収実施率の向上に取り組むことが望まれる。

#### (2) 外部委託の検証の視点

<データ入力作業について(平成 30 年度監査措置の検証)>

市民税課では、給与支払報告書、年金支払報告書、市県民税申告書のデータ入力業務について外部業者に委託している。当該外部委託業務については、平成 30 年度包括外部監査において、委託契約の前に市から提示する見積件数と実際の受注業者の処理件数の差について、監査人から以下の意見が提示され、措置がなされた。

<p><b>【データ入力作業について】</b></p> <p>件数の見積もりの際には、できるだけ見積件数と実績件数との間に誤差が生じないように引き続き注意することが望まれる。</p> <p>また、件数の乖離が大きい場合に契約金額を変更する、あるいは実績件数による金額精算を契約に追加する等の対応策について受注者と協議されたい。</p>	<p><b>【措置(改善)状況】(令和元年 6 月公表)</b></p> <p>見積件数は、前年度の実績等を参考に算出しているものなので、実績件数と差が生じることはやむを得ないと考える。このデータ入力業務は、請負契約による業務委託であり、事業者はスケジュールや作業人員の配置など複数の要素で事業費を積算し、市が予定した金額の範囲である場合に契約を行っているものである。件数は経費積算の一つの要素であるが、件数の差のみを理由に契約内容の変更を要求することは、適当でないと考える。</p>
---	--

以下は、令和元年度以降の見積概算件数と実績件数及び契約金額の推移である。

〈令和元年度〉

	見積概算件数	実績件数	実績件数÷ 見積概算件数の最大値	契約金額
給与支払報告書	130,000件～150,000件	147,294件	98.1%	12,864,500円
年金支払報告書	300件～500件	356件	71.2%	
市県民税申告書	11,000件～12,500件	10,730件	85.8%	
合計	141,300件～163,000件	158,380件	97.1%	

〈令和2年度〉

	見積概算件数	実績件数	実績件数÷ 見積概算件数の最大値	契約金額
給与支払報告書	130,000件～150,000件	109,242件	72.8%	14,883,000円
年金支払報告書	300件～500件	348件	69.6%	
市県民税申告書	10,000件～12,000件	9,905件	82.5%	
合計	140,300件～162,500件	119,495件	73.5%	

〈令和3年度〉

	見積概算件数	実績件数	実績件数÷ 見積概算件数の最大値	契約金額
給与支払報告書	105,000件～125,000件	95,698件	76.5%	12,573,000円
年金支払報告書	300件～500件	335件	67%	
市県民税申告書	9,500件～11,500件	9,303件	80.8%	
合計	114,800件～137,000件	105,336件	76.8%	

〈令和4年度〉

	見積概算件数	実績件数	実績件数÷ 見積概算件数の最大値	契約金額
給与支払報告書	105,000件～120,000件	92,719件	77.2%	12,672,000円
年金支払報告書	300件～500件	238件	47.6%	
市県民税申告書	9,500件～11,500件	8,791件	76.4%	
合計	114,800件～132,000件	101,748件	77.0%	

見積概算件数の最大値と実績件数が乖離する状況が令和2年度以降続いている。措置の状況においては、「見積件数は、前年度の実績等を参考に算出しているものなので、

実績件数と差が生じることはやむを得ない」とあるが、令和2年度以降、合計の見積概算件数の最大値と合計の実績件数には、2割以上の開きがあり、前年度実績により、見積概算件数を算出しているとは言えない。

次に、当該委託業務の契約締結までの流れを確認した。回答は以下の通り。

本データ作成業務は、請負契約により業務委託しており、発注業務の積算に要すると思われるスケジュールや概算の件数等を示しているものであります。事業者は、提示された内容を基に経費を積算しており、業務を受注した場合は、実施スケジュールに沿って業務実施に要する人員等の配置などを行っています。

概算の件数については、業務実施における経費を積算するための一つの要素であることは認識しておりますが、スケジュールやその他の必要経費などの複数の要素を含めて積算した金額が事業者から示され、市が予定した金額の範囲である場合に契約を行っているものです。

見積概算件数を受注業者が必要としていることから委託業務の契約金額の算定根拠の一つであることは明らかであり、また、通常の場合、受注業者は見積概算件数範囲のうちの最大件数で見積額の積算を行う。したがって、契約前の下見積の際に、前年度の実績件数を上回る件数範囲を相手先に提示する必要性はない。また、実績件数は、給与支払報告書の電子申告率の向上等もあり、年々減少傾向にあるため、前年実績等を検証し、見積件数について、正確に把握することが望まれる。

**【意見】** データ入力作業について(平成30年度監査措置の検証)

受注業者に提示する見積概算件数の範囲について、前年度の実績件数を基に正確に精査することを検討されたい。

(3) 課税の公平性の視点

〈未申告者に対する実態調査について〉

地方税法第315条において、所得があるにも関わらず申告書の提出がない場合は、市町村は独自の調査に基づいて所得の算定を行うこととされており、市民税課では、1月に申告書の事前発送後、申告がない者に対し、7月に申告書の再発送を行っている。

以下は、市民税申告書及び家屋敷課税申告書の発送件数及び再発送件数の推移である。

〈市民税申告書〉

申告年度	R元年度課税分 (H30年分所得)	R2年度課税分 (R元年分所得)	R3年度課税分 (R2年分所得)	R4年度課税分 (R3年分所得)	R5年度課税分 (R4年分所得)
申告書発送件数	15,824件	14,727件	13,551件	13,620件	11,917件
再発送件数	3,582件	3,633件	3,429件	3,214件	3,133件

※再発送件数は、6月末時点で課税資料がない者に対して行っているため、1月の申告書発送に対して返送がなかった者に対する件数ではない。

〈事業所・家屋敷課税〉

	R元年度課税分 (H30年分所得)	R2年度課税分 (R元年分所得)	R3年度課税分 (R2年分所得)	R4年度課税分 (R3年分所得)	R5年度課税分 (R4年分所得)
申告書発送件数 (事業所・家屋敷)	367 (事業所:62 家屋敷:305)	342 (事業所:86 家屋敷:256)	299 (事業所:73 家屋敷:226)	274 (事業所:66 家屋敷:208)	295 (事業所:82 家屋敷:213)
申告件数	224 (事業所:25 家屋敷:199)	204 (事業所:41 家屋敷:163)	194 (事業所:37 家屋敷:157)	168 (事業所:32 家屋敷:136)	183 (事業所:41 家屋敷:142)

申告書再発送後の未申告者に対する実態調査についてヒアリングを行った。事業所・家屋敷課税については、再発送後も申告がない者について、国税への照会を行い、返送のないすべての者について課税状況調査を行っているが、市民税申告書再発送後の返送がない未申告者に対しては、それ以降、申告を促すことは特に行っていない。それらの未申告者については、非課税であるとの明確な根拠はなく、課税所得があるにも関わらず申告していない可能性があり、課税の公平性の観点から改善の余地がある。継続的に課税データがない者を中心に、所得があるにもかかわらず未申告であるのか更なる調査を進め、適正な課税に務めることが望ましい。

地方税法 315 条 (所得の計算)

第 1 項 市町村は、第 294 条第 1 項第 1 号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによって、その者の第 313 条第 1 項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定するものとする。

一 その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

二 その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

(4) 課税客体の把握の視点

〈事業所・家屋敷課税について〉

個人市民税の課税対象者を網羅的に捕捉することは、課税客体の把握及び課税の公平性の観点から重要である。

個人市民税の納税義務者について、市税条例第11条に規定している。

市税条例第11条（市民税の納税義務者）

市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

第1号 市内に住所を有する個人

第2号 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者

第3号 市内に事務所又は事業所を有する法人

第4号 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの

第5号 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。）の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

市に住所はないが事業所又は家屋敷を有する個人についても、居住者同様に行政サービスの恩恵を受けていることに変わりはない。市としては、市内の事業所・家屋敷課税対象者を客体の課税状況を正確に把握し、課税漏れを防ぐ必要がある。

市内の事業所・家屋敷課税の課税客体の把握については、平成30年度包括外部監査において、監査人が「他課との連携強化」についての意見を提示し、市では、令和2年度以降、以下の方法により、他課と連携し課税客体の把握を行っていることが確認できた。

- ・保健所と連携し、毎年「食品衛生法による営業許可申請書・食品衛生に関する条例による営業許可申請書」、「理・美容所開設届出書」、「クリーニング所開設届出書」、「公衆浴場経営許可申請書」、「旅館業営業許可申請書」、「住宅宿泊事業届出書」を管理する台帳の提供を受け、新規個人事業主を把握し課税に結びつけている。あわせて、課内法人市民税担当と連携し事業所用家屋の貸付状況を把握し課税に結びつけている。
- ・資産税課と連携し、毎年固定資産税の課税データの提供を受け、市内別荘地における新築家屋の所有者を特定し、家屋敷課税に結びつけている。

個人市民税の課税客体の把握状況の検証の為、市内の商業ビルを無作為に選定し、事業所の令和4年度の課税状況を確認した。結果は、以下の通りである。

- ① 商業ビルA（7店舗）・・・法人市民税が課税7件（課税状況不明0件）
- ② 商業ビルB（6店舗）・・・法人市民税が課税1件（課税状況不明5件）
- ③ 商業ビルC（6店舗）・・・法人市民税が課税2件（課税状況不明4件）
- ④ 商業ビルD（10店舗）・・・法人市民税が課税5件（課税状況不明5件）

調査の結果、ビルAについては、すべて法人市民税が課税されていることが確認でき

たが、ビルB、C、Dについては、課税状況の確認ができなかった。

その件について市民税課に確認したところ、店舗名や事業所の住所から事業主を特定できないため、ビル別店舗の正確な課税状況は把握できないと回答を得た。

商業ビルで事業を行う個人事業主の場合、店舗は賃貸によるものがほとんどであり、店舗の住所と住所地在異なるため、その個人の正確な課税状況の把握が困難である点は理解できる。

しかし、長野市に事業所等を有する個人で市内に住所を有しない者に対しては市税条例第 11 条により均等割が課税されなければならない。効率性を考慮した上で、市における能動的な事業所課税サンプル調査を実施する等、現状の確認体制について改善の余地がある。

事業所課税の調査方法の一つとして、国税官署へ店舗の課税状況の照会を実施することも有効である。現在、市では国税データベースから「長野市に住所又は居所を有する者」に関する確定申告書データの提供を受けているとのことであるが、長野市以外の税務署に事業所の課税状況の照会を実施することについて検討が望まれる。

#### 【意見】事業所・家屋敷課税について

事業所課税について、市内に数多ある事業所の把握には相当の時間と労力が必要であろうが、費用対効果を踏まえながら、定期的な実態調査及びその実態調査方法の研究を行うことについて、検討が望まれる。

#### (5) 過料の検証の視点

##### <過料について>

市税条例第 28 条によると、申告期限までに提出すべき申告書を正当な理由なく提出しなかった場合、又、申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合、10 万円以下の過料を科すこととしているが、市では、第 28 条に基づく過料を科した実績がない。

また、条例第 28 条第 2 項により、過料の額は、情状により、市長が定めるとしているが、その判断基準や過料を科す手順を定めた内規、マニュアル等がなく、現状、誰にどのように過料を科すかが判断できない。

課税の公平性の観点からは、悪質な未申告者や、正当な理由がなく申告すべき事項を申告しなかった個人に対しては過料を科すことが望ましい。また、過料に関する実務指針がない現状では、過料を科す場合の金額の算定について恣意性が介入してしまう可能性があり、この点について改善の余地がある。

#### 市税条例第 28 条（市民税に係る不申告に関する過料）

第 1 項 市民税の納税義務者が第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合又は同条第 8 項若しく

は第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第2項 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

第3項 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

**【意見】 過料について**

市税条例第28条に基づく過料を科す場合と科さない場合の判断基準及び金額の算定基準を明確にし、その実務手順についても内規として準備していくことの検討が望まれる。



## 第2 法人市民税

### 2.1 概要

法人市民税は、市内に事務所、事業所、寮等を有する法人や人格のない社団等に課税される税金である。法人市民税には、利益の有無に関わらず資本金等の額及び従業者数により計算する「均等割」と、法人税額に応じて計算する「法人税割」があり、税額はその合計額となる。

#### (1) 納税義務者

法人市民税の納税義務者と対象となる税額は以下のとおりである。

納税義務者	対象税額
i 市内に事務所または事業所を有する法人	均等割及び法人税割
ii 市内に寮、宿泊所等がある法人で、事務所または事業所を有しないもの	均等割
iii 市内に事務所または事業所を有する公益法人等で収益事業を行うものまたは人格のない社団等	均等割及び法人税割
iv 市内に事務所または事業所を有する公益法人等で収益事業を行わないもの	均等割
v 市内に事務所または事業所を有し、法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人	法人税割

#### (2) 課税の仕組み

法人市民税の税額は、均等割額と法人税割額の合計額によって計算される。均等割額と法人税割額の計算方法は以下のとおりである。

##### ① 均等割額

資本金等の額	従業者数	税率（年額）
50億円超	50人超	3,600,000円
10億円超、50億円以下	50人超	2,100,000円
10億円超、50億円以下	50人以下	492,000円
1億円超、10億円以下	50人超	480,000円
1億円超、10億円以下	50人以下	192,000円
1千万円超、1億円以下	50人超	180,000円
1千万円超、1億円以下	50人以下	156,000円

1千万円以下	50人超	144,000円
1千万円以下	50人以下	60,000円
上記以外の法人		60,000円

## ② 法人税割額

法人税割額は、課税標準となる法人税額に以下の税率を乗じて計算する。

区分		令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日から令和元年9月30日の間に開始する事業年度
資本金等の額が1億円を超える法人		8.4%	12.1%
資本金等の額が1億円以下である法人、人格のない社団等、資本金又は出資金を有しない法人	法人税額が1千万円超の法人	7.7%	11.4%
	法人税額が1千万円以下の法人	7.1%	10.8%

※従業員数とは、長野市内の事務所または事業所等に勤務する従業員の合計であり、この場合の従業員は、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの類する給与の支払いを受けるべき者をいい、常勤、非常勤は問わない。

## ③ 非課税

地方税法第296条第一項第一号及び第二号に該当する法人には法人市民税を課税することができず非課税となる。ただし、第二号に該当する法人が収益事業を行う場合は課税となる。第一号には国、地方公共団体等が、第二号には日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等がある。

## ④ 申告及び納付

法人市民税は申告納付方式であり、納税義務者が法人市民税の課税標準額及び税額を市に申告し、その申告した税額を納付する。

申告の種類	法人市民税額		申告期限
	均等割	法人税割	
確定申告	均等割の税率×算定期間中において長野市内に事務所等を有していた月数/12	課税標準となる法人税額×法人税割の税率	事業年度終了の日の翌日から2月以内※法人税において確定申告書提出期限延長の特例の適用を受けた場合

				は法人市民税についても延長される。
中間申告	予定申告	均等割の税率×算定期間中において長野市内に事務所等を有していた月数/12	前事業年度の法人税割額×6/全事業年度の月数	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
	仮決算に基づく 中間申告	均等割の税率×算定期間中において長野市内に事務所等を有していた月数/12	仮決算により計算した課税標準となる法人税額×法人税割の税率	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内

## ⑤ 減免

地方税法第323条において、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる」と定められている。

また、市税条例第41条及び市税条例施行規則第20条において、市民税の減免について規定されており、以下の減免対象者が減免を受ける場合には、納期限までに減免申請書及び減免を受けようとする事由を証明する書類を市長に提出しなければならない。

- i 公益社団法人及び公益財団法人
- ii 認可を受けた地縁による団体
- iii 特定非営利活動法人
- iv 天災その他特別の事情がある者

## 2.2 市民税課の組織体制

法人市民税の賦課及び申告書の処理等の業務は、財政部市民税課の税制・法人担当が担当している。令和5年3月31日現在における組織体制は以下のとおり。なお、特定の担当に属さない課長及び主幹及び課長補佐は含めていない。

	人数	平均経験年数	事務分掌
税制・法人担当	12名	3.38年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課の庶務に関すること</li> <li>・ 公印の管守に関すること</li> <li>・ 税務事務運営の企画、調整及び総括に関すること</li> <li>・ 税の調定及び統計の総括に関すること</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及び県税の交付金に関すること</li> <li>・ 税務窓口研修に関すること</li> <li>・ 法人の市民税の賦課に関すること</li> <li>・ 法人の市民税の調査に関すること</li> <li>・ 法人の市民税及び事業所税の申告指導に関すること</li> <li>・ 事業所税の賦課及び調査に関すること</li> <li>・ 諸税の賦課に関すること</li> <li>・ 諸税の調査に関すること</li> <li>・ 道路運送車両法による臨時運行に関すること</li> <li>・ 諸証明に関すること</li> </ul>
--	--	--	--

現職における経過年数

令和5年3月31日時点

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
税制・法人担当	2人	3人	6人	1人	12人

過去の税務の職務経験年数を含む

令和5年3月31日時点

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
税制・法人担当	1人	3人	7人	1人	12人

### 2.3 課税事務の流れ

法人市民税の賦課及び申告書の処理等について、基本的な月次の業務として、法人の設立や開設及び異動届出書の内容確認及びシステムの取り込み、及び、法人市民税申告書の処理がある。以下は、月次業務及び年間業務の流れである。

月次業務
① 申告書・申告案内書の発送(決算月の翌月に送付)
② 電子申告のデータの取り込み及び紙媒体の申告書の入力
③ 申告納期限後5営業日目に歳入調定
④ 不申告法人調査

年間業務
5月 収益事業開始届出書の確認(新規減免法人の確認：長野税務署)
6月 法人市民税減免決定

11月 収益事業開始届出書の確認(継続減免申請法人の確認：税務署)

## 2.4 法人市民税の推移

### (1) 法人市民税の過去5年間の推移

<調定額、収入額、納税義務者数の推移>

単位：千円、人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	6,391,250	5,914,480	5,166,052	5,664,395	5,739,033
収入額	6,367,604	5,889,001	5,090,018	5,653,767	5,719,795
徴収率	99.63%	99.57%	98.53%	99.81%	99.66%
納税義務者数	11,869	11,660	11,647	11,619	11,633

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税割の税率が引き下げられたため、令和2年度における調定額は、前年度から比較して大きく減少している。

<均等割額及び法人税割額の推移>

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
均等割額	1,469,220	1,475,477	1,425,749	1,414,186	1,566,619
法人税割額	4,893,739	4,419,278	3,718,256	4,213,831	4,156,480
合計	6,362,959	5,894,755	5,144,005	5,628,017	5,723,099

※現年課税分のみであるため、上記の<調定額、収入額、納税義務者数の推移>における調定額とは一致しない。

### (2) 近隣中核市との比較

令和4年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

<比較した近隣市町村の人口等>

令和4年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k㎡)
松本市	239,460	106,608	978.47
富山市	410,214	182,725	1241.7
長野市	369,613	164,108	834.81
高崎市	369,845	169,981	459.16
前橋市	332,355	153,258	311.59

※人口は令和4年4月1日現在による。

<総額による比較>

単位：千円

	松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	3,411,290	8,086,288	5,739,034	6,080,571	4,202,400
収入額	3,389,689	7,992,492	5,719,795	6,063,929	4,158,841
徴収率	99.3%	98.8%	99.6%	99.7%	98.9%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	3,394,621	7,988,806	5,723,100	6,067,774	4,161,009
	収入額	3,384,409	7,975,492	5,713,146	6,059,510	4,152,106
	徴収率	99.6%	99.8%	99.8%	99.8%	99.7%
滞納	調定額	16,669	97,482	15,934	12,797	41,391
	収入額	5,280	17,000	6,649	4,419	6,735
	徴収率	31.6%	17.4%	41.7%	34.5%	16.2%

## 2.5 監査の視点

- (1) 課税事務が、法令等に準拠し行われているか。→「合規性」の観点
- (2) 課税事務が、納税者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点
- (3) 課税事務が、納税者の理解を得られるよう、効率的に執行されているか。  
→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

## 2.6 主な監査の手続き

- (1) 概況の把握
  - ・法令、条例等の確認
  - ・資料等による概況把握
  - ・担当課への往査及び質問と確認
  - ・過去5年間の推移
  - ・他自治体の収納状況と比較
- (2) 外部委託の検証
  - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
  - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 課税客体把握の検証
  - ・課税客体の把握方法について質問と確認
  - ・不申告者に対するサンプル調査
- (4) 更正処理の検証
  - ・更正事務の状況について質問と確認

- ・ 税務調査について質問と確認

#### (5) 算定税額の検証

- ・ 課税額の正確性についてサンプル調査
- ・ 正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- ・ 法人市民税の申告について質問と確認

#### (6) 課税事務の検証

- ・ 職員経験年数表の閲覧
- ・ 市民に対する窓口対応について質問と確認
- ・ 通知書発送状況について資料閲覧、質問と確認
- ・ 課税調査について質問と確認

#### (7) 他部署との連携の検証

- ・ 市役所内での情報共有状況について質問と確認

#### (8) 過料の検証

- ・ 課税の状況について資料閲覧

### 2.7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたため、以下に記載する。

#### (1) 課税事務の検証の視点

##### <法人市民税の減免について>

市民税の減免対象者は市税条例第 41 条第 1 項に規定されており、法人市民税の減免対象者は天災その他特別の事情がある者を除き、公益法人及び公益財団法人(第 4 項)、認可を受けた地縁による団体(第 5 項)、特定非営利活動法人(第 7 項)となる。また、同条第 2 項により、減免を受けようとする者は申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出しなければならない。減免の範囲については市税条例施行規則第 20 条に規定があり、条例第 41 条第 4 項から第 7 項までに規定する者で収益事業を営まないものに対し、均等割額を免除するとしている。以上の規定から、法人市民税の減免を受けようとする法人は、収益事業を営んでいないことを証明する書類を添えて申請しなければならない。

一方、減免手続きについての内規である法人市民税減免取扱要領では、収益事業を行っていないことの判定は、減免を受けようとする法人が税務署に収益事業の開始届出書が提出されていないことによるとしている。実務上は税務署に対し年に 2 回、収益事業開始届の確認を行っているが、申請者から収益事業を営んでいないことを証明する書類の添付は求めている。

市税条例が減免根拠の証拠書類の添付を求めているにも関わらず、書類の添付を求め

ず他の方法により減免根拠を確認するとしている法人市民税減免取扱要領は、市税条例に則していないため見直すべきである。

【指摘】法人市民税の減免について

収益事業を営んでいないことの証明については書面の添付を求めるよう、書面の種類及び確認方法等について検討し、条例に則した方法となるよう要領の見直しを要望する。

<法人除却の要件と処理の整合性について>

<不申告法人調査の流れ>

市では、申告書・申告案内の発送後、申告期限が過ぎても申告がない場合、その申告がない法人に催告書を発付する。催告書の発付後も申告書の提出が無い場合、不申告法人に対して調査を実施する。調査は、内規である、「不申告法人実態調査実施手順」に準じて行い、調査結果によって、申告指導、税額の決定、決定保留または除却処理を行う。以下は、不申告法人調査の実施手順である。

i 申告書送付

申告義務がある法人に対し、納期限1か月前に申告書を送付する。

ii 不申告者リスト打ち出し

申告期限が過ぎても申告されない法人は、申告期限の1か月後にリストを作成する。

iii 催告書の送付

不申告者リストから該当となる法人に対し、催告書を送付（以下を除く）。

- ・ 申告が確認できた法人
- ・ 決算期変更等により申告が必要ないと確認できた法人（休業法人含む）
- ・ 破産した法人
- ・ 解散・清算終了した法人

iv 不申告台帳への法人登録

催告書を送付した法人のうち、申告のあった法人以外の法人（休業法人を含む）について、不申告台帳に法人名等を登録する。

v 月次の不申告法人実態調査

催告書送付後1か月経過してもなお申告がない場合は、電話調査、書類調査、訪問調査等を行う。

vi 年次の不申告実態調査

vの調査によって申告、税額の決定に至らなかった法人について、県への実態調査を実施する。

vii 現地調査等



viの実態調査により不申告法人と回答された法人について、資料調査、電話調査及び現地調査を実施する。市外本店法人の場合は、必要に応じて本店所在地の市町村へ調査する。現地調査等の結果により、税額の決定または決定保留または除却処理を行う。

過去5年間の不申告法人実態調査件数及びその処理結果の推移は以下のとおりである。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査件数(件)	181	197	263	263	244
現地調査件数(件)	149	0	0	14	8
期限後申告(件)	34	50	98	71	84
解散等(件)	0	1	9	5	6
除却(件)	24	29	0	32	40
決定(件)	3	90	32	25	55
決定額(円)	150,000	5,017,500	1,583,300	1,486,000	2,968,300

※調査件数は、催告書発送件数と同数。

※令和元年度及び令和2年度については、東日本台風災害、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で現地調査を実施しなかったため0件。

※令和2年度については、除却対象法人の決裁・登録処理が令和3年度にずれ込んだため、除却件数は0件。

※法人の除却については、地方税法及び市税条例に規定されていないため、市の内規である、「法人の除却等に関する事務取扱」により課税事務を進めている。除却処理された法人は、法人市民税課税台帳から削除され、次年度の申告書・申告案内書は発送されない。

次に、不申告実態調査記録を取得し、調査手順や調査後の処理の検証を行った。その結果、内規で定める除却要件に該当している法人について、その時点で除却とせず、その後も、実態調査を継続しているケースが数件確認できた。

その件について担当課に確認したところ、「現行の除却基準で除却に当てはまるが、除却に疑義のある法人については、その除却が妥当であると言い難いため、除却を保留とし、調査を継続している。」と回答を得た。

除却法人となった場合、国税官署の復活処理、又は、当該法人からの申告書の提出が無ければ、その除却処理が取り消されることはなく、不申告法人実態調査は行われぬ。そのため、除却処理に慎重になる実情は理解できる。問題は、除却処理の判断において調査担当者の恣意性の介入する可能性がある点、及び、現行の除却処理についての内規

自体が不申告法人実態調査の実務処理の指針としては不十分な点である。これらの点について改善の余地がある。

**【意見】 法人除却の要件と処理の整合性について**

市で定める除却要件に、除却要件に該当してもなお除却に疑義のある法人がある場合の取り扱いについての実務指針を追加し、除却要件を整備することの検討が望まれる。

**(2) 過料の検証の視点**

**<過料について>**

市税条例第 28 条に基づく過料を科した実績がない。また、条例第 28 条第 2 項により、過料の額は、情状により、市長が定めるとしているが、その判断基準や過料を科す手順を定めた内規がない。これでは実務上、誰にどのように過料を科すか、その判断について恣意性が介入してしまう恐れがあり、適切ではない。正当な理由がなく申告すべき事項を申告しなかった法人に対して過料を科すことが、適切に申告を行っている法人との課税の公平性を保つ観点からも必要である。この点について、改善の余地がある。

**市税条例第 28 条（市民税に係る不申告に関する過料）**

第 1 項 市民税の納税義務者が第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 8 項若しくは第 9 項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

第 2 項 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

第 3 項 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

**【意見】 過料について**

市税条例第 28 条に基づく過料を科す場合と科さない場合の判断基準及び金額の算定基準を明確にし、内規として整備することについて、検討が望まれる。

### 第3 固定資産税（土地及び家屋）

#### 3.1 概要

固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」という）を所有している者が、その固定資産の価格を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金である。ここでは固定資産のうち、土地及び家屋について記載する。

##### （1）納税義務者

固定資産税の納税義務者は、賦課期日（毎年1月1日）現在の固定資産の所有者である。

区分	所有者
土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登録されている者
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者 (区分所有に係る家屋については区分所有者とする)

ただし、賦課期日において、所有者として登記又は登録されている個人及び法人が賦課期日前に死亡または消滅している、あるいは所有者として登記されている人的非課税を受ける者が賦課期日前に所有者でなくなっているとき等の場合は、当該土地又は家屋を現に所有している者とする。納税義務者が納付する固定資産税の納期限は5月末日、7月末日、12月末日、翌年2月末日である。一括納付も可能である

##### （2）土地の種類及び評価

土地の評価の対象となるものは、地方税法第348条に規定されている固定資産税の非課税の範囲に該当する土地を除き、賦課期日現在において市内に存在するすべての土地が対象である。

土地の評価に係る概要については、以下のとおりである。

##### ア 土地の評価について

項目	内容
地目	<ul style="list-style-type: none"><li>・田 農耕地で用水を利用して耕作する土地</li><li>・畑 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地</li><li>・宅地 建物の敷地又はその維持若しくは効用を果たすために必要な土地</li><li>・鉱泉地 鉱泉（温泉を含む）の湧出口又はその維持に必要な土地</li><li>・池沼 灌漑用水でない水の貯水池</li><li>・山林 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地</li><li>・牧場 獣畜を放牧する土地</li><li>・原野 耕作の方法によらないで雑草、灌木類等の生育する土地</li><li>・雑種地 以上のいずれにも該当しない土地。遊園地等。</li></ul>

地積	地積（面積）は、原則として登記簿に登記されている地積による。
価格	固定資産評価基準に基づき、売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として求めている。また、標準宅地の適正な時価を求める場合には、地価公示価格及び鑑定評価の7割とする。

#### イ 課税標準

項目	内容
価格の据置制度	<p>固定資産税の課税標準は、原則、基準年度の価格である。資産の適正な時価を課税標準として課税されるものであることから、本来であれば毎年度評価を行い、課税を行うことが妥当である。しかし、膨大な量の固定資産について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることや、徴税コストを最小限に抑える必要があるため、その課税標準である価格を原則として3年間据え置くこととしている。</p> <p>ただし、新たに固定資産税の課税対象になった土地や、地目の変換など評価額を据え置くことが適当でない土地については、その事由の生じた翌年度に評価替えを行うこととしている。</p>
住宅用地に対する特例	<p>住宅用地とは、その住宅を維持し、またはその効果を果たすために使用されている一画地をいい、その条件を満たす場合は、住宅政策上の見地及び税負担を軽減する目的から、課税標準の特例措置が設けられている。</p> <p>特例措置を適用した課税標準額は、住宅用地の区分に応じて次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模住宅用地 住宅用地で住宅1戸につき200㎡までの部分 <math>\text{価格} \times 1/6</math></li> <li>・一般住宅用地 小規模住宅用地以外の住宅用地（家屋床面積の10倍まで） <math>\text{価格} \times 1/3</math></li> </ul>
税負担の調整措置	<p>従前は、評価の水準が市町村ごとに異なっていたため、評価額の上昇割合にばらつきが生じていた。これを是正するために、平成9年度からは負担水準という考え方が導入され、この措置を講じてきたことで、負担水準の均衡化が進展しつつあるが、依然として地域や土地によってばらつきが残っている状況にある。更なる均衡化を実現するために、平成18年から負担水準の均衡化を促進する措置が講じられている。</p>

	更に、住宅用地の措置特例が段階的に縮小され、平成 26 年からはその措置特例が廃止されている。
--	---

#### ウ 税率、免税点

項目	内容
税率	1.4%
免税点	同一の者が市内に所有する土地の課税標準額の合計額が、30万円に満たない場合には、固定資産税は課税されない。

### (3) 家屋の種類及び評価

家屋の評価に係る概要については、以下のとおりである。

#### ア 家屋の評価について

項目	内容
家屋	住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物のこと。また、不動産登記法の建物とその意義を同じくするもの。 長野市では、その年の1月1日現在において、次の3つの要件すべてを満たす建物を家屋として認定している。 ア 外気分断性 屋根、周壁等により外気を分断しうる構造を備えていること。しかし、短期間で取替えが必要な材質の場合は要件を満たさない。 イ 土地への定着性 基礎工事等で、土地と物理的に結合していること。その他規模や構造、耐久性等も考慮される。 ウ 用途性 建造物が家屋本来の目的を有し、その目的とする用途に供しうる利用空間が形成されていること。
価格	土地同様、適正な時価とし、固定資産評価基準に基づき、評価対象となる家屋と同一家屋を評価の時点で新たに建てる場合に必要になる建築費とする再建築価格を基準として評価される。

#### イ 課税標準等

項目	内容
価格の据置制度	土地同様、固定資産税の課税標準は、原則、基準年度の価格である。その課税標準である価格を原則として3年間据え置くこととしている。

	ただし、家屋の改築等で評価の見直しが必要であるとされる場合には、その事由の生じた翌年度に評価替えを行う。
新築住宅に対する減額措置	新築住宅のうち、一定の要件を満たす住宅であれば新築後3年分、3階建以上の中高層耐火住宅等については新築後5年分については、以下の通り固定資産税の減額措置が適用される。 住宅面積のうち、120㎡以下の部分 <u>2分の1</u> なお、認定長期優良住宅について、申請があった場合には減額期間が2年間延長される。

#### ウ 税率、免税点

項目	内容
税率	1.4%
免税点	同一の者が市内に所有する土地の課税標準額の合計額が、20万円に満たない場合には、固定資産税は課税されない。

#### (4) 非課税、減免等

固定資産税については、以下のような非課税制度や、減免制度等がある。

項目	内容
非課税制度	<p>&lt;人的非課税&gt;</p> <p>国、県、市等が所有する固定資産については、固定資産税を課することができない。</p> <p>&lt;物的非課税&gt;</p> <p>固定資産の性格や用途から、次に掲げる固定資産は、固定資産税が非課税となる。ただし、固定資産を有料で借り受けている場合や、目的外使用の場合には、非課税とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共道路</li> <li>・ 国、県、市等が公用又は公共の用に供する固定資産</li> <li>・ 墓地</li> <li>・ 水路</li> <li>・ 保安林</li> <li>・ 宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地</li> <li>・ 学校法人が教育の用に供する固定資産</li> <li>・ 社会福祉法人が老人福祉施設の用に供する固定資産等</li> </ul>
課税免除制度	市税条例により、地域公民館、集会場、ごみ集積所等については固定資産税を課税しない。

減免制度	市税条例により、貧困による生活保護の受給者が所有する固定資産、天災又は天候の不順等の特別な事情により著しく価格を減じた固定資産等については、固定資産税が免除又は災害の程度により軽減される。
不均一課税制度	公衆浴場（0.46%）、文化財（0.7%）、学校法人以外の各種学校（0.7%）等の公益性の高い固定資産については、税率を調整する。

### 3.2 資産税課の組織体制

固定資産の評価や賦課、固定資産課税台帳の整備等に関する事務については、資産税課が一括して業務を行っている。支所においても、本庁同様、証明書の発行や、税金収納等固定資産税に関する業務がある。

賦課内容に関する疑問等がある市民のうち、遠方等の理由により本庁に来訪できない市民に対しても、賦課内容に関する疑問等がある場合などは、電話での対応を行っている。電話で対応できない場合については、文書による説明、訪問などの対応をしている。

令和5年3月31日現在における組織体制は以下のとおりである。特定の担当に属さない課長は含めていない。

担当名	人数	主な事務分掌
台帳管理担当	11人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の庶務に関すること</li> <li>・公印の管守に関すること</li> <li>・国有資産等所在市町村交付金に関すること</li> <li>・調定及び統計に関すること</li> <li>・賦課に関すること</li> <li>・土地、家屋課税台帳等の整備保管に関すること</li> <li>・納税管理人に関すること</li> <li>・諸証明に関すること</li> </ul>
土地評価担当	13人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の評価に関すること</li> <li>・土地の賦課に関すること</li> </ul>
家屋評価担当	19人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の評価に関すること</li> <li>・家屋の賦課に関すること</li> </ul>

資産税課の業務は、専門性が高いため、専門知識が求められる。加えて、固定資産税についての理解を得られるような説明を行うスキルや、税額に納得できない納税義務者と交渉するなどの折衝力も必要となる。

職員の在職年数は以下のとおり。経験年数5年以下の職員が多く、それ以上の職員が極端に少ないが、新任者研修やOJTを通して知識の醸成を図っている。

<現職における経験年数>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
台帳管理担当	7人	2人	1人	1人	11人
土地評価担当	8人	4人	1人	0人	13人
家屋評価担当	13人	6人	0人	0人	19人

<過去の税務の職務経験年数含む>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
台帳管理担当	6人	1人	2人	2人	11人
土地評価担当	5人	3人	5人	0人	13人
家屋評価担当	5人	4人	5人	5人	19人

### 3.3 課税事務の流れ

土地及び家屋の課税事務は台帳管理担当、土地評価担当、家屋評価担当で行っており、その事務の流れは次のとおりである。





	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
資産税課事務 (全般)																																				
土地担当一般業務																																				
土地価格等縦覧帳簿の縦覧																																				
納税通知書発送・納期																																				
予算・決算																																				
税収協議																																				
概要調査・交付税検査																																				
土地評価業務																																				
CJET処理 (通常=翌年度課税用)																																				
納通発送後の問い合わせ等対応																																				
MICJET処理 (更正)																																				
GIS (地番図)処理																																				
審査申出、審査請求対応																																				
申立期間																																				
弁明書作成、審査等																																				
評価替え・税制改正																																				
固定資産評価事務要領 見直し																																				
税制改正																																				
契約関係																																				
評価システム化事業 業務委託																																				
時点修正 業務委託																																				

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
資産税課事務(全般)																										
家屋担当一般事務			納通発送(5/1)																							
予算・決算						前年度決算																				
税収協議																										
概要調査・交付税検査					概要調査																					
償却資産担当事務																										
MICJET処理	4/28日																									
評価システムデータ連携処理																										
滅失、火災減免、家屋特定、過年度評価等																										
研修(評価、災害等)			初任研修 システム研修等																							
家屋評価(新增築分)																										
審査申出、審査請求対応																										
弁明書作成、審査等																										
GIS課税客体調査																										
命和元年東日本台風災害対応																										
被災代替家屋特例関係																										
被災家屋損耗減点補正関係																										
評価替え																										
固定資産評価基準精査、資料収集																										
評価・課税の手引き改定																										
在来分MIC処理検証																										
その他																										
評価システムリリース契約																										

(出所：市の提供資料)

### 3.4 固定資産税の推移

過去5年間の固定資産税の推移、減免等の推移は以下のとおりである。

<調定額、収入額の推移（償却資産含む）>

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	22,582,173	22,550,881	22,671,622	22,162,312	22,872,847
収入額	22,208,096	22,215,256	22,309,951	21,935,846	22,653,369
徴収率	98.3%	98.5%	98.4%	99.0%	99.0%

(出所：市税概要)

<現年課税及び滞納繰越別の推移（償却資産含む）>

単位：千円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年	調定額	22,192,559	22,252,124	22,372,554	21,841,254	22,667,353
	収入額	22,065,043	22,104,599	22,181,132	21,761,261	22,582,926
	徴収率	99.4%	99.3%	99.1%	99.6%	99.6%
滞納	調定額	389,614	298,757	299,068	321,058	205,493
	収入額	143,053	110,657	128,819	174,586	70,442
	徴収率	36.7%	37.0%	43.1%	54.4%	34.3%

(出所：市税概要)

<納税義務者の推移>

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地	総数	132,759	133,135	133,583	134,043	134,374
	免税	23,720	23,736	23,832	23,951	23,989
	課税割合	82.1%	82.1%	82.1%	82.1%	82.1%
家屋	総数	124,206	124,639	124,980	125,108	125,366
	免税	7,336	7,211	7,078	7,320	6,825
	課税割合	94.0%	94.2%	94.3%	94.1%	94.5%

(出所：固定資産概要調査)

減免の件数及び減免額の過去5年間の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地	件数	3,088	3,547	3,162	2,985	3,675
	減免額	14,112,750	12,381,433	11,262,701	11,065,649	22,397,561
家屋	件数	286	9,211	1,638	619	365
	減免額	18,556,545	98,311,061	29,009,668	23,004,515	19,402,836

(出所：市提供資料)

非課税の5年間の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地	筆数	410,987	411,572	412,082	412,359	413,219
	地積 (㎡)	387,609,160	388,546,751	388,696,214	389,510,712	389,611,660
家屋	棟数	1,302	1,243	1,228	1,222	1,217
	床面積 (㎡)	579,767	568,611	566,379	565,543	562,899

(出所：固定資産概要調書)

近隣中核市との比較

令和4年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

長野市の徴収率は、99%と高く、また、滞納の徴収率も松本市と長野市が30%を超えており、徴収事務が積極的に行われていることがうかがえる。

<比較した中核市の人口等>

令和4年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k㎡)	納税義務者	
				土地(人)	家屋(人)
松本市	239,534	106,281	978.47	94,406	
富山市	407,542	184,071	1241.70	149,397	144,489
長野市	369,913	164,108	834.81	115,549	118,321
高崎市	369,845	169,981	459.16	121,725	124,697
前橋市	332,355	153,258	311.59	105,561	118,768

※人口、世帯数は令和4年4月1日現在による。松本市は個別の数字が公表されていないため、総数での記載とする。

<総額による比較(償却資産含む)>

単位：千円

	松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	15,827,220	32,614,241	22,872,846	26,247,751	22,769,417
収入額	15,641,114	31,218,040	22,653,368	26,150,222	22,438,523
徴収率	98.8%	95.7%	99.0%	99.6%	98.5%

<現年課税、滞納繰越別の比較（償却資産含む）>

単位：千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	15,642,488	31,215,870	22,667,353	26,195,185	22,492,679
	収入額	15,567,707	30,925,735	22,582,926	26,144,423	22,394,152
	徴収率	99.5%	99.1%	99.6%	99.8%	99.6%
滞納	調定額	184,732	1,398,371	205,493	52,566	276,738
	収入額	73,407	292,305	70,442	5,799	44,371
	徴収率	39.7%	20.9%	34.3%	11.0%	16.0%

(出所：各市の市税概要)

### 3.5 監査の視点

- (1) 賦課事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。→「合規性」の観点
- (2) 賦課事務が、納税者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点
- (3) 賦課事務が、納税者の理解を深め、効果的に執行されているか。  
→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

### 3.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
  - ・法令、条例等の確認
  - ・資料等による概況把握
  - ・担当課への往査及び質問と確認
  - ・過去5年間の推移
  - ・他自治体の収納状況と比較
- (2) 外部委託の検証
  - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
  - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 課税客体把握の検証
  - ・課税客体の把握方法について質問と確認
  - ・非課税や減免、不均一課税のサンプル調査
- (4) 更正処理の検証
  - ・更正事務の状況について質問と確認
  - ・審査の申出（価格）、審査請求（価格以外）についての質問と確認
- (5) 算定税額の検証
  - ・課税額の正確性についてサンプル調査
  - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
  - ・土地や家屋の評価について質問と確認

- ・土地や家屋の異動処理に関するサンプル調査
- (6) 課税事務の検証
  - ・職員経験年数表の閲覧
  - ・市民に対する窓口対応について質問と確認
  - ・通知書発送状況について資料閲覧、質問と確認
- (7) 他部署との連携の検証
  - ・市役所内での情報共有状況について質問と確認

### 3.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

#### (1) 外部委託の検証

<航空写真による調査へのAI活用について>

地方税法第408条において「固定資産評価員又は補助員に固定資産の状況を毎年少なくとも1回実地に調査させなければならない」と定められている。ただし、長野市では、「毎年又は3年に1回、航空写真を撮影し、前年の写真との比較によって新增築や滅失の状況を把握し、登記の異動の有無を確認した上で、実地調査を行う（平成26年9月16日付、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づく総務省通知）」に基づき、効率的に課税客体を把握できるように3年周期で、航空写真撮影を専門業者に委託して実地調査を実施している。

実地調査は、同地区につき3年に1回実施し、まず専門業者が目視で航空写真と前回撮影した航空写真の2枚を比較し、異動があった家屋について、家屋異動状況判別リストを作成し、その後、担当課は委託業者より家屋異動判別リストの提供を受け、明らかな誤りを消去したのち、第1次調査、第2次調査を経て、課税漏れや滅失等を事由とした更正処理を行い、更正税額を確定させることとなる。令和3年度の市北部撮影の調査結果は以下のとおりである。

・家屋異動状況判別リスト件数	3,494 件	明らかな誤りを消去。会計年度職員3名で対応。実施期間約5か月。
・第1次調査件数	1,315 件	外観調査。正規職員14名で対応。実施期間は2次調査を含め約3か月。
・第2次調査件数	513 件	所有者に接触し調査を実施。
・更正件数	114 件	（更正税額 358 万円）

航空写真を活用した実地調査には、上記のとおり、膨大な人工が投下されている。また、実地調査に係る資産税課負担額で、令和2年度から令和4年度の3年間で約1億376万円（年度平均約3,458万円）と多くの資金も投下されている。

総務省は、令和2年に固定資産税における航空写真AI解析クラウド実証事業を行っており、さいたま市では、令和元年度よりAIによる異動状況判読を導入し、従来の目視による異動判読に係る費用や担当職員による膨大な作業人工を削減するなど課税事務の効率化を推進している。また、前橋市でも、高崎市、伊勢崎市、豊橋市とともに4市共同でAIを活用して外部委託コスト削減を図るとともに、職員の異動状況判読作業の負担軽減により、職員が本来注力すべき現地作業の件数を増やし、公平・公正な課税の実現に努めている。

#### 【意見】 航空写真による調査へのAI活用について

航空写真による調査にAIを活用している先行自治体を参考にして、先進的技術の導入を積極的に推進することで事務の効率化、外部委託費用の削減を図り、更なる公平な課税の実現に努めることが望まれる。

#### (2) 課税客体把握の検証

##### <非課税固定資産の確認方法について>

市税条例第58条では、非課税申告後、使用状況が変わり用途非課税の用途に利用しなくなった又は、無償から有償で借り受けることとなった場合は、非課税固定資産の所有者が、その旨を市へ申告することとなっている。つまり、基本的には、所有者からの申告がなされない限り、現況が用途非課税の用途に使用されており、非課税対象の固定資産が非課税対象となるか否かを市は把握できない状況である。

したがって、適正な賦課のためには、非課税の要件を満たさなくなった場合には申告が必要であることを非課税の申告をした者へ継続的に周知することはもとより、定期的に非課税の要件を満たしているのか状況を確認することが非常に重要である。市は適正な賦課をするために、平成31年度に、非課税家屋のうち有期認定の福祉サービス事業所で期間の終了している事業者への調査を実施しており、今後も継続して定期的な調査を行う予定である。

用途非課税となる可能性のある法人で代表的な形態の法人に社会福祉法人がある。社会福祉法人については、社会福祉事業に使用されるものが固定資産税の非課税対象となる一方、その他の目的や第三者に賃貸している場合などは課税対象となる。そのため、非課税か否かの判定においては、社会福祉法人が社会福祉事業以外の事業を実施の有無を正確に把握することが必要である。独立行政法人福祉医療機構が運用するWAMNET（福祉等に関する総合情報サイト）には、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムがあり、法人が行っている事業等の検索が可能である。このシステムを活用すれば、社会福祉事業以外の事業の実施状況を容易に把握することが出来るため、適正な賦課に資すると考える。



**【意見】 非課税固定資産の確認方法について**

非課税固定資産の確認に、例えばWAMNETを活用するなど、更に適正な賦課となるよう新たな確認方法も模索されたい。

<マンションギャラリーへの課税について>

近年市内でもマンションの建設が多くみられるようになった。そこでマンションギャラリーへの課税についてヒアリングを実施した。その結果、令和2年度から令和4年度の期間で、2件の課税漏れがあったことが判明した。当該物件について市は建築確認概要書から本来は課税すべきものである可能性が高いと認識していたが、償却資産として申告している可能性もあることや、課税対象の要件となる一年以上存続予定の見極めが不十分だったことから、過去のマンションギャラリーにおいても課税漏れが生じていたため、当該物件についても課税をしなかったとのことであった。

市が家屋課税事務に使用している家屋課税事務の手引きには、住宅展示場のモデルハウス、工事現場の宿泊所等の仮設建築物の取り扱いについて、展示目的が終了すれば取り壊すことが予定されているものは課税対象とならない旨の記載があるが、その存続期間が1年以上存続することが予定されているようなものについては、仮設建築物とは認定できないため課税対象とすると明示されている。

マンションギャラリーについても、当該取り扱いにより課税対象となるのは明らかであり、課税をする上での課題や過去に課税漏れがあり、公平性を欠くなどの理由があるとしても当該物件について課税しないというのは、今後も課税漏れが永続的に発生していくことを意味することになり、課税の公平上適切でない。マンションギャラリー等は短期間で撤去される可能性が高く、政令指定都市と比べると中核市である長野市においては、課税対象となるものも多くはないため、課税の姿勢が緩慢になりがちであるが、課税漏れが判明した場合は法令に沿って遡及して課税すべきである。

**【意見】 マンションギャラリーへの課税について**

マンションギャラリーについての課税について、現時点で課税対象となるものを把握し、法令に沿って遡及して厳正な課税を行うとともに、今後は適切な課税を徹底することでより一層公平な課税となるよう努められたい。

<スケルトンリフォームの捕捉について>

近年増加しつつあるリフォームの形態のひとつにスケルトンリフォームと呼ばれるものがある。スケルトンリフォームとは、床、壁、天井をすべて取り払って、躯体のみの状態にして、間取りから造り直す大掛かりなリフォームをいう。大掛かりなリフォームにより固定資産税評価額が上がり、評価替えが必要となるため、本来は課税客体としての確に捕捉すべきものである。

しかしながら、スケルトンリフォームは建築確認申請書が不要なものが多く、建築計画概要書からの把握ができず、家形図の変化もないことから航空写真を利用した課税客体調査でも把握することが出来ないため、その捕捉は不可能に近い。課税客体の捕捉方法として、例えばスケルトンリフォームを行う際には、市へその旨を報告するようにして捕捉する方法や、リフォーム業者からスケルトンリフォームを行った工業者に市への申告を義務付けることや顧客情報の提供を受ける等の方法も考えられるが、いずれも法整備がなされておらず現状は捕捉困難である。

【意見】 スケルトンリフォームの捕捉について

スケルトンリフォームは現状捕捉が困難であるが、本来は課税客体になるものであるから、将来的には効率的かつ効果的な捕捉ができるように、他自治体の捕捉方法を参考にするなど、法整備を進めるよう検討することが望まれる。

<課税保留について>

課税保留とは、相続人や納税管理人の不存在、法人閉鎖等による代表者不明等により、土地や建物の所有者が特定できず、固定資産税の納税通知書の送り先が存在しないため、納税通知書の発送が行われない状態をいう。納税通知書が発行されないため、土地や建物に対する課税がされず、その分税収が減少することとなる。

市へのヒアリングによると課税保留の主な原因は、相続放棄による相続人不存在によるものとのことである。市は、相続発生以降、相続登記が行われるまでの間、納税義務者は死亡人のまま「相続人代表者」に対し納税通知書を送付しているが、相続放棄により相続人不存在が確定した場合は課税を保留している。直近5年度分の課税保留の状況は以下のとおりである。

(単位：件、円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保留総数	98	110	124	147	167
保留総額	2,285,793	2,344,102	2,736,845	3,346,345	5,405,888

※保留件数は納税義務者数で免税点、非課税対象者を含む。

※保留総額は当初課税時の総額

課税保留は件数及び総額は上記のとおり、増加傾向にある。なお、令和3年度から令和4年度にかけては過年度に比べて件数、金額とも多くなっているが、これは令和6年4月1日以降に予定されている相続登記の義務化を見据え、相続人調査に注力した結果とのことである。

令和6年4月1日以降、相続登記が義務化されることにより、相続放棄が増え、課税保留金額がさらに増加することへの対策を市に尋ねたところ、一時的には放棄件数は増

加する可能性があるが、以降、定期的な登記が行われることで管理意識も向上することが考えられるため、まずは相続登記が順調に行われるように広報等を進めているとのことであった。

しかし、地方税法には課税保留に関する明確な規定はなく、課税の公平性を担保するためには、課税保留が一時的であっても増加傾向にあるのは好ましいことではない。また、相続登記が順調に行われるようになるまでどの程度の期間を要するかは不透明であり、課税保留の増加傾向が続く可能性もある。人口減少や少子高齢化の進行に伴う相続人不存在の増加といった社会環境を踏まえて、自治体の中には課税保留の増加を抑制し、その管理を確実にを行うことを目的とした固定資産税の課税保留の取扱いに関する要綱を定めているものもある。

#### 【意見】 課税保留について

課税保留が増加傾向にあること及び相続登記義務化による一時的な課税保留の増加による課税の公平性及び税収の損失を最小限にするために、現在行っている広報活動に加えて、課税保留の取扱要綱を定めるなど更なる対策を講じることが望まれる。

#### (3) 課税事務の検証

##### <新築家屋調査について>

市は現在、新築家屋については、原則として現地調査を行い、実際に完成した家屋を詳細に調査した上で家屋評価額を算出し、その評価額に基づいて固定資産税を賦課することとしている。現地調査については、基本的には平日に行うこととなっているが、所有者からの希望があれば平日の 18 時以降や土日での現地調査も対応しているとのことである。

しかし、新築家屋の所有者が平日の 18 時以降または土日の現地調査の希望をしたにもかかわらず、平日の 18 時以降や土日は対応していないとの回答があり、結局所有者は勤務先に有給を申請し、有給休暇を消化し、平日の 12 時より現地調査を受けることとなったことが判明した。ヒアリングの中でこのような対応をとったのは、一部の職員に限られ、他の大多数の職員は平日 18 時以降や土日の調査にも柔軟に対応しているとのことであった。

#### 【意見】 新築家屋調査について

担当課職員教育を更に徹底することで再発防止に努め、公平性の観点から全ての納税義務者に対して、規則に沿った課税事務が運用されることが望まれる。

#### (4) 他部署との連携の検証

##### <家屋評価における建築指導課との更なる連携について>

家屋新增築については家屋評価を行い、固定資産税を賦課することとなる。基本的にはまず法務局の登記情報から家屋の完成状況を把握したのち、現地調査を行い、方眼紙を使い、間取り図を作成し、屋根や基礎、外壁等の部分をそれぞれ評点評価する。その後、現地調査による評価情報を家屋評価ソフトに入力して評価を行い、課税台帳に登録した上で、固定資産税を賦課する。なお、新增築家屋の所有者本人の同意が得られた場合には、建築指導課より建築確認申請書を事前に入手することも可能である。

現在は、事前情報を建築指導課より入手することは可能であるが、本人の同意が得られた場合に限られるため、建築指導課との連携は、限定的である。担当課へのヒアリングによると、現地調査前に図面の入手できると現地調査に臨む前に方眼紙に図面を書くこともでき、家屋調査時間を短縮できるなど効率化の観点から一定の効果が得られるとのことである。

また、建築指導課が必要とする書類は建築概要計画書等の概要的な書類であるのに対し、資産税課が家屋評価に必要な書類は仕上げ等まで分かる建築図面など詳細な書類であり、両課が必要とする書類が異なる。しかし、例えば新增築家屋に関する申請書類は図面等を一括して建築指導課に提出し、家屋評価担当が家屋評価に必要な情報を建築指導課と共有または事前に容易に入手できる体制を構築することは、納税者の利便性を高め、事務の効率化の観点からも有効と考える。

#### 【意見】家屋評価における建築指導課との更なる連携について

納税者の利便性を高め、家屋評価の時間短縮による事務効率化を図るために、新增築時の家屋評価に必要な情報を共有または事前に容易に入手できる体制を構築するなど、建築指導課との更なる連携が望まれる。

## 第4 都市計画税

### 4.1 概要

都市計画税は、都市計画事業または、土地区画整理事業に要する費用に充てるための「目的税」として課税される税である。

都市計画事業及び都市計画施設の具体的な内容は以下のものをいう。

都市計画事業	都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業
都市計画施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通施設（道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等）</li> <li>・ 公共空地（公園、緑地、広場、墓園等）</li> <li>・ 上下水道、電気・ガス供給施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他供給施設または処理施設等</li> </ul>

#### （1）課税客体及び納税義務者

都市計画税の納税義務者は、賦課期日（毎年1月1日）現在において市街化区域内にある土地家屋の所有者である。該当する土地家屋については以下のとおり（再掲）である。

区分	所有者
土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登録されている者
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者 (区分所有に係る家屋については区分所有者とする)

ただし、賦課期日において、所有者として登記又は登録されている個人及び法人が賦課期日前に死亡または消滅している、あるいは所有者として登記されている人的非課税を受ける者が賦課期日前に所有者でなくなっているとき等の場合は、当該土地又は家屋を現に所有している者とする。

### 4.2 組織体制

固定資産の評価や賦課、固定資産課税台帳の整備等に関する事務については、資産税課が一括して業務を行っており、課内において固定資産税担当、都市計画税担当という区分けがなされていないため、組織体制及び課税事務の流れは、固定資産税と同様である。

令和5年3月31日現在における組織体制は以下のとおり（再掲）である。特定の担当に属さない課長は含めていない。

担当名	人数	主な事務分掌
台帳管理担当	11人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課の庶務に関すること</li> <li>・ 公印の管守に関すること</li> <li>・ 国有資産等所在市町村交付金に関すること</li> <li>・ 調定及び統計に関すること</li> <li>・ 賦課に関すること</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地、家屋課税台帳等の整備保管に関すること</li> <li>・納税管理人に関すること</li> <li>・諸証明に関すること</li> </ul>
土地評価担当	13人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の評価に関すること</li> <li>・土地の賦課に関すること</li> </ul>
家屋評価担当	19人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の評価に関すること</li> <li>・家屋の賦課に関すること</li> </ul>

#### 4.3 課税事務の流れ

課税事務の流れについては固定資産税と同様である。(3.3 課税事務の流れを参照)

#### 4.4 都市計画税の推移

公表している資料による過去5年間の都市計画税の推移は以下のとおりである。

##### (1) 都市計画税の過去5年間の推移

<調定額、収入額の推移>

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	3,829,164	3,847,487	3,881,004	3,784,148	3,876,676
収入額	3,765,964	3,790,528	3,819,318	3,745,121	3,839,312
徴収率	98.3%	98.5%	98.4%	99.0%	99.0%

<現年課税及び滞納繰越別の推移>

単位：千円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年	調定額	3,763,470	3,796,993	3,830,222	3,729,365	3,841,603
	収入額	3,741,843	3,771,825	3,797,444	3,715,715	3,827,289
	徴収率	99.4%	99.3%	99.1%	99.6%	99.6%
滞納	調定額	65,694	50,494	50,783	54,784	35,073
	収入額	24,121	18,703	21,874	29,406	12,023
	徴収率	36.7%	37.0%	43.1%	53.7%	34.3%

(出所：市税概要)

<納税義務者の推移>

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	109,332	109,712	110,089	110,487	110,769
免税	3,421	3,391	3,376	3,436	3,321
課税割合	96.8%	96.9%	96.9%	96.8%	97.0%

(出所：固定資産概要調書)

(2) 近隣中核市との比較

令和4年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。現年の徴収率は、長野市及び比較した他市も99%台と高い徴収率となっている。また、他市に比べて滞納に係る徴収率が高いことから、滞納の徴収事務が積極的に行われていることがうかがえる。

<比較した中核市の人口等>

令和4年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km <sup>2</sup> )
松本市	239,534	106,281	978.47
富山市	407,542	184,071	1241.70
長野市	369,913	164,108	834.81
高崎市	369,845	169,981	459.16
前橋市	332,355	153,258	311.59

※人口、世帯数は令和4年度現在による。

<総額による比較>

単位：千円

	松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	1,713,589	4,302,253	3,876,676	3,135,163	2,188,737
収入額	1,693,179	4,124,110	3,839,312	3,076,674	2,156,863
徴収率	98.8%	95.9%	99.0%	98.1%	98.5%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	1,693,319	4,125,606	3,841,603	3,042,252	2,162,134
	収入額	1,685,233	4,087,185	3,827,289	3,036,357	2,152,598
	徴収率	99.5%	99.1%	99.6%	99.8%	99.6%
滞納	調定額	20,270	176,647	35,073	92,911	26,603
	収入額	7,946	36,925	12,023	40,317	4,265
	徴収率	39.2%	20.9%	34.3%	43.4%	16.0%

(出所：各市の市税概要)

4.5 監査の結果

都市計画税については、固定資産税（土地及び家屋）と同時監査を実施した。よって都市計画税については、固定資産税（土地及び家屋）を参照。

## 第5 固定資産税（償却資産）

### 5.1 概要

地方税第 383 条の規定により、毎年1月1日現在に所有されている償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数等を基に割り出した評価額に対して課税されるものである。

#### （1）納税義務者

長野市内に事業用資産を所有する法人（株式会社、有限会社、特定非営利活動法人、公共法人、財団法人等の公益法人等）または個人（農業、個人商店、アパート経営、貸ビル業、太陽光発電を営む者等）が対象である。

なお、法人の本店所在地等が市外の場合でも、資産の所在地が長野市内にある場合には、償却資産税の納税義務の対象となる。

#### （2）対象及び評価

評価の対象となるものは、事業の用に供することのできる資産（土地及び家屋を除く）で、減価償却額が法人税法または所得税法の規定による所得を計算する上で損金または必要経費の算入対象とされるものである。

償却資産の評価については、以下のとおりである。

##### ア 課税客体・価格

項目	内容
課税 客体	構築物（看板、門、塀（フェンス）、外灯、駐車場等の路面舗装等） 機械及び装置（製造、工作、印刷等の各種機械や設備、クレーン等） 船舶（モーターボート、漁船等） 航空機（飛行機、ヘリコプター等） 車両及び運搬具（貨車、動力運搬車、大型特殊自動車等） 工具器具及び備品（事務器具、医療器具、理容・美容機器等）
価格	価格（評価額）は適正な時価とされており、固定資産評価基準に基づき、償却資産の取得価額と取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価される。



## イ 課税標準

項目	内容
課税標準	償却資産の課税標準は毎年1月1日における償却資産の価格により評価される。
課税標準の特例	地方税法第349条の3及び同法附則第15条などに定める一定の要件を備えた資産について税負担が軽減される。
申告義務	毎年1月1日現在で市内に所在する償却資産については、その所有者が1月31日までに取得価格や取得時期等を市長に申告する必要がある。

## ウ 税率、免税点、納期

項目	内容
税率	1.4%
免税点	課税標準額（決定価格の1,000円未満切捨）が150万円に満たない場合には、固定資産税は課税されない。
納期	固定資産税（土地及び家屋）と同様に、納税通知書は5月上旬に発送され、納期限は、5月末日、7月末日、12月末日、翌年2月末日である。一括納付も可能である。

### （3）非課税、減免等

固定資産税については、非課税制度や、減免制度等がある。概要は、固定資産税（土地及び家屋）のとおり。

## 5.2 資産税課の組織体制

資産税課が、一括して固定資産の評価や賦課、固定資産課税台帳の整備等に関する事務を行っている。

固定資産税は賦課課税方式を採用しているが、償却資産は土地や家屋と異なり、事業者からの申告を基に価格を決定している。申告等に関する相談は、主に電話にて資産税課で対応している。令和5年3月31日現在における組織体制は以下のとおり。特定の担当に属さない課長は含めていない。

担当名	人数	主な事務分掌
償却資産担当	7人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償却資産の評価に関すること</li> <li>・ 償却資産の賦課に関すること</li> <li>・ 償却資産台帳の整備保管に関すること</li> </ul>

職員の在職年数は以下のとおり。資産税課の業務は、専門性が高いため、専門知識が求められる。加えて、固定資産税についての理解を得られるような説明を行うスキルや、税額に納得できない納税義務者と交渉するなどの折衝力も必要となる。

固定資産税（土地、家屋）と同様に、過去の税務の職務経験年数を考慮しながら、現在の体制のように税に関する実務経験や知識の豊富な人材を配置することが望まれる。

<償却資産担当の職務経験年数>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
現職における 経験年数	3人	2人	2人	0人	7人

<過去の税務の職務経験年数含む>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
償却資産担当	1人	2人	3人	1人	7人

### 5.3 課税事務の流れ

償却資産の事務の流れは以下のとおりである。

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月									
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬								
資産税課事務 (全般)																																
償却資産担当一般事務 課税台帳総覧・閲覧 予算・決算 税収協議	納通発送(5/1)・1期納付期限																															
	縦覧期間																															
	前年度 決算						決算審査		次年度予算 概算請求																							
	○						○		○																							
概要調書・交付税検査		概要調書						交付税検査																								
償却資産担当事務																																
申告	新規対象者届促				新規対象者申告書送付																											
	本籍先新規申告書送付																															
不申告者催告	再催告はがき発送																															
	不申告者電話催告、調査																															
賦課・更正	4月更正(過年度分繰課処理)		6月更正課課処理		7月更正課課処理		8月更正課課処理		9月更正課課処理		10月更正課課処理		11月更正課課処理		12月更正課課処理		1月更正課課処理		2月更正課課処理		3月更正課課処理		当月初目 課課処理									
	納通印刷・発送		納通印刷・発送		納通印刷・発送		納通印刷・発送		納通印刷・発送		納通印刷・発送		納通印刷・発送		納通印刷・発送		納通印刷・発送		納通印刷・発送		納通印刷・発送											
	当初2回目課課処理				2期分データ入力																											
調査事務	書類郵送調査通知発送				書類調査																											

(出所：市の提供資料)

#### 5.4 固定資産税（償却資産）の推移

過去5年間の納税義務者、減免、非課税の推移は以下のとおりである。税額の推移及び中核市との比較は、「固定資産税（土地及び家屋）」を参照してほしい。

##### （1）納税義務者の過去5年間の推移

<納税義務者の推移>

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	11,938	12,130	12,253	12,379	12,486
免税	6,689	6,621	6,610	7,242	6,900
課税割合	43.9%	45.4%	46.0%	41.4%	44.7%

（出所：固定資産概要調書）

##### （2）減免の資産点数及び減免額の過去5年間の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産点数	239	1,401	218	264	219
減免額(円)*	46,078,639	517,070,993	38,566,818	55,335,793	32,468,219

\*「減免額」は課税標準額

（出所：市提供資料）

##### （3）非課税の資産点数の過去5年間の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産点数	126	208	99	101	989

（出所：市提供資料）

#### 5.5 監査の視点

- （1）賦課事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。→「合規性」の観点
- （2）賦課事務が、納税者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点
- （3）賦課事務が、納税者の理解を深め、効果的に執行されているか。  
→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

#### 5.6 主な監査手続き

- （1）概況の把握
  - ・法令、条例等の確認
  - ・資料等による概況把握
  - ・担当課への往査及び質問と確認
  - ・過去5年間の推移
- （2）外部委託の検証

- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 課税客体把握の検証
  - ・課税客体の把握方法について質問と確認
  - ・非課税や減免、課税標準特例のサンプル調査
- (4) 更正処理の検証
  - ・更正事務の状況について質問と確認
  - ・償却資産の税務調査について質問と確認
- (5) 算定税額の検証
  - ・課税額の正確性についてサンプル調査
  - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
  - ・償却資産の評価と申告について質問と確認
- (6) 課税事務の検証
  - ・職員経験年数表の閲覧
  - ・市民に対する窓口対応について質問と確認
  - ・通知書発送状況について資料閲覧、質問と確認
- (7) 他部署との連携の検証
  - ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (8) 過料等の検証
  - ・賦課の状況について質問と確認
  - ・不申告者に関する質問と確認

## 5.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

### (1) 課税客体把握の検証

<新規納税義務者の捕捉について>

償却資産は、土地や家屋のように法務局への登記が必要なく、自動車等の車両運搬具のように公的機関の検査登録も必要としないため、自治体が課税客体として捕捉することが困難である。そのため、償却資産を保有する事業者に対して申告義務を課しており、形式的には賦課課税方式をとりながら、事実上は申告課税方式に限りなく近いものとなっており、各自治体は課税客体となる新規納税義務者を捕捉すべく様々な取組を行っている状況である。

市は、現在、新規法人設立届リスト、保健所の新規届リスト、新規共同住宅リストを市民税課や保健所等から入手し、各リストをもとに課税客体となる新規納税義務者の捕捉を行っている。

法人や個人事業主が事業を開始する場合、本来、税務署、地方事務所及び市役所へ、それぞれ開業届を提出することが定められている。しなしながら、届け出をしないことによる罰則は事実上なく、実務上は税務署にのみ開業届を提出し、地方事務所、市役所には開業届を提出していないケースも散見される。特に個人事業主においては事業規模が法人に比べ小さいことが一般的であり、税務事務も簡便である。そのため、届出を含む税務事務を税理士に依頼せず、自ら行っている割合が多いことが多く、地方事務所や市役所への届け出を行っていないケースがさらに多くなる傾向にある。

したがって、税務署の開業届を入手することも新規納税義務者の有用な捕捉方法と考える。また、比較的規模の小さい個人事業主は、税理士には依頼してはなくても、商工会議所や商工会等をとおして事業を開業する者も一定数おり、商工会議所や商工会等から新規事業開業者の情報を入手することも同様に有用であると考えられる。

担当課へのヒアリングによると、課としては公正・公平な課税を重要視しており、そのために課税客体となる新規納税義務者の把握が非常に重要であることも十分に認識しているとのことである。

#### 【意見】 新規納税義務者の捕捉について

現在の新規納税義務者の捕捉方法に加え、税務署へ提出された開業届リストや商工会議所等からの新規事業開業者の情報の入手を試みるなど、積極的な新規納税義務者の捕捉に更に注力されたい。

#### <みなし課税について>

みなし課税とは、申告期限までに償却資産の申告がなくても、前回と同様の償却資産を所有しているものとみなして償却資産税を課税する方法をいう。市は現在、前年以前の申告情報のある納税義務者で、2回目の催告によっても申告に応じない事業者について、電話連絡によりみなし課税を行う旨を伝えた上で、みなし課税を行っている。なお、納税義務者に電話連絡を行う際には、資産の増減の確認は行っておらず、みなし課税がなされたとしても改めて申告が必要であることを伝えていない。また、償却資産申告の手引きにもみなし課税による課税を行う旨はあるが、みなし課税が行われたとしても申告が必要であることの記載はない。

事実上申告納税方式に限りなく近い方法を採用している償却資産税においては、申告のない納税義務者に対して実施する過去の申告に基づくみなし課税は効率的かつ効果的であると考えられる。しかしながら、これは前年の申告から償却資産の増減がない場合に限られる。納税義務者が新たに取得した償却資産を把握することができずに課税漏れが

生じる恐れがあり、一方では納税義務者が除却した償却資産を把握することができずに過大に課税してしまう恐れもある。

#### 【意見】 みなし課税について

みなし課税は効率的かつ効果的であるが、新規取得資産に対する課税漏れ及び除却資産に対する過大課税が生じる恐れがある。納税義務者に電話連絡をする際に、みなし課税がなされたとしても申告は必要であることを伝え、償却資産申告の手引きにも記載し、納税義務者へ周知徹底することで、正しい申告に基づく適正な課税が行える手法を構築されたい。

#### (2) 更正処理の検証

##### <税務署情報の活用について>

市は現在、償却資産の申告書の妥当性を検証するために、一定の基準に基づき調査対象を選定し、調査を実施している。調査方法として、事業所へ徴税吏員が訪問して申告書の妥当性を確認する訪問調査と、事業所へ調査文書を郵送して事業者より税務署へ提出された税務申告書類のうち償却資産に関連する書類を入手し、申告書の妥当性を確認する郵送調査の2つの方法がある。

事業所への調査に加え、税務署調査を実施し、未申告者や過少申告者を捕捉するための補完資料として税務署情報を活用している。税務署へ提出された貸借対照表や減価償却資産に関する申告書である別表十六の一、十六の二、十六の七などの税務署情報の入手方法は、市の職員が税務署へ携帯用コピー機を持ち込んで、申告書を一枚一枚複写し、複写後に税務署の職員に複写物の一枚一枚すべてに複写物である旨の税務署の押印をもらうというものである。したがって、現在の税務署情報の入手には、かなりの時間を要し、非効率的かつアナログな方法のため、税務署調査は税務署の負担も考慮し、限定的なものとなっている。

税務署情報は、申告書の妥当性を検証するための資料として非常に有用なものであり、地方税法第354条の2にも、「市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書等を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。」と規定されている。

償却資産はその性質上、課税客体の捕捉が困難であり、新規納税義務者はもとより、未申告者や過少申告者を捕捉するための税務署調査にどれだけ効率的かつ効果的に人員や予算を投下できるかが最も重要であるにもかかわらず、予算や人員は限られているため、常により効率的かつ効果的な捕捉方法を積極的に模索していく必要があると考える。例えば、申告書等の税務署情報を書面ではなく、データとして提供を受けることが

できるようになれば、より広範囲に調査対象を広げることも可能である。そのためには、税務署の協力が必要不可欠であることは明らかであり、同じ税務行政の担い手として税務署と今まで以上の協力関係を構築する必要がある。

#### 【意見】 税務署情報の活用について

公正かつ公平な課税のためのもう一步踏み込んだ取組として、同じ税務行政の担い手である税務署と今まで以上の協力関係を構築し、現状の非効率的でアナログな税務署調査の方法を改め、税務署情報をデータとして提供を受けるなど、税務署情報をより有効活用して調査対象を更に広げることに注力されたい。

#### <調査対象の選定について>

地方税法第 408 条では、「固定資産評価員又は補助員に固定資産の状況を毎年少なくとも 1 回実地に調査させなければならない」と定められており、事業者が有する固定資産台帳や償却資産に関する税務申告書類を事業者から入手して、訪問や郵送による調査を実施している。調査対象の選定方法は、市内の地区を 5 つのブロックに分けて、毎年 1 地区を目安に、課税標準額が 150 万円以上で、過去 5 年間閲覧をしていない事業者及び地区や課税標準額に関係なく申告内容に疑義のある事業者を抽出する方法を採用している。

申告内容に疑義のある事業者以外の抽出要素は、規則的であり、無作為であるため、基本的には、一定以上の償却資産を所有する事業者については、同じようなサイクルで調査対象になりうることとなり、公平であるともいえる。しかし、限られた人員の中で最大限の効果を挙げるには、現在の抽出要素に下記のような事業者を加えることも更に効果的であると考えます。

- i 過去 10 年以内の調査において、償却資産を仮装隠蔽することにより故意に過少申告を行ったことなど悪質な事業所又は多額の申告漏れが確認された事業者
- ii 事業の所得が一定以上あり、償却資産の申告がない事業者
- iii 事業の所得に比して償却資産の申告が少額である事業者

i については、税務署も採用している調査対象選定における抽出要素であり、悪質又は多額の申告漏れがあった事業者については、調査の結果適正な申告がなされていた事業者に比して調査のサイクルが短い傾向にある。市は、現在、過去に多額の申告漏れがあった事業者の記録を残しているとのことである。多額の申告漏れが認められた者に加え、今後は悪質な事業者も現在の抽出要素に加えることは効果的であると考えます。

ii、iiiについては、業種等によって一概には言えないものの、一般的に事業量が増えれば所得も増える傾向にあり、償却資産の使用量も多くなる傾向にあるため、結果として償却資産も多く所有している可能性も高くなる。また、事業の所得については、法人市民税や個人市民税の課税情報から把握はできると思われる。さらに、所得に対する償



却資産の課税標準等の割合が高い業種等が分析により明らかになれば、更に効率的な調査も可能になると考える。

**【意見】 調査対象の選定について**

現在の調査対象の選定において、従来から行っている抽出要素だけでなく、過去に悪質な事業者や多額の申告漏れが確認された事業者、事業の所得が一定以上の未申告事業者、所得に比して申告税額が少額である事業者を加えることは効果的であると考えられるため、検討されたい。なお、当該抽出要素を従来の選定方法に加えるには、少なくとも数年分データを取り、その分析が必要であるため、中長期的なビジョンで取り組むことが望まれる。

**(3) 課税事務の検証**

**<質問検査権の行使について>**

地方税法第 353 条には質問検査権が定められており、「市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、納税義務者や賦課徴収に直接関係があると認められる者等に質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。」（一部抜粋）とある。また、地方税法 354 条には、検査拒否等に関して罰則規定が定められており、

「次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げた者等
- 二 物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じない者等
- 三 徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

（一部抜粋）とある。

しかし、ヒアリングによると現在は質問検査権を行使するに至っていない。質問検査権及び拒否した場合の罰則は相応の法的拘束力を持つため、未申告者への牽制となるであろう。適正に申告している者との公平性を担保するために、償却資産の所有が明らかであるにもかかわらず申告をしない者で、催告等にも応じない悪質な者に対しては積極的に活用することが必要ではないかと思われる。

**【意見】 質問検査権の行使について**

課税の公平性の観点から、償却資産を所有しているのが明らかであるにもかかわらず、未申告であり、なおかつ、申告に応じない悪質な未申告事業者へ立ち入り検査すること

は法的にも可能であるため、対象を絞って質問検査権を行使し、訪問調査も必要に応じて実施されたい。

#### (4) 過料等の検証

＜未申告者に対する過料について＞

地方税法第 386 条には固定資産の不申告に関する過料の規定が定められており、「市町村は、固定資産の所有者が第 383 条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で 10 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる」とあり、市も市税条例で過料の規定を定め、償却資産申告の手引きにも、過料を科すことの記載がある。

また、市へのヒアリングで正当な事由とは、どのような事由が該当するが確認したところ、「客観的に見て納税者に責があるとは認められないような事情がある場合が該当すると考える。」との回答があり、納税者に責があるとは認められない事情とは、例えば災害や急病等が該当すると推測される。

しかし、現在はそのような事情ではなく、例えば国税資料等により償却資産を所有することが明らかであり、かつ、催告に応じない者など、正当な理由がなく申告をしなかった場合も、過料を科していない。

#### 【意見】未申告者に対する過料について

国税資料等により償却資産を所有することが明らかであり、かつ、催告に応じない者に対しては、法令どおりの厳正な処分を行うことが望まれる。

## 第6 軽自動車税

### 6.1 概要

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、所有者に課される地方税である。

#### (1) 納税義務者

地方税法の定めにより軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）時点で、軽自動車等を所有している者が納税義務者となる。また、軽自動車等に対して主たる定置場所の市町村において課税することから、長野市では、市税条例により以下のように定められている。

#### 法的根拠及び市税条例

##### 地方税法第442条の2

- 1 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する。
- 2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
- 3 軽自動車等の所有者が次条（軽自動車税の非課税の範囲）の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、第一項の規定にかかわらず、その使用者に対して、軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

##### 市税条例第80条

- 1 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。
- 2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
- 3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

#### (2) 軽自動車税に関する用語の意義

軽自動車税に関する用語の意義については、地方税法第442条により以下のとおり定められている。

#### 第 442 条

軽自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 原動機付自転車 道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車のうち原動機により陸上を移動させることを目的として製作されたものをいう。
- 二 軽自動車 道路運送車両法第三条にいう軽自動車をいう。
- 三 小型特殊自動車 道路運送車両法第三条にいう小型特殊自動車をいう。
- 四 二輪の小型自動車 道路運送車両法第三条にいう小型自動車の内二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)をいう。

#### 道路運送車両法

##### 第 2 条

- 1 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車、及び軽車両をいう。
- 2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- 3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

##### 第 3 条

この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

#### (3) 軽自動車等の規格

軽自動車等の規格については、以下のとおりである。

原動機付自転車	125cc 以下のバイク、特定小型、ミニカー
特定小型	原動機付自動車のうち、車体の大きさが、長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下、定格出力が 0.6kW 以下であって、最高時速が 20km/h 以下のもの
小型特殊自動車	車両の大きさが、長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.8m 以下であって、最高時速が 15km/h 以下のもの

農耕作業用自動車	小型特殊自動車のうち農耕作業用のもので、最高速度が時速35km/h以下のもの
----------	--

## 6.2 市民税課の組織体制

軽自動車税の賦課事務等を所管するのは、市民税課の税制・法人担当であり、その中でも軽自動車税を主に担当しているのは、正規職員1名である。

また、会計年度任用職員1名が軽自動車税の業務に携わっているが、窓口業務と兼ねて軽自動車税の業務を行っている。

軽自動車主担当は1名であるが、システム入力後の確認作業や納税通知書発送作業は、税制・法人担当全員で行っている。

軽自動車税の主な業務内容は、以下のとおりである。

正規職員	ア 随時課税案件の対応 イ 原付等の登録廃車に関する審査 ウ 支所受付分の審査軽自動車税納税通知書発送先変更・税止め業務 エ 市長会から送付される車両データをシステムに取込むデータ作成 等
会計年度任用職員	紙書類の仕分けやシステム入力確認作業

## 6.3 課税事務の流れ

### (1) 軽自動車税の賦課期日と納期

賦課期日	軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする（法第463条の16及び市税条例第83条第1項）。
納期	軽自動車税の納期は、5月16日から31日（休日の場合は翌営業日）までとする。ただし特別の事情がある場合で、定めた納期により難しいと市長が認めたときは、別に納期を定めることができる（市税条例第83条第2項）。

### (2) 事務手続の概要

事務手続の概要については以下のとおりである。

基幹システムへの登録	軽自動車税については、課税基準日が4月1日であることから、基幹システム上4月1日に登録のある軽自動車等について課税が行われる。そこで、軽自動車税の課税については、日々の業務の中で、基幹システム上に軽自動車等の情報登録（バッチ作業として主に毎月中旬と月末の
------------	---

	<p>2回) が必要となる。各軽自動車等の登録業務内容は、以下のとおりである。</p> <p>ア 軽自動車・小型二輪車・軽二輪車の登録までの手続 軽自動車の所有者は軽自動車検査協会長野事務所、小型二輪または、軽二輪車の所有者が、北陸信越運輸局長野運輸支局で車両の登録申請及び申告書の提出を行うことにより、その情報が軽自動車検査協会から長野県市長会事務局へ送付され、市町村ごとに取りまとめられる。</p> <p>長野市は、当事務局より紙媒体の申告書及び電子媒体の申告データを受け取り、取り込んだ申告データと申告書を照合し、内容に誤りがないかを確認している。</p> <p>イ 原動機付自転車及び小型特殊車両の登録までの手続 上記アに該当するものと異なり、所有者が市に直接登録手続きが必要となるため、原付等の各手続きの受付を市民税課窓口で行っており、担当者が届出された申請書に基づき、基幹システムに登録をする。</p>
<p>窓口で行う業務内容</p>	<p>ア 新規登録の受付 原付等の新規登録の場合、「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」を受付、基幹システム登録完了後届出者にナンバープレート及び標識交付証明書を交付。</p> <p>イ 廃車登録の受付 原付等の廃車登録の場合、「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」と「標識」を受付、申請書記載の所有者情報を基幹システムで照会後廃車登録を行い、届出者に廃車申告受付書を交付。</p> <p>ウ 名義変更の受付 原付等の名義変更の場合、旧所有者と新所有者が同居親族であれば「軽自動車税変更申告書」を受付、申告書記載の変更前所有者情報を基幹システムで照会し、確認後基幹システムの車体情報の所有者情報を更新し、新所有者に標識交付証明書を送付。</p> <p>旧所有者と新所有者が同居親族でない場合、廃車登録後に新規登録を行う。</p>
<p>納税通知書の作成・発送</p>	<p>納税通知書の作成及び封入封緘作業については、外部に委託している。納税通知書は5月初旬に納品され、上旬に発送している。</p>

減免処理の手続き	「軽自動車税減免申請書」及び減免事由を証明する書類の提示を受け、不備がないことの確認後、減免申請書を受理。
----------	---

### (3) 軽自動車税の税率

軽自動車税の税率は軽自動車等の車種区分ごとに定められている。

#### ア 原動機付自転車、軽二輪、雪上車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の税額

車種区分		税率（年税額）
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	特定小型（0.6kw以下）	2,000円
	ミニカー（50cc以下）	3,700円
軽二輪（125cc超250cc以下） ※ボートトレーラー等の二輪の被牽引車を含む		3,600円
雪上車		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業車	2,400円
	その他（フォークリフト等）	5,900円

#### イ 軽四輪等の税額

車種区分		税率（年税額）		
		平成27年3月31日 までに最初の新規検査を 受けた車両（旧税率）①	平成27年4月1日 以降に最初の新規検査を 受けた車両（標準税率）②	最初の新規検査から 13年を経過した車両 （経年重課）③
四輪常用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

#### ウ 軽四輪車等のグリーン化特例（軽課）について

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた一定の環境性能を有する軽四輪車について、性能に応じた軽減税率を令和5年度のみ適用する。

【軽乗用車】

適用基準	四輪		三輪	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気軽自動車等	2,700円	1,800円 (75%軽減)	1,000円	1,000円
2030年度燃費基準 +90%達成者	軽減なし	3,500円 (50%軽減)	軽減なし	2,000円
2030年度燃費基準 +70%達成者	軽減なし	5,200円 (25%軽減)	軽減なし	3,000円
上記の適用基準に満 たない車両（軽減対 象外＝標準税率）	10,800円	6,900円	3,900円	3,900円

【軽貨物車】

適用基準	四輪		三輪	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気軽自動車等	1,300円	1,000円	1,000円	1,000円
上記の適用基準に満 たない車両（軽減対 象外＝標準税率）	5,000円	3,800円	3,900円	3,900円

※電気軽自動車等とは、電気軽自動車と天然ガス軽自動車である。

(3) 軽自動車税の非課税と課税免除及び減免

非課税及び課税免除の対象および内容については、以下のとおりである。

項目	対象および内容
非課税	<p>軽自動車の所有者が地方税法第 443 条（軽自動車税の納税義務者等）の規定により軽自動車税を課することができない者である場合は、その使用者に軽自動車税を課する。（公用及び公共の用に供する場合を除く）</p> <p>また、日本赤十字社が所有する軽自動車のうち、次のいずれかに該当する場合は、軽自動車税を課さない。</p> <p>ア 救急用のもの</p> <p>イ 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの</p> <p>ウ 血液事業の用に供するもの</p> <p>エ 救護資材の運搬の用に供するもの</p> <p>オ 前各号に掲げるものに類する軽自動車等で市長が認めるもの</p>
課税免除	<p>商品として保有する出荷前の軽自動車（初度検査前）の場合は、税自動車税を課さない。</p>



	ただし、出荷後に店頭に並んでいる軽自動車については、すぐに使用できる状態であるため、課税対象となる。
--	--

減免の対象および内容等については、以下のとおりである。

項目	対象および内容	必要書類	提出期限
減免	市税条例第 89 条により、公益のため直接専用する軽自動車のうち、必要と認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽自動車税（種別割）減免申請書</li> <li>・ 身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳</li> <li>・ 自動車検査証（車検証）</li> <li>・ 運転者の運転免許証</li> <li>・ 減免を受ける者のマイナンバーカード 等</li> </ul>	5月31日
	市税条例第 90 条により、身体に障害を有し歩行が困難な者又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者、当該精神障害者のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等のために常時介護する者が運転するもの及びその構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等		

#### 6.4 軽自動車税の推移

##### (1) 近隣中核市との比較

令和 4 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

<比較した中核市の人口等>

令和 4 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km <sup>2</sup> )	課税台数
松本市	239,534	106,281	978.47	102,078 台
富山市	407,542	184,071	1241.70	148,499 台
長野市	369,913	164,108	834.81	160,772 台
高崎市	369,845	169,981	459.16	137,753 台
前橋市	332,355	153,258	311.59	133,836 台

※人口、世帯数は令和 4 年 4 月 1 日現在による。

(出所：各市の市税概要)

<総額による比較>

単位：千円

	松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	846,702	1,351,717	1,341,620	1,146,789	1,021,949

収入額	825,515	1,305,795	1,326,126	1,132,460	1,004,607
徴収率	97.4%	96.6%	98.8%	98.7%	98.3%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	825,773	1,308,569	1,326,220	1,131,952	1,006,025
	収入額	819,372	1,292,416	1,320,611	1,128,136	1,000,673
	徴収率	99.2%	98.7%	99.5%	99.6%	99.4%
滞納	調定額	20,929	43,148	15,400	14,837	15,924
	収入額	6,143	13,379	5,515	4,324	3,934
	徴収率	29.3%	31.0%	35.8%	29.1%	24.7%

※環境性能割に対する部分も含まれた金額である。

(出所：市提供資料)

(2) 当初課税台数等推移

軽自動車税当初課税台数及び調定額推移 (課税状況調から)

(単位：台・千円)

年度及び台数等 区分		平成30		令和元		2		3		4		
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	
原動機付自転車	総排気量0.05ℓ以下のもの	13,327	26,654	12,650	25,300	11,872	23,744	11,292	22,584	10,775	21,550	
	〃 0.05ℓ～0.09ℓ 〃	1,121	2,242	1,060	2,120	1,001	2,002	1,007	2,014	1,006	2,012	
	〃 0.09ℓを超えるもの	2,437	5,849	2,550	6,120	2,641	6,338	2,774	6,658	2,947	7,073	
	ミ ニ カ ー	187	692	197	729	201	744	200	740	211	781	
	小 計	17,072	35,437	16,457	34,269	15,715	32,828	15,273	31,996	14,939	31,416	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車	4,690	16,164	4,506	16,222	4,512	16,243	4,646	16,726	4,761	17,140	
	三 輪 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(乗客)	5	23	5	23	5	23	6	28	5	23	
	三輪車計	5	23	5	23	5	23	6	28	5	23	
	四輪車	乗用 営業用	6	33	5	27	5	28	3	16	2	11
		乗用 自家用	55,693	400,990	49,759	358,265	43,322	311,918	37,729	271,649	32,450	233,640
		貨物用 営業用	434	1,302	358	1,074	337	1,011	315	945	290	870
		貨物用 自家用	17,975	71,900	15,714	62,856	13,276	53,104	11,281	45,124	9,512	38,048
		小 計	74,108	474,225	65,836	422,222	56,940	366,061	49,328	317,734	42,254	272,569
	新車(税率)	乗用 営業用	1	7	2	14	2	14	4	28	4	27
		乗用 自家用	14,313	154,580	20,294	219,175	26,972	291,298	33,512	361,930	41,505	448,254
		貨物用 営業用	144	547	208	790	267	1,015	343	1,303	401	1,524
		貨物用 自家用	5,306	26,530	7,211	36,055	9,253	46,265	11,136	55,680	12,684	63,420
		小 計	19,764	181,664	27,715	256,034	36,494	338,592	44,995	418,941	54,594	513,225
	新車(課税)	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	1	8	2	16
		乗用 自家用	15,923	205,407	16,774	216,385	17,700	228,330	18,486	238,469	19,072	246,029
		貨物用 営業用	154	693	178	801	182	819	203	913	220	990
		貨物用 自家用	12,629	75,774	12,730	76,380	12,818	76,908	12,923	77,538	12,991	77,946
		小 計	28,706	281,874	29,682	293,566	30,700	306,057	31,613	316,928	32,285	324,981
	75%軽減	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用	2	5	1	3	0	0	0	0	1	3
		貨物用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
		貨物用 自家用	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0
		小 計	2	5	1	3	0	0	2	3	3	5
	50%軽減	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用	1,010	5,454	973	5,254	899	4,855	410	2,214	0	0
		貨物用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貨物用 自家用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計		1,010	5,454	973	5,254	899	4,855	410	2,214	0	0	
25%軽減	乗用 営業用	0	0	0	0	1	5	1	5	0	0	
	乗用 自家用	2,714	21,983	3,083	24,972	2,921	23,660	2,670	21,627	0	0	
	貨物用 営業用	19	55	11	32	22	64	9	26	0	0	
	貨物用 自家用	153	581	199	756	133	505	108	410	0	0	
	小 計	2,886	22,619	3,293	25,760	3,077	24,234	2,788	22,068	0	0	
四輪車計	126,476	965,841	127,500	1,002,839	128,110	1,039,799	129,136	1,077,888	129,136	1,110,780		
雪 上 車	3	11	1	4	1	4	1	4	1	4		
農 耕 作 業 用	5,497	13,193	5,476	13,142	5,256	12,614	5,404	12,969	5,407	12,976		
特 殊 作 業 用	1,065	6,284	1,087	6,413	1,075	6,342	1,110	6,549	1,122	6,620		
小 計	137,536	1,001,516	138,575	1,038,643	138,959	1,075,025	140,303	1,114,164	140,432	1,147,543		
二輪の小型自動車	5,107	30,642	5,139	30,834	5,151	30,906	5,224	31,344	5,401	32,406		
合 計	159,715	1,067,595	160,171	1,103,746	159,825	1,138,759	160,800	1,177,504	160,772	1,211,365		
前年対比 (%)	100.2	104.0	100.3	103.4	99.8	103.2	100.6	103.4	100.0	102.9		

※7月1日現在 課税台数

(市税概要から引用)

## 6.5 監査の視点

- (1) 賦課事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。→「合規性」の観点
- (2) 賦課事務が、納税者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点
- (3) 賦課事務が、納税者の理解を深め、効果的に執行されているか。  
→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

## 6.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
  - ・法令、条例等の確認
  - ・資料等による概況把握
  - ・担当課への往査及び質問と確認
- (2) 外部委託の検証
  - ・受託者の業務契約書の閲覧
  - ・成果物の閲覧、成果物についての質問と確認
- (3) 課税客体把握の検証
  - ・課税客体の把握方法について質問と確認
  - ・非課税や減免についての質問と確認
- (4) 税額算定額の検証
  - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- (5) 課税事務の検証
  - ・職員経験年数表の閲覧と質問
  - ・窓口対応について質問と確認
  - ・通知書発送状況について質問と確認
  - ・賦課調査について質問と確認
  - ・課税保留について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
  - ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (7) 延滞金や過料の検証
  - ・賦課の状況について質問と確認
  - ・不申告者に関する質問と確認

## 6.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

## (1) 契約書及びマニュアルの検証

### <契約書について>

市では、軽自動車税の納税通知作成業務を外部委託している。納税通知書等作成業務委託契約書を確認したところ、「委託業務の詳細は別紙委託業務明細書のとおりとする」としていたため、委託業務明細書を確認したところ、納税通知書（当初）や口座振替対象者用通知書などの作成物ごとに、プリント代、用紙代、封入封滅代の単価が記載されているのみであった。具体的な委託業務の明細については契約書に添付している別紙仕様書に記載されているが、契約書の記載内容に仕様書という文言は見当たらず、仕様書の内容が契約を構成する要素であるとは認められなかった。

担当者に確認したところ、業務明細書には個々の業務名が記載されており、令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書作成等業務委託仕様書も提示しているため間違いではないが、至らないものと認識しているとの回答を得た。業務委託契約において最も重要な要素である委託業務内容について、契約書の記載内容から容易に判別できないことは、契約書の不備と言わざるを得ず、仮に不測の事態が発生した場合に問題となる可能性がある。業務の明細について仕様書に定めているのであれば、契約書において明解に記載すべきである。

### 【意見】 契約書について

業務委託契約書における委託業務の記載は明確に記載すべきである。

### <窓口マニュアルについて>

販売店からの購入や車両を譲り受けた場合、軽自動車税の申告や標識の交付申請による登録手続きを市の窓口で行う必要がある。窓口での申請に対する処理については、必要書類等一覧、受付手順、記入例、端末操作方法等を定めた窓口マニュアルを作成して対応している。

申請書には、販売・譲渡を証明するための証明書欄が設けられており、販売・譲渡日および販売人・譲渡人の住所、氏名等を記載することとなっている。登録についてマニュアルを確認したところ、証明書欄の記入例に職員の対応に関する注意書きとして、「個人事業主の場合、古物商の許可証の掲示が必要なので、コピーを糊付けする」と記載されている。しかし、同マニュアルの登録手続きについての必要書類等一覧には古物商の許可証が必要な場合がある旨の記載はされていない。

担当者に確認したところ、窓口では原則として許可証または許可番号の提示を求めているとの回答を得た。必要書類等一覧に記載がないため統一的な対応がなされない懸念があるため、古物商の許可証については必要書類として必要書類等一覧に明記して対応すべきである。

また、申請書には納税義務発生年月日を記載する欄があり、同記入例の注意書きとし

て、「原則受付日だが、遡及の場合は市民税課に確認」と記載されている。

軽自動車税は毎年4月1日時点での所有者に対して課税される(長野市市税条例第80条、第83条)。契約に特段の条件がない限り、所有権は契約の意思表示により移転するため、申請日以前に所有者となっている可能性がある。所有者であることの確認は申請日ではなく、原則販売・譲渡証明欄の日付によるべきであると考えられるが、担当者に確認したところ、譲渡証明日は証明をする日と捉えられてしまう可能性もあるため、「実際に所有した日」が原則となることがわかるよう記載方法を検討するとの回答を得た。より正確な日付により判断するためにマニュアルの記載方法を検討されたい。

窓口マニュアルは全体として職員が適切に対応できるよう簡潔かつ分かりやすくまとめられているが、一部上記のとおり修正が必要な部分が見受けられたため、修正を求めたい。

#### 【意見】 窓口マニュアルについて

窓口での正確かつ統一的な事務処理のため、窓口マニュアルの記載内容は実務に適合するよう修正すべきである。

#### (2) 課税漏れ防止策の検証

##### <課税漏れに対する防止策について>

従来軽自動車等を購入する為には、正規の販売業者に直接訪問をして購入し、登録手続きも正規販売業者が仲介していた。

しかし、近年においては、現在世に出始め人気となっている電動キックボードが家電量販店等でも気軽に購入できるようになっている。基本的に家電量販店では登録手続きは行うことはないため、購入した後に登録手続きを行わないというケースも散見される。

また、インターネット通販による物品の購入が主流になりつつあり、軽自動車等においても例外ではない。非店舗型の販売では登録手続きを実施しないことが多く、加えて、個人間売買もインターネットを介して行われるようになり、非対面で有償譲渡することも増えた。

軽自動車税の賦課は軽自動車等の所有者に対して行われるが、こうした昨今の販売体系において、本人からの申出しか新所有者を把握する術はないため、インターネットや家電量販店によって売買がなされた軽自動車の新たな所有者の把握の現状は非常に困難で、家電量販店やインターネット販売業者により製品の仕様に関する案内に差があり、所有者に正しく課税されていない可能性が高い。

軽井沢町では、「特定小型原動機付自転車(電動キックボード)の安全利用について」というリーフレットを発行している。さらに、ホームページでの掲載を行い、交通法規の遵守とともにナンバープレートの発行についても呼びかけられている。長野市においてもホームページに記載はあるものの、目に留まりにくいいため、注意喚起とともにナン

バープレートの発行の必要性をすぐ認識できるようホームページの工夫やリーフレット作成・配布を検討されることが望ましい。

**【意見】 課税漏れに対する防止策**

課税漏れの対策として、ホームページ等様々な方法で、所有者へ周知を強化することに努めてほしい。

**(3) 他部署との連携の検証**

＜他部署との連携強化について＞

小型特殊自動車に該当するもののうち、農耕作業用自動車（トラクター、コンバイン等）及びその他の小型特殊自動車（フォークリフト、ホイールローダー等）については、公道の走行の有無に関わらず規格に当てはまるものについては、軽自動車税の課税客体となる。

しかし上記のものは軽自動車税の課税対象なのか、あるいは、固定資産税（償却資産）の課税客体なのかの判断の周知が曖昧であり、本来軽自動車税の課税客体となるべき小型特殊自動車固定資産税（償却資産）として申告されてしまう可能性がある。

この件に関して軽自動車では、償却資産の担当者から年1回の情報提供と、小型特殊自動車の規格によって正しい窓口への案内や情報共有を行っている。

一方資産税課（償却資産）が作成している「固定資産税（償却資産）申告の手引き」には以下の記載がされている。

ア車体長さ 4.70m以下　イ車体幅 1.70m以下　ウ車体高さ 2.80m以下　エ最高速度 15 km/時以下
※新小型特殊自動車（農耕作業用）については、最高速度 35 km/時未満
(I) ア～エの全て又は※に該当する場合は、小型特殊自動車・新小型特殊自動車です。 →申告不要
(II) 上記以外は、大型特殊自動車です→申告必要
3 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は申告不要です。

(出所 固定資産税（償却資産）申告の手引き一部抜粋)

上記のような記載のため、小型特殊自動車を所有する事業者は、当該手引きを参考としたときに、償却資産として申告不要であるという認識で終了してしまい、別途軽自動車として窓口等で手続きをしないといけないといった認識には至りにくいことから、課税漏れが生じている可能性が高い。

**【意見】 他部署との連携強化について**

軽自動車の担当者は、資産税課（特に償却資産担当）とより協力体制を強化し、各担当者同士の情報共有だけでなく、周知にも力を入れるべきである。

事業者がまず目にする固定資産税（償却資産）の手引きにも、軽自動車税の対象となるものは、窓口で手続きが必要である旨を記載してもらうことが望ましい。

#### （４）課税事務の検証

##### <案内文書発送事務について>

長野市では、軽自動車の登録を市内で行っている人が他市に転出した場合に、軽自動車の住所変更手続きが必要となる。

しかし、住所変更手続きが行われず、他市に転出してしまうケースも数多く、軽自動車税は法 443 条より、主たる定置場所在の市町村が課税することから、住所変更の手続きが正確に行われていないと、正しい市町村での課税もしくは、正しい納税義務者の把握が難しい。

上記防止策として長野市では、「軽自動車等の住所変更手続について」という案内を、該当者と想定される方へ送付し、住所変更手続きを促している。

この案内文書の発送は、令和 3 年度より実施されており、8 月と 1 月の年 2 回発送が行われている。

案内文書が発送された件数については以下のとおりである。

令和 3 年度 8 月発送分・・・940 件

令和 4 年度 1 月発送分・・・764 件

8 月発送分・・・662 件

案内文書発送により、件数が減少していることから、案内文書発送の効果が少しずつ出ている事は想定できるが、案内文書の発送を起因として該当者がどの程度変更手続きを行ったのか、あるいは、案内文書を発送してもなお変更手続きを行わない件数が何件あるのか等、案内文書発送による効果の検証および把握が事務コストを理由に行われていなかった。

#### 【意見】案内文書発送事務について

案内文書の作成及び発送事務は、一定の効果があるものと想定されることから、今後も継続されたい。

なお、外部委託されてはいないものの、発送までの人件費や発送コスト等の費用は発生していることから、費用対効果を検証・把握し、より効果的な方法を検討することも望まれる。

##### <課税保留防止策について>

軽自動車税の対象となる課税客体において、以下の要件に当てはまる軽自動車は、課税保留とされている。



ア 軽自動車の所有者が死亡したことにより、軽自動車は存在するものの新たな所有者が不明な場合

イ 軽自動車を売却若しくは廃車したこと等を起因として、現在所有していない旨の申出により聞き取り調査等を行うが、証拠書類が不足し本当に軽自動車を所有していないと認定できない場合

このような課税保留件数は増加している。平成 30 年度から令和 4 年度までの課税保留の件数は以下のとおりである。

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
2,733 件	2,762 件	2,795 件	2,839 件	2,884 件

(出所 市提供資料)

少子高齢化が加速する状況の中で、特に上記アを要因とする課税保留に該当する軽自動車は、今後さらに増加することが予想される。

**【意見】 課税保留増加の防止策について**

課税保留については、件数が毎年約 30 件超ずつ増加していることから、相続人調査等を適切に行い、課税保留の増加防止に努めることが望まれる。

## 第7 市たばこ税

### 7.1 市たばこ税の概要

現在、たばこについては、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である県たばこ税と市たばこ税があり、消費者は、これらが加算されたたばこを購入することにより税を負担している。市たばこ税は、製造たばこの製造業者、特定販売業者、卸販売業者（以下、卸売販売業者等）が、市内に営業所を有する小売販売業者に対し、製造たばこを売り渡す場合において、当該売り渡す製造たばこに対し、当該売り渡しを行う卸売販売業者等に課税される税金である。

#### （1）納税義務者

市たばこ税の納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者である。

#### （2）課税の仕組み

##### ① 市たばこ税の税率

一般たばこ及び旧3級品・・・1,000本当たり6,552円

※旧3級品とは、「エコー」、「わかば」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「バイオレット」、「ウルマ」の6銘柄である。

##### ② 申告と納税

市たばこ税は申告納税方式であり、市たばこ税の納税義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における課税標準数量及び税額等を記載した申告書を市に提出し、その税額を納付する。

##### ③ 手持ち品課税

手持ち品課税とは、たばこの卸売販売業者及び小売販売業者が、たばこ税の税率引き上げ日の午前零時において、製造たばこを2万本以上所持する場合に、その所有する製造たばこについて、税率引き上げ分相当分を課税するものである。納税義務者は、市に手持ち品課税申告書の提出を行い、併せて納付する。直近である令和3年10月1日に行われたたばこ税の税率の引き上げの場合（一般たばこ・旧3級品ともに1,000本あたり400円の税率の引き上げ）、申告書の提出期限は、令和3年11月1日、税額の納付期限は、令和4年3月31日である。

### 7.2 市民税課の組織体制

市たばこ税の賦課及び調査等の業務は、市民税課の税制・法人担当の職員が入湯税の業務及び事業所税の業務と兼務し、行っている。

### 7.3 課税事務の流れ

市たばこ税の担当者の月次業務は以下のとおりである。

月次業務	
i	毎月末日までに卸売販売業者等より提出される前月分の売渡本数の申告書の受付
ii	申告書の内容審査
iii	翌月 10 日頃に歳入調定

### 7.4 市たばこ税の推移

#### (1) 市たばこ税の過去5年間の推移

##### < 調定額、収入額の推移 >

単位：千円

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
調定額	2, 233, 942	2, 218, 584	2, 110, 092	2, 247, 679	2, 373, 472
収入額	2, 233, 942	2, 218, 584	2, 109, 978	2, 247, 679	2, 373, 472
徴収率	100%	100%	99. 9%	100%	100%

##### < 課税本数の推移 >

単位：千本

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
課税本数	415, 842	394, 154	361, 764	358, 521	364, 687

#### (2) 近隣中核市との比較

令和 4 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

##### < 比較した近隣市町村の人口等 >

令和 4 年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k m <sup>2</sup> )	課税本数(千本)
松本市	239, 460	106, 608	978. 47	246, 392
富山市	410, 214	182, 725	1241. 7	432, 741
長野市	369, 613	164, 108	834. 81	364, 687
高崎市	369, 845	169, 981	459. 16	377, 680
前橋市	332, 355	153, 258	311. 59	358, 180

※人口は令和 4 年 4 月 1 日現在による。

<総額による比較>

単位：千円

	松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	1,614,364	2,835,325	2,373,472	2,547,585	2,346,797
収入額	1,614,364	2,835,325	2,373,472	2,547,585	2,346,797
徴収率	100%	100%	100%	100%	100%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	1,614,364	2,835,325	2,373,472	2,547,585	2,346,797
	収入額	1,614,364	2,835,325	2,373,472	2,547,585	2,346,797
	徴収率	100%	100%	100%	100%	100%
滞納	調定額	0	0	0	0	0
	収入額	0	0	0	0	0
	徴収率	—	—	—	—	—

令和4年度における月別の申告件数と調定額

月	申告件数	調定額(円)
4	5	193,062,692
5	6	197,346,064
6	6	193,744,966
7	5	205,158,222
8	4	202,619,452
9	5	212,561,739
10	5	202,285,208
11	5	197,930,409
12	4	197,220,109
1	5	207,945,657
2	5	182,137,277
3	5	181,460,534
計		2,373,472,329

7.5 監査の視点

- (1) 課税事務が、法令等に準拠し行われているか。→「合規性」の観点
- (2) 課税事務が、納税者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点

(3)課税事務が、納税者の理解を深め、効率的に執行されているか。→3E「経済性」  
「有効性」「効率性」の観点

## 7.6 主な監査手続き

### (1)概況の把握

- ・法令、条例等の確認
- ・資料等による概況把握
- ・担当課への往査及び質問と確認
- ・過去5年間の推移
- ・他自治体の収納状況と比較

### (2)外部委託の検証

- ・担当課への往査及び質問と確認

### (3)課税客体把握の検証

- ・課税客体の把握方法について質問と確認

### (4)更正処理の検証

- ・担当課への往査及び質問と確認

### (5)算定税額の検証

- ・課税額の正確性についてサンプル調査
- ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認

### (6)課税事務の検証

- ・職員経験年数表の閲覧
- ・賦課調査について質問と確認

### (7)他部署との連携の検証

- ・担当課への往査及び質問と確認

### (8)過料の検証

- ・担当課への往査及び質問と確認

## 7.7 監査の結果

監査の結果、指摘又は意見とすべき事項はなかった。

## 第8 入湯税

### 8.1 入湯税の概要

入湯税は、地方税法に基づき、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客に対して課税される目的税である。

#### (1) 納税義務者

入湯税の納税義務者は、市内の鉱泉浴場において入湯した入湯客である。

#### (2) 課税の仕組み

##### ① 税率

- i 宿泊の場合・・・1人につき1泊150円
- ii 日帰りの場合・・・1人につき1日100円

##### ② 課税免除

- i 年齢12歳未満の者
- ii 共同浴場（寮、社宅、療養等に付設された日常の用に供されるもの）、または一般公衆浴場（物価統制令の規定に基づき都道府県知事が入湯料金を指定している公衆浴場）に入湯する者
- iii 施行規則第41条第1項で規定された施設に入湯する者

※以下、規則第41条第1項に規定された施設

- ・長野市茂菅老人憩の家 長野市大字小鍋60番地1
- ・長野市新橋老人憩の家 長野市大字塩生甲2747番地イの1
- ・長野市石川老人憩の家 長野市大字篠ノ井石川968番地
- ・長野市松代老人憩の家 長野市松代町東条3595番地
- ・長野市若穂老人憩の家 長野市若穂保科1185番地

- iv 1,000円以下の利用料金（入湯するために支払う料金以外の料金として食事等が含まれているときは、これを含んだ料金（消費税及び地方消費税を除く。）とする。）を支払って、宿泊を伴わないで入湯する者及び1,000円を超える利用料金（入湯するために支払う料金として食事等が含まれている場合はその料金を含んだ料金（消費税及び地方消費税を除く。）とする。）を支払って宿泊を伴わないで入湯する場合において、入湯するために支払う料金として1,000円以下の料金を支払うこととなる者として規則に定める者

※この場合の利用料金とは、入館料、入湯料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場で「入湯するために必ず支払う必要がある料金で明示されているもの」をいう。

### ③ 申告及び納税

入湯税は、特別徴収の方法によって徴収される。入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場経営者である。

鉱泉浴場経営者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに、前月 1 日から末日までの入湯客数、徴収した税額、その他必要事項を記載した申告書を市に提出するとともに、入湯税を納入する。

## 8.2 市民税課の組織体制

入湯税の賦課及び調査等の業務は、市民税課の税制・法人担当の職員がたばこ税の業務及び事業所税の業務と兼務し、行っている。

## 8.3 課税事務の流れ

入湯税の担当者の月次業務及び年次業務は以下のとおりである。

月次業務	
i	毎月 15 日を提出期限として、特別徴収義務者から提出される前月分の申告書の受付
ii	申告書の内容確認
iii	翌月 10 日頃に歳入調定

年次業務	
10 月	長野市保健所に温泉利用許可台帳の内容について調査を実施
12 月	温泉利用台帳を基に鉱泉浴場に対し、入湯税に関する調査を実施 入湯税を申告納付している鉱泉浴場へ実態調査を実施

## 8.4 入湯税の推移

### (1) 入湯税の過去5年間の推移

＜調定額、収入額の推移＞

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	37,841	39,351	19,147	23,072	36,212
収入額	37,406	38,841	18,802	22,759	36,212
徴収率	98.8%	98.7%	98.2%	98.6%	100%

＜入場客数の推移＞

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入場客	252,825	259,990	124,824	152,152	239,906

### (2) 近隣中核市との比較

令和4年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

＜比較した近隣市町村の人口等＞

令和4年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k㎡)	入湯客数(人)
松本市	239,460	106,608	978.47	687,567
富山市	410,214	182,725	1241.7	433,567
長野市	369,613	164,108	834.81	239,906
高崎市	369,845	169,981	459.16	519,368
前橋市	332,355	153,258	311.59	1,064,384

※人口は令和4年4月1日現在による。

＜総額による比較＞

単位：千円

	松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	90,611	66,465	36,212	30,199	53,551
収入額	90,269	65,642	36,212	30,199	53,551
徴収率	99.6%	98.7%	100%	100%	100%



<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	90,224	65,642	35,899	30,199	53,551
	収入額	89,882	65,642	35,899	30,199	53,551
	徴収率	99.6%	100%	100%	100%	100%
滞納	調定額	387	823	313	0	0
	収入額	387	0	313	0	0
	徴収率	100%	0%	100%	—	—

令和4年度における月別の申告件数と調定額

月	申告件数	調定額(円)
4	9	2,144,150
5	9	2,627,100
6	9	3,607,800
7	9	3,480,550
8	9	2,556,550
9	9	3,636,600
10	9	2,903,850
11	9	3,443,200
12	9	3,453,750
1	9	3,149,850
2	9	2,618,650
3	9	2,277,100
計		35,899,150

8.5 監査の視点

- (1) 課税事務が、法令等に準拠し行われているか。→「合規性」の観点
- (2) 課税事務が、納税者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点
- (3) 課税事務が、納税者の理解を深め、効率的に執行されているか。→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

8.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
  - ・法令、条例等の確認
  - ・資料等による概況把握

- ・担当課への往査及び質問と確認
  - ・過去5年間の推移
  - ・他自治体の収納状況と比較
- (2)外部委託の検証
- ・担当課への往査及び質問と確認
- (3)課税客体把握の検証
- ・課税客体の把握方法について質問と確認
- (4)更正処理の検証
- ・担当課への往査及び質問と確認
- (5)算定税額の検証
- ・課税額の正確性についてサンプル調査
  - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- (6)課税事務の検証
- ・職員経験年数表の閲覧
  - ・賦課調査について質問と確認
- (7)他部署との連携の検証
- ・担当課への往査及び質問と確認
- (8)過料の検証
- ・担当課への往査及び質問と確認

## 8.7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたため、以下に記載する。

### (1)課税客体把握の検証

<鉾泉浴場への訪問調査について>

長野市市税条例第147条及び第148条では、入湯税の特別徴収義務者の帳簿の記載義務等について、以下のように規定している。

第147条（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第1項 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

第2項 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

第148条（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪）

第1項 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保

存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金に処する。

第2項 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を課する。

市民税課では、入湯税の適正かつ公平な課税のため、入湯税の特別徴収義務者である鉾泉浴場（令和4年4月1日時点で9施設）に対し、定期的な訪問調査を行っており、訪問調査の適切性を検証するため、令和元年度から令和10年度までの訪問調査の計画書及び訪問調査の際に使用する「入湯税実地調査チェックシート」を確認した。

訪問調査においては、申告書と宿泊者台帳の突合による申告内容の適切性の確認等を行っており、年間で4件又は5件、鉾泉浴場それぞれに対し2年に1回は訪問調査が行われるように計画している。

訪問調査の際に確認する宿泊者台帳は、市税条例第147条で規定する、「毎日の入湯客数及び入湯税額」を記載する帳簿に該当し、保存義務期間はその記載の日から1年間である。したがって、現在の調査計画では、記載の日から1年を経過した宿泊者台帳を鉾泉浴場が保存していない場合、申告書との突合による申告内容の適切性の確認を行うことができない。

また、長野市のホームページで公開されている「入湯税特別徴収の手引」においても、入湯税に係る調査に関し、「入湯税の適正かつ公平な課税に期するため、電話等による口頭での確認のほか、書面による調査、実地調査を年1回行っています。」と記載があり、調査計画との整合性が取れない。

#### 【意見】 鉾泉浴場への訪問調査について

入湯税の特別徴収義務者である鉾泉浴場に対する訪問調査については、市税条例第147条に規定する帳簿の保存義務期間を考慮し、全施設に対し、年1回の訪問調査が行えるよう調査計画を検討することが望まれる。

## 第9 事業所税

### 9.1 事業所税の概要

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる目的税である。事業所税は、東京都、指定都市及び人口 30 万人以上の都市で政令で指定する都市等において課税されるものであり、長野県では長野市が昭和 51 年 10 月 1 日から課税団体として指定され、課税を行っている。また、事業所税は、事業所床面積を課税標準とする「資産割」と、従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」で構成されている。

#### (1) 納税義務者

事業所税の納税義務者は、市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人である。ただし、「資産割」及び「従業者割」それぞれにおいて、免税制度が設けられており、市内に所在する各事業所等の合計床面積（非課税に該当するものを除く。）が 1,000 m<sup>2</sup>以下の場合、「資産割」は課税されず、また、市内に所在する各事業所等の合計従業者数（非課税に該当するものを除く。）が 100 人以下の場合、「従業者割」は課税されない。

#### (2) 課税の仕組み

事業所税の税額は、資産割額と従業者割額の合計額によって計算される。資産割額及び従業者割額の計算方法は以下のとおりである。

- ① 資産割額・・・課税標準（事業所床面積）×税率（1 m<sup>2</sup>当たり 600 円）
- ② 従業者割額・・・課税標準（従業者給与総額）×税率（100 分の 0.25）
- ③ 非課税

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と施設の用途に着目して非課税とする用途非課税がある。

- i 主な人的非課税・・・国、公共法人、公益法人または人格のない社団（収益事業に係る部分を除く）等
- ii 主な用途非課税・・・福利厚生施設（保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館、売店、喫茶室、娯楽教室等、従業者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で直接事業の用に供さないもの）、消防用設備等・防災施設等

#### ④ 申告及び納税

事業所税は申告納税方式であり、法人の場合は事業年度終了の日から 2 月以内、個人の場合は翌年の 3 月 15 日までに「事業所税申告書」を提出し、併せて事業所税を納付する。また、免税点以下であっても、以下の i～iii に該当する場合、「事業所用家屋及び従業者の申告書」を市に提出する義務がある。

i	前事業年度（法人）または前年（個人）に納税義務があった場合
ii	課税標準の算定期間末日において、市内の各事業所等の床面積合計額（非課税に係る事業所床面積及び休止施設を含む）が、800 m <sup>2</sup> を超える場合
iii	課税標準の算定期間末日において、市内の各事業所等の従業者数（非課税に係る従業者を含む）の数の合計数が80人を超える場合

また、事業所用家屋の全部又は一部を事業所税の納税義務者に貸し付けている場合、その貸付者は、その貸付を行った日から1月以内に「事業所用家屋の貸付申告書」を市に提出する。また、その申告した事項に異動が生じた場合はその異動が生じた日から1月以内に「事業所用家屋の貸付異動申告書」を市に提出する。また、事業所用家屋の貸付があった場合、その貸付に係る事業所床面積は、貸付者の事業所床面積から除外される。

⑤ 減免

市税条例第159条において、事業所税の減免について規定されており、市長は、天災その他特別な事情がある場合において、減免を必要とすると認められる者、その他特別の事情があると認められる者に対して、事業所税を減免する。減免を受けようとする場合は、減免申請書および必要添付書類を申告期限までに提出する必要がある。

9.2 市民税課の組織体制

事業所税の賦課及び調査等の業務は、市民税課の税制・法人担当の職員のうち、専属の担当者2名、及び、事業所税以外の諸税と兼務している1名が担当している。

9.3 課税事務の流れ

事業所税担当者の主な業務は以下の通りである。

月次業務	
i	申告対象事業者への申告案内の発送（各事業者の決算月に送付）
ii	提出された申告書の税務システムへの入力
iii	翌月10日頃に歳入調定

9.4 事業所税の推移

(1) 事業所税の過去5年間の推移

<調定額、収入額の推移>

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	2,069,827	2,117,030	2,069,116	2,098,534	2,207,889
収入額	2,062,863	2,111,194	2,054,454	2,095,756	2,204,477
徴収率	99.6%	99.7%	99.2%	99.8%	99.8%

<納税義務者数の推移>

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産割	689	716	743	764	813
従業者割	148	143	141	143	154
合計	837	859	884	907	967

(2)同規模の自治体の事業所税の推移

令和4年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

<比較した近隣市町村の人口等>

令和4年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k㎡)
富山市	410,214	182,725	1241.7
長野市	369,613	164,108	834.81
高崎市	369,845	169,981	459.16
前橋市	332,355	153,258	311.59

※人口は令和4年4月1日現在による。

<総額による比較>

単位：千円

	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	3,805,557	2,207,889	2,608,473	2,235,995
収入額	3,712,934	2,204,477	2,606,560	2,231,848
徴収率	97.5%	99.8%	99.9%	99.8%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	3,713,644	2,203,424	2,607,537	2,204,779
	収入額	3,708,829	2,200,151	2,605,624	2,200,632
	徴収率	99.8%	99.8%	99.2%	99.8%
滞納	調定額	91,913	4,466	936	31,216
	収入額	4,105	4,326	936	14,675
	徴収率	4.4%	96.8%	100%	47.0%

9.5 監査の視点

(1)課税事務が、法令等に準拠し行われているか。→「合規性」の観点

(2)課税事務が、納税者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点

(3)課税事務が、納税者の理解を深め、効率的に執行されているか。

→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

## 9.6 主な監査手続き

### (1)概況の把握

- ・法令、条例等の確認
- ・資料等による概況把握
- ・担当課への往査及び質問と確認
- ・過去5年間の推移
- ・他自治体の収納状況と比較

### (2)外部委託の検証

- ・担当課への質問と確認

### (3)課税客体把握の検証

- ・課税客体の把握方法について質問と確認
- ・不申告者に対するサンプル調査

### (4)更正処理の検証

- ・更正事務の状況について質問と確認

### (5)算定税額の検証

- ・課税額の正確性についてサンプル調査
- ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- ・事業所税の申告について質問と確認

### (6)課税事務の検証

- ・職員経験年数表の閲覧
- ・賦課調査について質問と確認

### (7)他部署との連携の検証

- ・市役所内での情報共有状況について質問と確認

### (8)過料の検証

- ・担当課への往査及び質問と確認

## 9.7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたため、以下に記載する。

### (1) 公平性の視点

<貸付申告書について>

事業所税の納税義務者が事業所等を新設若しくは廃止したとき、又は納税義務者となるべき者が事業所等を新設したときは、1月以内に市へ「事業所等新設（廃止）申告書」を提出しなければならない（市税条例第157条1項）。

また、事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日から1月以内に、「事業所用家屋の貸付申告書」を市に提出しなければならないが、その申告内容に異動が生じた場合には、その異動が生じた日から1月以内に「事業所用家屋の貸付異動申告書」を市に提出しなければならない（市税条例第157条2項及び3項）。

現在、市では、貸付申告書の回収及び管理の業務について、貸付申告書の提出を受けたあと、表計算ソフトで作成している「事業所税申告法人リスト」に貸付申告書の提出有無の情報を記載し、申告書自体は紙の状態在台帳管理している。事業所税の税務システムへの入力は行っていない。また、市のホームページ上で申告義務等の周知を行っている。

貸付申告書の回収及び管理状況を確認するため、以下の2つの方法で、検証を行った。

- ① 市へ提出された「事業所等新設（廃止）申告書」のうち、その家屋の所有者が他人となっているものを抽出し、貸付申告書の提出義務がある場合の貸付申告書の申告状況を検証する。
- ② 事業所等の合計床面積が800㎡を超える法人を抽出し、申告面積と名寄面積の差額について、貸付申告書の提出義務がある場合の貸付申告書の申告状況を検証する。

〈検証①〉

以下は、令和4年度中に「事業所等新設（廃止）申告書」を提出した事業者、及び、貸付者からの貸付申告書の申告義務及び申告状況である。

	法人又は個人	新設又は廃止	貸付（異動）申告書の義務及び提出状況
1	法人	新設	義務有り/提出なし
2	法人	新設	義務なし（自己所有）
3	法人	廃止	義務有り/提出なし
4	法人	新設（貸付者の記載なし）	義務有り/提出なし
5	法人	新設	義務有り/提出なし
6	法人	新設	義務なし（自己所有）
7	個人	廃止	義務なし（自己所有）
8	個人	新設	義務有り/提出なし
9	法人	新設（貸付者の記載なし）	義務有り/提出なし

令和4年度中に「事業所等新設（廃止）申告書」を提出した法人又は個人（全部で9件）のうち、貸付（異動）申告書の提出義務があるものが6件、そのうち提出があるも



のが0件であった。

また、「事業所等新設（廃止）申告書」を確認したところ、事業所用家屋を新設し、その事業所用家屋の所有者が自己所有ではない場合には、申告書にその事業所用家屋の所有者の氏名・名称及び所在地を記載しなければならないが、その記載がない申告書が2件あった。

〈検証②〉

以下は、「事業所用家屋及び従業員の申告書」（長野市市税条例施行規則第42条で規定する第132号様式）を提出している令和4年3月決算法人のうち、申告面積と名寄面積の差が100㎡以上のものを抽出したリストである。その差分面積について、貸付申告書の申告義務の有無及び提出状況を確認した。

	申告面積 (㎡)	名寄面積 (㎡)	差 (㎡)	貸付申告書の申告義務の有無及び提出状況
1	2211.37	2346.73	135.36	義務あり／提出あり
2	1928.92	3112.85	1183.93	義務あり／提出あり
3	1118.39	1273.26	154.87	義務あり／提出なし
4	1109.21	1257.07	147.86	義務なし
5	18576.63	19197.63	621	義務なし
6	14839.13	14992.97	153.84	義務なし
7	2696.98	2911.89	214.91	義務なし
8	2798.65	2913.7	115.05	義務なし
9	870.09	2119.35	1249.26	義務あり／提出なし（別法人で申告あり）
10	3528.85	3667.64	138.79	義務あり／提出あり
11	1832.28	2020.28	188	義務あり／提出なし

「3」の法人について貸付申告書の提出状況を市に確認したところ、調査の結果、差分の面積（154.87㎡）については、別事業者が使用しているため、貸付申告書の提出を依頼していると回答があった。

【意見】貸付申告書について

「事業所等新設（廃止）申告書」の提出があった際は、貸付（異動）申告書の提出義務の確認及び申告の促進が望まれる。

また、貸付申告書について、申告状況の把握やその管理体制について、検討の余地がある。貸付申告書の申告の有無が事業所税納税額に直接影響することはなく、事業所税の賦課及び調査等の業務を、市民税課の税制・法人担当の職員のうち、専属の担当者2名、及び、事業所税以外の諸税と兼務している1名が担当していること等を考慮すると、その調査・確認に人員や時間をかけられないことは理解できるが、条例に規定されている以上、申告に対する一定の牽制を貸付者に対し行うべきである。

また、事業所税については、法人市民税と比べて納税義務者が少ない税目だからこそ、貸付申告書の管理体制の確立のために、貸付申告制度の更なる周知、定期的なサンプル調査等の対策に力を入れて実施されたい。

**【意見】事業所等新設（廃止）申告書の記載の不備について**

事業所等新設（廃止）申告書の提出があった際は、貸付者に関する記載の不備の防止及び指導が望まれる。

## 第10 市税の徴収事務

### 10.1 概要

市税の徴収事務は、賦課・申告により確定した市税が完納に至るまでの一連の事務であり、財政部収納課が行っている。納付された市税については事務フローに従い、システムにて消込を実施する。

地方税法は地方税の滞納処分について、「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」と規定する。納期限経過後も納付されない市税については督促・催告を行い、なお納付されない場合は国税徴収法の規定に従い滞納処分を実施する。

### 10.2 徴収事務の組織体制

令和4年度の収納課における徴収事務に当たる職員の体制は以下のとおりである。

担当名	人数	主な事務分掌
収納管理担当	8人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の庶務に関すること。</li> <li>・公印の管守に関すること。</li> <li>・県民税の納付に関すること。</li> <li>・統計に関すること。</li> <li>・徴収原簿の整理保管に関すること。</li> <li>・督促状の発付に関すること。</li> <li>・市税の収入整理に関すること。</li> <li>・過誤納金の還付及び充当に関すること。</li> <li>・滞納繰越事務に関すること。</li> <li>・納税証明に関すること。</li> </ul>
徴収総務担当	6人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分と強制執行との調整手続きに関すること。</li> <li>・異議申立ての処理に関すること。</li> <li>・徴税関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・市税の徴収嘱託及び受託に関すること。</li> <li>・市税の滞納整理に関すること。</li> <li>・市税の滞納処分に関すること。</li> </ul>
徴収担当1班	8人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の滞納整理に関すること。</li> </ul>
2班	6人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の滞納処分に関すること。</li> </ul>
特別滞納整理室	4人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収困難な市税の滞納整理に関すること。</li> <li>・公売に関すること。</li> </ul>
派遣	2人	長野県地方税滞納整理機構

<現職における経験年数>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
収納管理担当	4人	3人	1人	0人	8人
徴収総務担当	2人	2人	2人	0人	6人
徴収担当1班	5人	3人	0人	0人	8人
2班	6人	0人	0人	0人	6人
特別滞納整理室	1人	2人	1人	0人	4人

<過去の税務の職務経験年数含む>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
収納管理担当	4人	2人	1人	1人	8人
徴収総務担当	2人	2人	0人	2人	6人
徴収担当1班	2人	2人	2人	2人	8人
2班	2人	2人	1人	1人	6人
特別滞納整理室	0人	1人	2人	1人	4人

※経験年数は、令和5年3月31日現在による

10.3 徴収事務の流れ

<納期限経過後の徴収事務の流れ>

①納期限

↓

②督促状 (20日以内)

↓

③一斉催告 Lv1 (2～3か月後) 封書による催告

↓

④一斉催告 Lv2 or 3 (警告) 封書による催告  
(3～5か月後)・財産差押の警告文記載

↓

⑤一斉催告 Lv4 (差押予告) 封書による催告  
(4～6か月後)・納付なき場合は差押を行う旨を記載

↓ (財産調査)

⑥差押予告通知 or 差押事前通知 (6～8か月後) 封書による個別催告

・差押予告通知

納付なき場合は財産調査を開始し、差押執行する旨を記載

・差押事前通知

↓ (財産調査) 納付なき場合は差押処分に異議ないものとし差押執行する旨を記載

⑦財産差押 預貯金、保険、動産、不動産、売掛金等

↓

⑧換価・充当

↓

⑨差押解除 完納にならない場合は再差押

### (1) 督促

納期限を過ぎても納付がない場合、地方税法各条の規定により納期限後 20 日以内に、納税者又は特別徴収義務者に対し、督促状を発付する。

<督促状発付件数推移>

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
発付件数	90,622	91,244	80,538	75,960	75,113
対前年比	92.6%	100.7%	88.3%	94.3%	98.9%

### (2) 催告

#### ①一斉催告

督促後なお納付のない滞納者に対し、あらかじめ決められた期間に、電算処理により一括して催告書を発付する。滞納期間に応じ、月を追うごとにレベル 1 からレベル 4 ままで段階的に上がっていく。レベル 1 からレベル 3 は現年度のみ、レベル 4 は過年度分も含めた滞納者が対象となる。

#### ②個別催告

一斉催告の他、必要に応じ、個別に催告書を発付する。一斉催告は決められた日に発付されるため、滞納者個々の事情にあわせて随時、催告を行う。

また、差押の実行前には、財産調査と並行し、状況に合わせて差押予告通知、差押事前通知を個別催告により発付する。

### (3) 滞納処分

滞納処分は、督促を受けてもなお納付のない滞納者に対し、強制的に徴収手続きを行う業務の総称である。収納課では、各種マニュアルを策定し、方針を定めている。

#### ① 財産調査

強制徴収が可能な財産の有無を調査するため、財産調査を行う。滞納者の預金、給与、生命保険、不動産等を対象に実施し、差押の可否を判断する。

#### ② 差押

財産調査により差押可能な財産が判明した場合、差押を実施する。

<差押件数・金額推移>

(単位 件数:件 金額:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
差押件数	1, 225	1, 160	649	1, 082	1, 187
差押金額	179, 937	130, 338	112, 754	156, 722	192, 355

<差押対象財産の状況>

(単位: 件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
債権	1, 180	1, 125	601	1, 007	1, 112
不動産	37	29	37	54	50
その他	8	6	11	21	25
合計	1, 225	1, 160	649	1, 082	1, 187

③ 換価・充当

差押がなされた財産は、公売、取立等により換価され、滞納金額に充当される。充当されると差押は解除されるが、それでもなお完納とならない場合、再度差押となる。

④ 執行停止

財産調査の結果、差押可能な財産がないとき、又は滞納処分によって生活を著しく困窮させるおそれがあるとき、あるいは、滞納者の所在及び財産が不明であるときは、国税徴収法の規定に従い、滞納処分の執行を停止する。執行停止が3年間継続すると、国税徴収法第153条の規定により、納付義務は消滅する。

収納課では「滞納処分の執行停止マニュアル」を策定し、業務を行っている。

(4) 分割納付

滞納した市税の納付は、原則として一括納付の必要があるが、生活状況等から一括納付が困難な滞納者に対し、分割による納付を認めている。法に定められた手続ではなく、実務上の猶予手続となる。収納課は「実務上の猶予(分割納付)についての内規」として分割納付の方針を定めている。

内規によると、滞納原因、担税力等総合的な判断により分割納付額を定め、分納計画を立てる。計画は6か月ごとに見直すとし、分割納付が不履行となった場合、滞納処分を執行する事としている。

(5) 長野県地方税滞納整理機構への移管

滞納案件のうち、高額案件、困難案件については、長野県地方税滞納整理機構への移管が行われる。長野県地方税滞納整理機構とは、大口困難案件についての滞納整理業務を共同で行う組織として、平成22年に設立された広域連合である。

移管方針については「事務取扱要領」を定め、原則200万円以上の案件の中から、捜索対象事案、更地以外の不動産公売事案等の、徴収困難な案件を選定するとしている。

#### 10.4 収納額の推移

##### (1) 収納額の過去5年間の推移

<総額の推移>

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	59,418,540	59,429,075	58,992,817	58,787,740	60,236,543
収入額	58,508,278	58,631,007	58,093,977	58,263,038	59,736,362
徴収率	98.5%	98.7%	98.6%	99.1%	99.2%

<総額の推移(税目別)>

単位：千円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人 市民税	調定額	20,922,504	21,328,409	21,519,122	21,288,315	21,537,870
	収入額	20,506,686	20,981,735	21,227,909	21,060,803	21,332,676
	徴収率	98.0%	98.3%	98.6%	98.9%	99.0%
法人 市民税	調定額	6,391,251	5,914,480	5,166,053	5,664,395	5,739,033
	収入額	6,367,605	5,889,002	5,090,019	5,653,767	5,719,795
	徴収率	99.6%	99.5%	98.5%	99.8%	99.6%
固定 資産税	調定額	22,582,173	22,550,881	22,671,622	22,162,311	22,872,846
	収入額	22,208,096	22,215,256	22,309,951	21,935,846	22,653,368
	徴収率	98.3%	98.5%	98.4%	98.9%	99.0%
都市 計画税	調定額	3,829,164	3,847,487	3,881,005	3,784,148	3,876,676
	収入額	3,765,964	3,790,528	3,819,318	3,745,120	3,839,312
	徴収率	98.3%	98.5%	98.4%	98.9%	99.0%
軽自動 車税	調定額	1,089,291	1,148,141	1,224,999	1,259,571	1,341,619
	収入額	1,063,169	1,121,155	1,201,886	1,241,592	1,326,125
	徴収率	97.6%	97.6%	98.1%	98.5%	98.8%
市たば こ税	調定額	2,233,942	2,218,584	2,110,093	2,247,679	2,373,472
	収入額	2,233,942	2,218,584	2,109,978	2,247,679	2,373,472
	徴収率	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%
入湯税	調定額	37,841	39,351	19,147	23,072	36,212
	収入額	37,406	38,842	18,802	22,759	36,212
	徴収率	98.8%	98.7%	98.2%	98.6%	100.0%
事業所 税	調定額	2,069,828	2,117,031	2,069,116	2,098,534	2,207,889
	収入額	2,062,864	2,111,194	2,054,454	2,095,756	2,204,477
	徴収率	99.6%	99.7%	99.2%	99.8%	99.8%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年	調定額	58,498,290	58,694,985	58,220,650	58,104,703	59,751,311
	収入額	58,174,600	58,352,596	57,784,883	57,903,956	59,537,110
	徴収率	99.4%	99.4%	99.2%	99.6%	99.6%
滞納	調定額	920,250	734,090	702,168	683,036	485,231
	収入額	333,678	278,411	309,094	359,081	199,251
	徴収率	36.2%	37.9%	44.0%	52.5%	41.0%

<現年課税、滞納繰越別の比較（税目別）>

単位：千円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人市民税						
現年	調定額	20,510,656	20,993,143	21,217,313	21,050,011	21,329,318
	収入額	20,357,481	20,849,099	21,093,377	20,953,834	21,232,693
	徴収率	99.2%	99.3%	99.4%	99.5%	99.5%
滞納	調定額	411,848	335,266	301,809	238,304	208,551
	収入額	149,205	132,636	134,532	106,969	99,983
	徴収率	36.2%	39.5%	44.5%	44.8%	47.9%
法人市民税						
現年	調定額	6,362,960	5,894,755	5,144,006	5,628,017	5,723,099
	収入額	6,368,046	5,883,169	5,078,905	5,626,801	5,713,146
	徴収率	99.9%	99.8%	98.7%	99.9%	99.8%
滞納	調定額	28,291	19,725	22,047	36,378	15,933
	収入額	9,559	5,833	11,114	26,965	6,649
	徴収率	33.7%	29.5%	50.4%	74.1%	41.7%
固定資産税						
現年	調定額	22,192,559	22,252,124	22,372,554	21,841,253	22,667,353
	収入額	22,065,043	22,104,599	22,181,132	21,761,260	22,582,926
	徴収率	99.4%	99.3%	99.1%	99.6%	99.6%
滞納	調定額	389,614	298,757	299,068	321,057	205,493
	収入額	143,053	110,657	128,819	174,585	70,442
	徴収率	36.7%	37.0%	43.0%	54.3%	34.2%
都市計画税						



現 年	調定額	3,763,470	3,796,993	3,830,222	3,729,364	3,841,602
	収入額	3,741,843	3,771,825	3,797,444	3,715,714	3,827,289
	徴収率	99.4%	99.3%	99.1%	99.6%	99.6%
滞 納	調定額	65,694	50,494	50,783	54,783	35,073
	収入額	24,121	18,703	21,874	29,405	12,023
	徴収率	36.7%	37.0%	43.0%	53.6%	34.2%
軽自動車税						
現 年	調定額	1,067,579	1,104,319	1,137,921	1,177,582	1,211,463
	収入額	1,058,520	1,094,573	1,130,513	1,170,647	1,205,855
	徴収率	99.1%	99.1%	99.3%	99.4%	99.5%
滞 納	調定額	21,712	22,446	22,892	16,833	15,400
	収入額	4,649	5,206	7,187	5,789	5,514
	徴収率	21.4%	23.1%	31.4%	34.3%	35.8%
市たばこ税						
現 年	調定額	2,233,942	2,218,584	2,110,093	2,247,565	2,373,472
	収入額	2,233,942	2,218,584	2,109,978	2,247,565	2,373,472
	徴収率	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%
滞 納	調定額	0	0	0	114	0
	収入額	0	0	0	114	0
	徴収率	-	-	-	100.0%	-
入湯税						
現 年	調定額	37,841	38,916	18,638	22,727	35,899
	収入額	37,406	38,407	18,293	22,727	35,899
	徴収率	98.8%	98.6%	98.1%	100.0%	100.0%
滞 納	調定額	0	435	509	345	313
	収入額	0	435	509	32	313
	徴収率	-	100.0%	100.0%	9.2%	100.0%
事業所税						
現 年	調定額	2,066,737	2,110,064	2,064,057	2,083,315	2,203,423
	収入額	2,059,773	2,106,253	2,049,395	2,080,537	2,200,151
	徴収率	99.6%	99.8%	99.2%	99.8%	99.8%
滞 納	調定額	3,091	6,967	5,059	15,219	4,466
	収入額	3,091	4,941	5,059	15,219	4,326
	徴収率	100.0%	70.9%	100.0%	100.0%	96.8%

※固定資産税は、国有資産等所在市町村交付金を含んでいない。

(出所：市税概要)

(2) 近隣中核市との比較

令和4年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

<総額による比較>

単位：千円

	松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	38,028,698	79,380,947	60,236,543	64,671,510	55,021,119
収入額	37,521,099	76,720,387	59,736,362	64,271,977	54,310,840
徴収率	98.7%	96.6%	99.2%	99.4%	98.7%

<現年課税、滞納繰越別の比較>

単位：千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	37,527,912	76,706,163	59,751,311	64,317,628	54,379,309
	収入額	37,338,194	76,112,105	59,537,109	64,145,981	54,142,023
	徴収率	99.4%	99.2%	99.6%	99.7%	99.5%
滞納	調定額	500,786	2,674,784	485,232	353,882	641,810
	収入額	182,905	608,282	199,253	125,996	168,817
	徴収率	36.5%	22.7%	41.0%	35.6%	26.3%

(出所：市提供資料)

10.5 監査の視点

- (1) 収納事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。→「合規性」の観点
- (2) 収納事務が、納付者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点
- (3) 収納事務が、納付者の理解を深め、効果的に執行されているか。  
→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

10.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
  - ・法令、条例等の確認
  - ・資料等による概況把握
  - ・担当課への往査及び質問と確認
  - ・5年間の収納額等の推移
  - ・他自治体の収納状況と比較
- (2) 外部委託の検証
  - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧

- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 収納額の検証
  - ・収納方法について質問と確認
  - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- (4) 滞納整理の検証（催告、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）
  - ・効率性について質問と確認
  - ・交渉経過等についてサンプル調査
- (5) 収納、滞納整理事務の検証
  - ・職員経験年数表の閲覧
  - ・市民に対する窓口対応について質問と確認
  - ・納付方法について資料閲覧、質問と確認
  - ・収入率向上の対策について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
  - ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (7) 延滞金や過料、還付金等の検証
  - ・手続きについて質問と確認
  - ・延滞金算定額、還付金算定額の正確性の検証
  - ・延滞金の減免事務について質問と確認

## 10.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

### (1) 滞納整理の検証

＜担保提供書の使用及び実務上の猶予における担保提供について＞

提出を受けた交渉経過記事を調査したところ、分割納付を認めるに当たり、納付誓約書と合わせて生命保険の解約返戻金を担保として提供する旨の担保提供書を徴取している記事が確認された。

「実務上の猶予（分割納付）についての内規」によると、実務上の猶予としての分割納付は一括納付が困難である者に対して担保を徴さず分割納付により完納するように勧奨するものであるとしている。また、同内規では、実務上の猶予の要件は申請による換価の猶予又は職権による換価の猶予に準ずるとしており、その場合に徴取できる担保については地方税法第16条に列挙されているが、生命保険の解約返戻金は含まれていない。さらに、同条の規定を受けて、市税条例第6条の6により、金額が100万円以下の場合には担保を徴する必要がないと定めているが、本件の滞納額は約82万円であった。

本件について担当者に質問したところ、手続きとしてはあくまで実務上の猶予であり、財産調査の結果、差押可能財産として生命保険の解約返戻金が発見されたが、仕事の都合上どうしても差押を回避したいとの滞納者の依頼を考慮し、担保提供書の徴取という形を取ったとの回答を得た。そもそも解約返戻金を担保として提供する旨の書面だけでは解約を実質的に制限することはできず、担保としての実効性はないことは承知の上、分割納付不履行時の差押を了承する意思確認の意味で徴取したものと思われる。滞納者の主張を考慮しつつ対応する姿勢は評価すべきものの、本件の場面では、目的を考慮しても、財産目録等で代替可能であり、担保としての実効性を有さないにも関わらず担保提供書を使用したことは不適切である。また「実務上の猶予（分納）についての内規」でも、実務上の猶予においては担保を徴しないことが明記されている。

**【意見】 担保提供書の使用及び実務上の猶予における担保提供について**

担保提供書使用時の適否及び実務上の猶予の要件については、実務上の猶予（分納）についての内規に沿った運用とすべきである。

＜差押通知書の記載内容について＞

提供を受けた交渉経過記事を調査したところ、差押通知書に「この差押の取り立て及び充当手続きには、相当の期間を要します。その間に重ねてご納付いただけませんよう、ご注意ください。」と記載されたものを送付している記事が確認された。本件について質問したところ、この通知を送付した時にはすでに差押が完了しており、仮に納付いただいた場合には過誤納となり、還付等が発生して、事務の煩雑化に繋がるためとの回答を得た。

事務の煩雑化防止という目的は理解できるが、いかに差押完了後の滞納者といえども、納税の義務を自発的に履行することは認められて然るべきであり、それを抑制するかのような記載は、租税公平主義の観点から望ましくない。

**【意見】 差押通知書の記載内容について**

通知書の記載について公平性に配慮の上、適切な表現とするべきである。

＜時効管理について＞

提供を受けた交渉経過記事を調査したところ、記録のないまま時効により不納欠損となった記事が9件確認された。この件につき質問したところ、経過記事は令和4年4月1日から令和5年3月31日までに記載のものを提出しており、他の年度に経過記事や処分記録がない訳ではないが、この9件のケースにおいては時効による欠損を迎えているとの回答を得た。

限られた人員の中で優先順位をつけて対処していく結果、滞納額が少額、あるいは徴収困難な案件に対応することが難しくなることは理解できる。むしろ時効欠損は極めて少数、少額に抑えられており、評価すべきである。ただし、結果として時効による欠損が発生している以上、時効管理の不徹底を問われる余地が生じてしまう。他自治体において、行政の不作为として住民監査請求や住民訴訟の対象となるケースがあることから、少数、少額といえども適切な措置が求められる。

令和4年度収納課収納課徴収事務マニュアルには、「無為にして時効を出すのは徴税吏員の恥（時効になっているにもかかわらず放置しておくのはもっと恥）」と記載されている。なるべく早期に時効中断のための技術的検証を行うと共に、時効完成が近い案件については執行停止の可否を検討し、最大限時効による欠損を防止する時効管理に努められたい。

#### 【意見】時効管理について

時効管理を徹底して最大限時効による欠損を防止すべきである。

#### （2）収納・滞納整理事務の検証

##### <収納率について>

市税の徴収事務について監査を行った結果、収納課においては滞納整理についての各種マニュアルを良く整備し、高度な組織マネジメントを継続して実施すると共に、更なる収納率向上のための施策や技術的方法を研究する姿勢が伺え、市民が誇りに思うに足る努力を続けている。長野市の徴収率は、令和4年現在、全中核市中8位に位置している。更なる向上を期待したいところであるが、その基盤となる人的資源について、徴収吏員は減少しているとのことである。限られた人員の中で試行錯誤を続けなければならないが、当然限界もある。徴税吏員の増員が望ましいものの、人員不足の問題は他課各所でも同様に聞かれ、増員の要求には説得力のある理由を伴う必要があるだろう。

収納率の更なる向上のための方策として、是非とも中核市における「収納率1位」を目標としてスローガンに掲げ、収納課のみならず、全庁的な目標と方向性を率先して示していくことを提案したい。より市民に信頼してもらい、市としても胸を張れる実績を作る。そのために必要な徴税吏員増員であれば、市としても、収納課としても、また市民にとってもメリットとなり、理解は得られやすいものとする。

さらに、収納率向上のためには、現在の実績を積極的に広報し、アピールすることも重要である。市民の公平を実現するために行っている取組や、高い収納率を維持しているという事実をより広く知ってもらい、信頼を得て納税意識を高めると共に、市と市民が一体となって滞納を防ぎ、収納率を向上させていく環境や雰囲気を作り上げ

ることができれば、もともと持った高い業務遂行力と相まって、収納率は更に向上し、収納率1位も決して実現不可能ではないはずである。

【意見】 収納率について

更なる収納率の向上を期待したい。

## 第 11 国民健康保険料の徴収事務

### 11.1 概要

#### (1) 国民健康保険制度

国民健康保険制度は、自営業や農業に従事する人及び、職場を退職した等の事由により、他の医療保険制度に加入していない全ての住民の方が加入対象とされている制度であることから、「国民皆保険」を支える上で重要な制度となっている。

#### (2) 納付義務者

国民健康保険料の納付義務者は世帯主である。世帯主が国民健康保険に加入していない場合であっても、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合、世帯主が納付義務者となる。

#### (3) 国民健康保険料の算定

国民健康保険料は、医療分、支援金分、介護分それぞれに金額や料率が定められており、それらを合算した金額が 12 か月分の国民健康保険料となる。内訳表は以下のとおりである。

<令和 4 年度の保険料の内訳>

	目的	所得割 (令和 3 年中の 所得に応じてか かる保険料率)	均等割 (加入者一人 ごとにかかる 年間保険料)	平等割 (一世帯当た りにかかる 年間保険料)	1 世帯 最高 限度額
医療分	国民健康保険事業に必要な費用や医療費のため	8.2% ×加入者全員の 賦課標準額	17,760 円 ×加入者人数	19,680 円	65 万円
支援金分	後期高齢者医療制度を支援するため (加入者全員)	2.8% ×加入者全員の 賦課標準額	6,240 円 ×加入者人数	7,560 円	20 万円
介護分	介護保険制度を支援するため (40～64 歳)	2.6% ×加入者全員の 賦課標準額	8,760 円 ×加入者人数	7,080 円	17 万円

※保険料の軽減・減免措置：低所得世帯に対する軽減、非自発的失業者に対する軽減、特定世帯の保険料の軽減や災害による被害を受けた世帯に対する減免の措置がある。

(出所：国民健康保険のしおり)

## 11.2 徴収事務の組織体制

令和4年度の国保・高齢者医療課における徴収事務にあたる職員の主な事務分掌は以下のとおりである。

<人員と主な事務分掌>

担当名	人数	主な事務分掌
収納担当	係長 2人 主査 5人 主事 1人 会計年度 任用職員 6人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料の収納、滞納整理に関すること。</li> <li>・督促状の発付に関すること。</li> <li>・過誤納金の還付及び充当に関すること。</li> <li>・国民健康保険料納付証明に関すること。</li> <li>・国民健康保険料の滞納処分に関すること。</li> <li>・審査請求の処理に関すること。</li> </ul>

令和4年度における国民健康保険料の収納事務を担当した職員は、正規職員が8名、会計年度任用職員が6名の計14名によって構成されている。

なお、正規職員の経験年数は以下のとおりである。

<職務経験年数>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
現職における経験年数	5人	3人	0人	0人	8人

## 11.3 収納事務、滞納整理の流れ

国民健康保険料の収納事務及び滞納整理の事務のおおまかな流れは以下のとおりである。なお、口座振替の振替日は毎月月末となる。

<徴収方法>

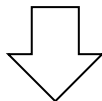
普通徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付書を使用して、市役所、支所、銀行、コンビニ等で納付する方法</li> <li>・1年分を10回（期）に分けて納付、一括納付も可能</li> <li>・未納の場合は、納期限後20日以内に督促状を発付</li> <li>・口座振替の場合は、口座振替依頼書提出月の翌月期分から振替が開始</li> <li>・年度の途中で依頼書を提出することで振替を実施</li> <li>・月末（納期限日）の口座振替が不能だった場合は、翌月中旬に再振替を実施、または翌月初旬に不能通知（納付書）を送付</li> </ul>
特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の被保険者で一定の条件にあてはまる人について、偶数月の年金支給額から保険料を天引き徴収</li> <li>・継続加入者は、翌年度4月、6月は前年度の保険料に基づき仮徴収し、8月以降にその年度の決定した保険料と調整したうえで徴収</li> </ul>



<滞納整理>

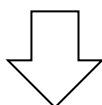
(1) 督促

納付者が納期限までに完納しない場合に、その納付者に対して納付の請求を行う。  
市国保条例では、納期限 20 日以内に督促状を発付しなければならない。



(2) 催告

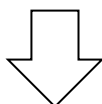
督促してもなお完納されない場合に、更に納付を促すための請求をいう。



(3) 納付交渉

納付者との「納付相談」や「交渉」の場を設け、初期の段階では以下の点に留意し、説得を進める。

- ア 納期限内自主納付（一括納付）の説得。
- イ 分割納付約束となった場合は、出納閉鎖期間までの年度内完納の計画を立てる。
- ウ 納付約束が履行されない場合は、財産調査・滞納処分の執行、保険証の変更となることを通告する。



(4) 財産調査

滞納整理を進める過程において、滞納者の納付能力の判定や滞納処分の執行のために、「滞納者が差押の対象となる財産を所有しているかどうか」「滞納者の所有する財産が価格、換価性等において差押えることが適当であるか」などについて調査する必要がある。また、差押に至らなくても、預貯金の有無等、滞納者の財産を把握しておく。

#### 11.4 国民健康保険料の推移等

平成 30 年度から令和 4 年度までの国民健康保険料の推移等は以下のとおりである。収納率は、現年度分だけでなく過年度における滞納繰越分も含め、全体的に増加している。これは、従来に比べて滞納者に対する財産調査に力を入れ、滞納整理事務に積極的に取り組んでいることが要因と考えられる。

<国民健康保険料の過去5年間の推移>

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	8,097,619	7,926,519	7,742,031	7,687,398	7,425,993
収納額	6,702,761	6,501,003	6,422,054	6,386,454	6,194,077
収納率	82.7%	82.0%	82.9%	83.0%	83.4%

<現年度普通徴収及び滞納繰越別の収納率の推移>

単位：千円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年度	調定額	6,981,727	6,805,122	6,615,053	6,585,571	6,351,757
	収納額	6,474,502	6,288,057	6,174,286	6,174,989	5,977,068
	収納率	92.7%	92.4%	93.3%	93.7%	94.1%
滞納	調定額	1,115,891	1,121,397	1,126,977	1,101,826	1,074,236
	収納額	228,259	212,946	247,767	211,465	217,009
	収納率	20.4%	18.9%	21.9%	19.1%	20.2%

<収入未済額と不納欠損処理の推移>

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年課税分	507,053	516,990	440,767	410,547	374,633
滞納繰越分	625,834	627,905	685,620	685,063	659,783
不納欠損処理	261,970	280,620	193,589	205,331	197,498

(出所：市提供資料)

<過去5年間の被保険者数等の推移>

過去5年間の国民健康保険料の被保険者数等の推移は以下のとおりである。加入世帯数等の減少により加入率が下がっている。特に令和4年度の加入率が過年度に比べて大きく減少している。

(各年度3月31日現在、単位：世帯、人、%)

区分 年度	世帯数				人口・総被保険者数			
	全世帯 A	国保世帯		加入率 (B/A)	全人口 C	国保被保険者		加入率 (D/C)
		B	年間平均			D	年間平均	
平成30 (介護2号再掲)	160,625	46,920 (19,545)	47,853 (19,969)	29.2	376,080	73,171 (22,483)	75,150 (23,232)	19.5
令和元 (介護2号再掲)	161,472	46,169 (18,873)	46,788 (19,282)	28.6	373,971	71,018 (21,814)	72,442 (22,388)	19.0
2 (介護2号再掲)	162,599	46,168 (18,647)	46,460 (18,945)	28.4	372,080	70,425 (21,415)	71,078 (21,815)	18.9
3 (介護2号再掲)	163,228	45,655 (18,132)	46,227 (18,560)	28.0	369,652	68,799 (20,790)	70,136 (21,300)	18.6
4 (介護2号再掲)	163,928	43,881 (17,625)	45,087 (18,104)	26.8	366,591	65,293 (20,152)	67,548 (20,749)	17.8

区分 年度	被保険者内訳					
	一般被保険者数			国保世帯		
	E	年間平均	構成率	F	年間平均	構成率
平成30 (介護2号再掲)	72,966 (22,319)	74,618 (22,764)	99.7	205 (164)	532 (468)	0.3
令和元 (介護2号再掲)	71,006 (21,814)	72,355 (22,308)	99.98	12 (0)	87 (80)	0.02
2 (介護2号再掲)	70,425 (21,415)	71,078 (21,815)	100.0	0 (0)	0 (0)	0.0
3 (介護2号再掲)	68,799 (20,790)	70,136 (21,300)	100.0	0 (0)	0 (0)	0.0
4 (介護2号再掲)	65,293 (20,152)	67,548 (20,749)	100.0	0 (0)	0 (0)	0.0

(出所：市提供資料)

<過去5年間の口座振替率の推移>

国民健康保険料口座振替者の状況は以下のとおりで、増加傾向にある。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
口座振替率	57.2%	57.8%	58.4%	59.4%	59.5%

(出所：市提供資料)

<近隣中核市との比較>

令和4年度における近隣の中核市と比較した。現年度分及び滞納繰越分の収納率は国民健康保険を税としている高崎市が1番高い。一方長野市は国民健康保険について税ではなく料としていることから、現年度分の収納率は他市と比較しても同じくらいの収納率であるが滞納繰越に対する収納率が1番低い数値となっている。

<比較した中核市の状況>

令和4年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度
松本市	239,534	106,281	978.4	244
富山市	410,214	182,725	1,241.70	330
長野市	369,913	164,108	834.81	443
高崎市	369,845	169,981	459.16	805
前橋市	332,355	153,258	311.59	1,067

※人口、世帯数は令和4年4月1日現在による。人口密度の単位(人/km<sup>2</sup>)

なお、高崎市、前橋市、松本市については国民健康保険税であるため、徴収の根拠となる法令が異なり、債権優先等の相違があるため、以下の比較数値については参考値となる。

<国民健康保険料総額>

単位：千円

	松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	5,693,292	7,117,329	7,425,994	7,349,741	7,342,922
収入額	4,569,487	5,941,776	6,194,077	6,810,872	6,595,687
収納率	80.3%	83.5%	83.4%	92.6%	89.8%

<現年・滞納繰越別>

単位：千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	4,625,162	6,028,165	6,351,758	6,807,170	6,594,841
	収入額	4,348,052	5,688,540	5,977,068	6,611,150	6,359,777
	収納率	94.0%	94.3%	94.1%	97.1%	96.4%
滞納	調定額	1,068,130	1,089,164	1,074,236	542,571	748,081
	収入額	221,435	253,236	217,009	199,722	235,910
	収納率	20.7%	23.2%	20.2%	36.8%	31.5%

(出所：市提供資料)

## 11.5 監査の視点

- (1) 徴収事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。→「合規性」の観点
- (2) 徴収事務が、納税者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点
- (3) 徴収事務が、納税者の理解を深め、効果的に執行されているか。  
→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

## 11.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
  - ・法令、条例等の確認
  - ・資料等による概況把握
  - ・担当課への往査及び質問と確認
  - ・過去5年間の国民健康保険料等の推移
  - ・近隣中核都市との国民健康保険料納付状況の比較
- (2) 外部委託の検証
  - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
  - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 収納額の検証
  - ・収納額の正確性について質問と確認
  - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
  - ・収納額についてサンプル調査
- (4) 滞納整理の検証（督促、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）
  - ・効率性について質問と確認
  - ・交渉経過等についてサンプル調査
  - ・督促方法についての質問と確認
  - ・滞納整理に関する各種書類の閲覧
- (5) 収納、滞納整理事務の検証
  - ・職員経験年数表の閲覧
  - ・納付方法について資料閲覧、質問と確認
  - ・収入率向上の対策について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
  - ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (7) 延滞金や過料、還付金等の検証
  - ・手続きについて質問と確認
  - ・延滞金算定額、還付金算定額の正確性の検証、
  - ・延滞金の減免事務について質問と確認

## 11.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

### (1) 滞納整理の検証

＜督促状、催告書の封筒について＞

国民健康保険料の督促状の記載内容は、滞納者に対し義務履行を迫る印象がある。また、催告書についても、滞納金額に応じて3種類あり、それぞれ記載内容も異なっており、滞納金額が増すにつれて、催告書から差押えを警告する催告書へ、そして差押えを予告する催告書へと変わり、記載された「差押え」の文字自体も徐々に大きくなり、差押えを予告する催告書では目立つよう赤字で記載するなど、滞納者に対し義務履行を迫る印象を滞納金額に応じて強めるよう工夫がなされている。

一方、督促状の封筒は、「大切な書類」等の表示はなく、一見しただけでは滞納者に対して特に義務履行を迫る印象はない。また、催告書の封筒も、「大切な書類」と表示はあるものの、滞納金額に関係なく、同じ封筒であり、催告書の記載のように滞納者に対し義務履行を迫る印象を滞納金額に応じて強めるような工夫はなされていない。

督促状及び催告書は、国民健康保険料の納付義務を果たしていない者に対して、履行義務を果たすよう要求する通知書であることから、ある程度の心理的圧迫感を与えることも必要であり、一見しただけで通常とは異なる文書であることを明示することは検討の余地があると考ええる。

### 【意見】督促状、催告書の封筒について

滞納者に対し、督促状、催告書を一見しただけである程度の心理的圧迫感を与え、早期の納付につなげるために、督促状の封筒に「大切なお知らせ」や「重要書類」の表示をし、催告書の封筒には、例えば、滞納金額に応じて封筒の色を変える、表面に「至急開封」等の表示をするといった工夫も検討されたい。

＜長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付事務取扱要領の遵守について＞

督促状発送後の滞納整理の記録である交渉経過記録を60件確認した。そのうち、1件については、国民健康保険短期有効期限被保険者証（以下「短期証」という。※1）所有者に対し、一般証を交付するためには、滞納額の一部納付及び納付誓約書の記載の2つの要件を充足することを求めていた。しかし、長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）第4条の短期証の解除において求められているのは、「滞納している保険料を納付したとき」、「納付誓約（分納納付誓約を含む。）の履行に誠意があり、滞納額が減少されると認められるとき」、「特別の事情が生じたとき」、「その他短期証の交付が困難と認められるとき」の4つの要件

のうち、いずれか1つの要件を充足すればよいと定められており、取扱要領に沿ったものとなっていない。

また、1件では、短期証対象者に短期証の交付を求められた際、郵送で送ることはできないので、窓口に取りに来てもらう必要があると伝えており、郵送でも交付できることを伝えていない。しかし、取扱要領第6条の交付の方法には、「短期証は、郵送又は窓口交付とする。」と定められており、取扱要領に沿ったものとなっていない。この理由を尋ねたところ、まずは滞納者との接触の機会を持つために窓口に来てもらうよう伝えているとのことであった。確かに直接接​​触の機会を積極的に求めることは滞納整理においては効果的である。ただし、効果的であるからといって取扱要領に沿った対応をしていないのは適切ではない。直接接​​触する機会を積極的に求めるのであれば取扱要領を短期証交付の取り扱いに関して、郵送は原則不可とし、窓口交付のみに変更すべきである。

※国民健康保険短期有効期限被保険者証とは、本来の国民健康保険被保険者証の有効期限より短い、数か月単位に区切られた有効期限の被保険者証をいう。国民健康保険法で、世帯主が特別な事情なしに保険料を滞納すると、有効期間が通常1年間の保険証が数カ月間の短期証に切り替わる。長野市の場合、有効期限は6か月。

【意見】長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付事務取扱要領の遵守について  
短期証保有者に対する一般証の交付、短期証対象者への短期証交付について、取扱要領に沿ったものではないため、取扱要領に従った運用がなされることが望まれる。

<滞納者への対応について>

国民健康保険料の滞納者への交渉経過記録を60件確認した。そのうち、3件について以下に記載する。

A氏:令和4年5月9日の財産調査回答により、生命保険2件(解約返戻金合計約340万円)を契約中であり、月額掛金8万円を毎月支払っていることが判明した。

市は財産調査回答を受け、A氏に差押予告催告書を送付し、A氏が催告に反応して分納相談があったら、毎月5,000円では受けず、最低でも数万円の納付約束を交わす予定であった。また、「生命保険支払多し」という記載があり、A氏は十分に資力があることを認識している。

しかし、A氏との5月31日の納付折衝では、予定どおり数万円の分納を要求しているが、毎月1万円がぎりぎり払える金額で、分納も履行をするというA氏の申し出を受け入れ、結果的に分納誓約は交わしたものの、分納額は毎月1万円にとどまることとなった。

B氏：令和4年8月5日の財産調査回答により、預貯金4口（合計残高約711万円）を保有し、同年9月28日の財産調査回答により、生命保険2件（解約返戻金合計約362万円）を契約中で、月額掛金1万円を毎月支払っていることが判明した。

市は財産調査回答を受け、「預金多額あり」という記載をしていることから、B氏は十分に資力があることを認識している。

しかし、B氏に対しては、令和5年1月30日の納付折衝の際、B氏の申し出を受け入れ、毎月1万円の分納を認めていた。

C氏：令和4年9月22日の財産調査回答により、預貯金約41万円の財産を保有していることが判明した。

市は財産調査回答を受けたが、A氏、B氏のように生命保険多額や預貯金多額といった資力がある旨の記載はなく、C氏は十分な資力があるとは認識していない。

しかし、C氏に対して、令和4年11月7日の納付折衝で、C氏の他の市税も滞納しており毎月2万円の分納を約束しており、5,000円の方納約束ならできるといふ申し出も受け入れることなく、15,000円以上の分納約束を交わすことを要求している。その日、分納金額は決まらず、同月17日に毎月2万円の分納誓約を交わすこととなった。

現在、市は滞納者との納付折衝を行い、一括での納付が難しい場合、分割納付を認めている。分割納付自体は、法令等で定められた方法ではないが、滞納者からの現実的な支払を促す方法の一つとしては有効な手段といえる。しかし、あくまでも、一括納付が困難な者に対して有効な手段であり、資力がある者にまで安易に分割納付を認めることは、かえって納付時期を遅らせ、滞納額の増加につながる可能性もある。したがって財産調査で十分な資力があり、一括納付できる場合は、滞納整理マニュアルにもあるとおり、まずは一括納付を説得すべきである。A氏、B氏は十分に資力があることは明らかであるため、分割納付ではなく、本来であれば一括納付を求めるべきだった。

また、C氏へは15,000円以上の分納金額を求め、結果的に毎月2万円の分納誓約を交わしているにもかかわらず、C氏よりも明らかに資力のあるA氏、B氏にはともに1万円の分納を認めているが、本来であれば、C氏の分納金額は、A氏、B氏の分納金額より少なくするのが適切である。

#### 【意見】滞納者への対応について

資力があると認められる滞納者については、安易に分割納付を認めず、一括納付を説得するようマニュアルに沿った対応が望まれる。また、滞納者へ分割納付を認める場合においても、資力に応じた分納金額となるように留意し、公平な滞納整理が運用されることが望まれる。



#### <延滞金の免除について>

サンプル調査した交渉経過記録のなかに、滞納額を超える債権の差押さえを行い、その後分納誓約を取り交わした案件があった。市は、当該案件において、滞納額を徴収するために債権を差し押さえたが、当該債権の差押さえがされている期間に対応する部分の延滞金の免除を行っていなかった。

しかし、地方税法第 15 条の 9 の 4 に徴収に必要な財産を差し押さえた場合の延滞金の免除規定が存在する。したがって、市は本来であれば、滞納額を徴収するために必要な財産を差し押さえた場合には、当該差押えがなされている期間に対応する部分の金額の 2 分の 1 に相当する金額を限度として、延滞金を免除することが必要であった。市への聞き取りによると条文への理解が不足しており、当該規定に従った措置が取られていなかったとのことである。

#### 【意見】延滞金の免除について

今後は法令に対する理解をより深め、再発防止策を講じ、地方税法第 15 条の 9 の 4 に定められた延滞金の免除規定に従った滞納整理事務の徹底が望まれる。

#### <国民健康保険税について>

国民健康保険料は、国民健康保険法の規定に基づく保険料である。また、国民健康保険税は、地方税法の規定に基づく地方税である。保険料として賦課徴収を行うことも税として賦課徴収を行うことも認められており、どちらで賦課徴収を行うかは市町村に委ねられている。市は現在、国民健康保険料として、賦課徴収を行っており、国民健康保険税として徴収を行うことは検討していないとのことである。

国民健康保険料の賦課及び徴収の権利の時効消滅は 2 年であり、一部で地方税法を準用した手続きにより賦課徴収を行う。他方、国民健康保険税は、賦課及び徴収の権利の時効消滅は 5 年であり、地方税法の手続きにより賦課徴収を行う。つまり、徴収権の時効消滅までの期間が国民健康保険税の方が 5 年と長い。また、法律上、国民健康保険料より国民健康保険税の方が上位の債権となり、優先して徴収することができるほか、税の方が賦課徴収にかかる手続きが法制化されていることが多い。

したがって、保険料から税に変更することにより徴収率が高くなるなどの徴収面のメリットはある程度期待できると思われる。令和 4 年度においては、国民健康保険税として賦課徴収を行っている前橋市、高崎市は現年度分で 2 % 以上、滞納繰越分においては 10 % 以上長野市よりも徴収率が高く、税として徴収する方が保険料として徴収するよりも徴収率が高い傾向にある。

**【意見】 国民健康保険税について**

国民健康保険税とすることによって徴収率が高くなるといった徴収面でのメリットもある程度期待できると思われるため、将来的には国民健康保険税とすることも視野に入れ、税への変更による徴収面でのメリットも研究されたい。

## 第12 介護保険料の徴収事務

### 12.1 概要

#### (1) 介護保険制度概要

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして、平成9年に成立した介護保険法により創設された。加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とされている（介護保険法第1条）。

#### (2) 保険者

介護保険制度の運営主体（保険者）は各市町村であり、長野市が保険者となる（介護保険法第3条）。

#### (3) 被保険者・保険料

介護保険法の被保険者は以下の者とされる（介護保険法第9条）。

##### i 第1号被保険者

市に住所を有する65歳以上の者

##### ii 第2号被保険者

市に住所を有する40歳から64歳までの者

介護保険制度においては、これら被保険者から保険料を徴収し、第1号被保険者の場合はその原因を問わず要介護・要支援状態となったときに、また第2号被保険者の場合は末期がん、関節リウマチ等の老化による病気（特定疾病）が原因で要介護・要支援状態となったときに、介護保険サービスを受けることが可能となる。

第2号被保険者については各医療保険者が医療保険料と一体的に徴収するため、市が徴収する対象者は第1号被保険者のみとなる。

#### (4) 介護保険料の算定方法

介護保険料は被保険者本人の所得や世帯の状況により11段階に区分され算定される。第1号被保険者の保険料は介護保険事業計画にあわせて3年に1度改定されている。令和4年度の介護保険料は以下の通りである。

なお、介護保険制度ではサービスの給付に必要な費用の半分を公費で、残りの半分以上を保険料によりまかなう。基準額とは介護サービス費などをまかなえるように算出された基準となる額である。

<令和4年度介護保険料>

所得段階	保険料率	保険料（年額）
第1段階	基準額×0.30	20,410円
第2段階	基準額×0.50	34,020円
第3段階	基準額×0.70	47,620円
第4段階	基準額×0.875	59,530円
第5段階	基準額	68,040円
第6段階	基準額×1.15	78,240円
第7段階	基準額×1.275	86,750円
第8段階	基準額×1.50	102,060円
第9段階	基準額×1.70	115,660円
第10段階	基準額×1.90	129,270円
第11段階	基準額×2.00	136,080円

（出所：市提供資料）

（5）保険料の徴収事務

保険料の徴収事務は、保険福祉部介護保険課が行っている。

12.2 徴収事務の組織体制

令和4年度の介護保険課における徴収事務に当たる職員の体制は以下のとおりである。

<人員と主な事務分掌>

担当名	人数	主な事務分掌
収納担当	正規職員4名	・収納に関する事務 ・滞納整理に関する事務
	会計年度任用職員1名	
	会計年度任用職員3名	・納付指導員（徴収員）

<職務経験年数>

	3年以下	5年以下	10年以下	10年超	合計
現職における 経験年数	6人	0人	2人	0人	8人

12.3 徴収事務の流れ

（1）事務の流れ

①納付書送付

保険料が決定された被保険者に対し、納入通知書を送付（毎年6月）

②督促状送付

納期限内に保険料の納入がない滞納者に対し、督促状を送付（納期限後 20 日以内）

③催告書送付

督促状送付後もなお保険料の納入がない滞納者に対し、催告書を送付（年 6 回）

④個別催告・電話催告・訪問徴収

滞納者へ個別の催告書送付、訪問による徴収を実施（随時）

⑤財産調査

滞納金額が多額な者、所得段階の高い者、滞納期別の累積が多い者から優先的に財産調査を実施（月 1 回）

⑥差押・執行停止

財産調査に基づき、財産差押または執行停止手続を実施

（2）分割納付

滞納した保険料の納付は、原則として一括納付の必要があるが、生活状況等から一括納付が困難な滞納者に対し、分割による納付を認めている。

（3）滞納処分の実施

介護保険課では従来まで滞納処分は未実施であったが、包括外部監査及び監査委員監査において、滞納処分について検討するよう意見がなされたことにより、令和 2 年度から収納課に在籍し退職した滞納整理事務に精通した職員を会計年度任用職員として雇用し、介護保険条例及び介護保険規則の改正を実施、マニュアルの整備と内部研修を行うとともに、財産調査から滞納処分、滞納処分の執行の停止に至るまでの必要な様式の整備を行った。また、各種パンフレットや催告書に滞納処分の告知を加えて納付者への注意喚起を実施した後、財産調査を開始し令和 3 年度から滞納処分及び滞納処分の執行の停止に着手した。

<滞納処分等の状況>

年度	区分	財産調査	財産差押		交付要求		執行停止
			差押	換価	要求	配当	
3	件数(人)	135	1	1	7	1	116
	金額(円)		274,670	274,670	430,150	77,117	5,685,880
4	件数(人)	92	2	2	3	0	97
	金額(円)		87,740	87,740	158,560	0	5,393,720

(出所：市提供資料)

## 12.4 介護保険料の推移

### (1) 過去5年間の介護保険料の推移

<介護保険料の過去5年間の推移>

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	7,510,275	7,391,354	7,324,270	7,511,793	7,519,304
収納額	7,375,125	7,262,457	7,216,622	7,413,922	7,431,804
収納率	98.2%	98.2%	98.5%	98.7%	98.8%

(出所：市提供資料)

<現年度普通徴収及び滞納繰越別の収納率の推移>

単位：千円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年度	調定額	507,939	491,384	555,274	625,878	568,923
	収納額	462,462	445,869	518,398	590,815	536,198
	収納率	91.0%	90.7%	93.3%	94.4%	94.2%
滞納繰越	調定額	107,565	100,305	92,473	80,427	67,770
	収納額	17,891	16,922	21,700	17,619	12,995
	収納率	16.6%	16.8%	23.4%	21.9%	19.1%

<収入未済額と不納欠損処理の推移>

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年課税分	45,476	45,515	36,875	34,984	32,639
滞納繰越分	54,891	47,262	43,994	33,283	29,055
不納欠損処理	34,782	36,120	26,777	29,603	25,805

### (2) 口座振替の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
口座振替率	46.4%	46.2%	49.3%	48.8%	49.9%

※ 普通徴収分収納金額に占める口座振替による収納金額の割合

(出所：市提供資料)

### (3) 近隣中核市との比較

令和4年度における近隣の中核市と比較した。

<介護保険料総額>

単位：千円

	松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
調定額	4,599,326	9,657,343	7,519,304	7,918,370	6,825,851
収入額	4,544,067	9,527,913	7,431,804	7,806,764	6,730,392
徴収率	98.6%	98.5%	98.8%	98.4%	98.5%

(出所：市提供資料)

<現年及び滞納繰越別>

単位：千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現年	調定額	4,549,893	9,536,720	7,451,534	7,836,196	6,744,459
	収入額	4,532,143	9,504,263	7,418,809	7,795,544	6,713,986
	徴収率	99.4%	99.5%	99.5%	99.3%	99.4%
滞納	調定額	49,433	120,623	67,770	82,173	81,391
	収入額	11,924	23,650	12,995	11,219	16,405
	徴収率	24.1%	19.5%	19.1%	13.6%	20.1%

(出所：市提供資料)

12.5 監査の視点

- (1) 収納事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。→「合規性」の観点
- (2) 収納事務が、納付者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点
- (3) 収納事務が、納付者の理解を深め、効果的に執行されているか。  
→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

12.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
  - ・法令、条例等の確認
  - ・資料等による概況把握
  - ・担当課への往査及び質問と確認
  - ・過去5年間の介護保険料等の推移
  - ・近隣中核都市との介護保険料納付状況の比較
- (2) 外部委託の検証
  - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
  - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 収納額の検証
  - ・収納方法について質問と確認
  - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認

- (4) 滞納整理の検証（催告、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）
  - ・効率性について質問と確認
  - ・交渉経過等についてサンプル調査
- (5) 収納、滞納整理事務の検証
  - ・職員経験年数表の閲覧
  - ・市民に対する窓口対応について質問と確認
  - ・納付方法について資料閲覧、質問と確認
  - ・収納率向上の対策について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
  - ・市役所内での情報共有状況について質問と確認

## 12.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

### (1) 滞納整理の検証

#### <電話催告について>

「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」によると、催告においては、催告書送付の他に、併せて電話及び訪問による催告を随時行くと規定している。

電話による催告について、現在長野県警察では、特殊詐欺を「電話でお金詐欺」と称してその抑止のため啓発活動を行っており、特殊詐欺の被害者の9割近くが65歳以上の高齢者であるとの統計もある。電話による介護保険料の催告はまさに電話でお金の話になり、対象者に不安を与えないため、また詐欺電話ととられ催告の実効性が低下することが考えられるため、現在では基本的に電話での催告は実施していない。ただし、完全に廃止したわけではなく、必要に応じ電話により催告する場合もある。特殊詐欺の防止を理由に電話による催告を実施しない点については社会情勢上望ましい判断であるが、目的達成のためには電話による催告を完全に廃止しなければ、市からの催告電話はないと市民にアナウンスできず、効果は限定的である。

#### 【意見】 電話催告について

特殊詐欺防止の観点から、事務処理要領から電話による催告の規定を削除し、電話による催告は完全に廃止すべきである。

#### <各種書面の整備について>

市における介護保険料の徴収事務は、令和3年度に滞納処分を開始したことにより、これまでの訪問徴収から滞納処分へと主軸を移そうとしており、現在はその過渡期にあ



ると言える。各種パンフレットや催告書に滞納処分の告知を加えたとのことであるが、その他の書類については滞納処分実施にかかる整備が追いついていないものも見受けられた。

例えば、訪問徴収の際、滞納者が不在時に投函する「未納のお知らせ」には、介護サービスの給付制限の内容が多く記載されており、滞納処分についてはわずかに触れるのみである。給付制限は滞納処分実施前における唯一のペナルティとして位置づけられていたが、市の令和4年度現年度分滞納者は844人に対し、令和4年度給付制限対象者は23人である。多くの滞納者はそもそも介護サービスを利用していないことから、滞納に対するペナルティとして納付を促す効果は極めて弱い。

#### 【意見】 各種書面の整備について

滞納処分実施に伴い、納付を促すための記載を給付制限から滞納処分に改めるなど、各種書面の整備を進められたい。

#### <訪問徴収の今後の方向性について>

訪問徴収を含め今後の滞納整理の方向性について質問し、介護保険課より以下の回答を得た。

「介護保険料は、民法の規定による持参債務であり、本来は徴収のため訪問することは本旨ではないが、納付者が高齢者であること、また介護保険制度は発足から二十余年と国保等と比べると若い制度であることもあり、制度の十分な理解を進めることが滞納の未然防止につながることから、訪問徴収は必要な場合に実施することとし、訪問による説明（給付の制限の説明を含む。）や督促、催告にも応じない場合には、財産調査を行った上で滞納処分（差押）の可能性を判断する。さらに訪問した徴収員からの情報と財産調査の結果から、滞納処分が不相当と判断される場合には、滞納処分の執行の停止（即時消滅含む。）を視野に検討を行う。」

訪問徴収は、現在会計年度任用職員3名により行っている。滞納処分実施前から主な徴収手段として実施しており、滞納処分実施前においては有効であった。ただし、保険料は持参債務であること、あるいは公平性の観点からも、決して好ましい手段とは言えないことは確かに回答のとおりである。また、実態として、高齢者の元へ職員が出向き、定期的に集金を行う訪問徴収サービスと言える状態となってしまう可能性も否めない。滞納処分を実施している以上、本来は廃止が望ましい。しかし一方で、訪問徴収員による65歳到達時の一時的な保険料普通徴収切替時の説明や切替時滞納分の納付、あるいは滞納者の状況把握、財産調査対象者を選定するための情報提供などの役割を担っている。前掲の回答において訪問徴収は必要な場合に実施することとしているが、滞納処分実施後においてもなお必要な場合が多いことも事実である。

訪問徴収によらずとも滞納処分により現在の水準以上の徴収率を確保できる体制とすることが求められるが、現在介護保険課では滞納処分専任の職員を配置できる体制がなく、他の担当業務に追加して滞納整理事務に当たっており、仮に増員したとしても、介護保険課内の他業務に回る可能性が高いという。

近年、介護保険料の滞納金額および滞納者数は減少傾向が続いており、同時に訪問徴収による徴収金額も低下傾向である。介護保険課収納担当として今後は、より滞納処分を拡充していく方向であるから、限られた人的資源の中ではあるが、収納担当内で現在訪問徴収に割くコストを滞納処分に充てることは可能なはずである。タイミングを見極めつつ、段階的に訪問徴収員を減員し、削減したコストを滞納処分に充てることにより、滞納処分を拡充していくことが望ましい。

**【意見】 訪問徴収の今後の方向性について**

将来的な廃止も視野に、訪問徴収の規模と役割を縮小させつつ、滞納処分の更なる拡充を進められたい。

## 第13 市営住宅使用料の徴収事務

### 13.1 概要

公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものである（公営住宅法第1条）。

#### （1）市営住宅等の種類

市営住宅等は、i「市営住宅」、ii「特別市営住宅」、iii「特定公共賃貸住宅」、iv「定住促進住宅」、v「厚生住宅」、vi「七瀬住宅」に分類されている。

##### i 市営住宅

法律に定められた入居収入基準以下の収入の人を対象とした住宅。

##### ii 特別市営住宅

地方自治法に基づき、市営住宅以外の目的で市が建設した住宅であって、市営住宅に準じて活用・管理する住宅。

##### iii 特定公共賃貸住宅

中堅所得者等に対し、居住環境が良好な住宅の供給を行い、もって市民生活の安定と福祉の増進を図るための住宅。

##### iv 定住促進住宅

地方自治法に基づき、自ら居住する住宅を必要とする50歳以下の者及び市外から転入しようとする者に低廉な家賃で賃貸する住宅。

##### v 厚生住宅

地方自治法に基づき、住宅に困窮する低額所得者並びに母子家庭及び父子家庭のために低廉な家賃で貸与する住宅。

##### vi 七瀬住宅

地方自治法に基づき、中堅所得者、市内に移住する者、大学等卒業後に長野市又は隣接する市町村区域に就労する者に対して貸与する住宅

#### （2）入居資格者

公営住宅制度の目的は、住宅に困窮する低額所得者に対して住宅を低廉な家賃で供給し、市民が健康で文化的な生活を営むことを推進することが目的であり、公営住宅法第23条及び長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条において、市営住宅の入居者の要件を以下のように定めている。

##### i 同居親族要件

現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。ただし、老人、身体障害者等、特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者の場合には、単身での入居が可能。また、入居者が60歳以上の者の場合、親族以外の60歳以上の者との同居を認めている。

ii 入居収入基準

政令月収金額が、158,000円（収入分位25%相当）以下であること。

入居者が裁量世帯の場合には、政令月収金額が214,000円（収入分位40%相当）以下であること。

※裁量世帯：以下のいずれかに該当する世帯

- ・身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている人を含む世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている人を含む世帯
- ・療育手帳A1からB1の交付を受けている方を含む世帯
- ・中学校卒業前の子供がいる世帯
- ・申込者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の方又は18歳未満の方である世帯
- ・原子爆弾被害者、引揚者、戦傷病者、ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

iii 住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。具体的な判断は、市の条例に定めるところにより、市が行う。

iv 申込者又は申込者と同居する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 市営住宅入居申し込み及び入居の流れ

① 定期募集

市営住宅の定期募集は、年8回に分けて定期的に行われる（4月、5月、7月、8月、10月、11月、1月、2月）。募集の内容は、募集月前月の25日以降に、市のホームページ、市役所及び支所の掲示板、広報ながのに公表される。

入居希望者は、入居資格を確認の上、提出書類をそろえ、受付期間内に申し込みを行う。応募者が募集戸数を上回る場合、公開による抽選会が行われ、それに当選した場合は、入居が許可される。入居が許可された者は、募集月の翌月下旬までには入居が可能となる。

② 常時募集

市営住宅の常時募集は、定期募集で申し込みがなかった住宅が対象となるもので、申し込みの先着順に入居者が決定される。入居を希望する場合、入居資格を確認の上、提

出書類をそろえ、申し込みを行う。

また、入居が許可された場合、部屋の修繕を行う必要があるため、入居までに約2か月を要する。

#### (4) 入居者優先区分

定期募集において、以下の優先区分を設けた団地の抽選の際に、入居希望者が当該団地に設けた優先区分の要件に該当していれば、「優先世帯のみの抽選」と、「申込者全員の抽選」に、それぞれ参加することができる。

まず、優先世帯のみで抽選を行い、当選者を決定する。その次に、当選した優先世帯を除く全員で抽選を行い、当選者を決定する。したがって、あくまで抽選の優先であり、当選の優先ではない。

##### i 優先区分 A

申込者が65歳以上の人で、同居者全員が、配偶者、60歳以上の人、18歳未満の人、優先区分Bの心身障害の条件に該当する人、身体障害者手帳4級以上の肢体不自由障害で、歩行の際に補装用具等を使用している人のいずれかに該当する人で構成する世帯

##### ii 優先区分 B

###### ・心身障害者

身体障害者手帳1級～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、または療育手帳A1～B1の交付を受けている人を含む世帯

###### ・中国残留邦人等

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第2条に規定する人を含む世帯

###### ・生活保護

生活保護証明が発行される世帯

##### iii 優先区分 C

###### ・高齢者等同居

優先区分Aの高齢者世帯と同居している6人以上の世帯

###### ・DV 被害者

女性相談センター（女性相談員が配置されている福祉事務所（長野市に限る）、県の保健福祉事務所）の証明、または裁判所の保護命令決定書の交付を受けている人（保護終了及び命令から5年以内）

###### ・犯罪被害者

犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する人で市長が定める人

##### iv 優先区分 D

###### ・母子・父子

母子・父子証明が発行される母子世帯及び父子世帯

・子育て

中学校卒業前の子供がいる世帯

・多子

同居者に18歳未満の児童が3人以上いる世帯

v 優先区分E

高齢者等同居：優先区分Aの高齢者世帯と同居している6人以上の世帯

(5) 公営住宅の家賃

公営住宅の家賃は、公営住宅法第16条第1項に、「毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。」こととされている。

また、近傍同種の住宅の家賃については、公営住宅法第16条第2項において、「近傍同種の住宅（敷地を含む）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令の定めるところにより、毎年度、事業主が決める」こととされ、近傍同種の家賃は、公営住宅の家賃の上限となる意味を持つ。

(6) 収入の申告

市営住宅の入居者は、毎年度、市に収入申告を行う。

その収入申告により、入居者の家賃が決定する。収入申告を行わない場合は、家賃の算定ができないため、法令上の最高額の家賃（近傍同種の家賃）となる。

(7) 収入超過者・高額所得者に対する措置

① 収入超過者の家賃

公営住宅に3年以上継続して入居し、かつ、公営住宅法に定める収入基準（収入分位25%）を超えている場合、収入超過者に認定され、収入に応じて家賃が決定される（本来の家賃に、近傍同種の家賃と本来の家賃の差額分に公営住宅法に定める率を乗じたものを加算）。

② 高額所得者の家賃

公営住宅に5年以上継続して入居し、かつ、最近2年間の収入が公営住宅法に定める収入基準（収入分位60%）を超えている場合、高額所得者に認定される。

公営住宅は、所得が低く住宅に困窮している方に供給されるべきものなので、高額所得者に対しては、明け渡し期限を定めて明け渡し請求を行う。明け渡し請求の期限到来後も公営住宅を明け渡さない場合には近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下

の金銭を徴収することができる。

### 13.2 組織体制

市営住宅の管理などの業務は、市の建設部住宅課の管理担当が行っている。令和5年3月31日における建設部住宅課の組織体制は、以下の通り。なお、特定の担当に属さない管理職及び会計年度任用職員は、含めていない。

	人数	事務分掌
企画担当	5人	<p><u>職種：建築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅マスタープランに関する事</li> <li>・ マンション管理適正化、再生円滑化法に関する事</li> <li>・ 住宅行政年報に関する事</li> <li>・ 返目団地整備事業に伴う移転に関する事</li> <li>・ 市営駐車場有料化に関する事</li> <li>・ 今井未活用地に関する事</li> <li>・ GIS 関係</li> <li>・ セーフティーネット住宅の登録に関する事</li> <li>・ 住宅相談に関する事</li> <li>・ 高齢者すまい法、高齢者向け賃貸住宅の支援制度に関する事</li> </ul> <p><u>職種：事務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画関係業務全般</li> <li>・ 用途廃止等団地からの移転に関する事</li> <li>・ 用途廃止跡地利用に関する事</li> <li>・ 住宅対策審議会</li> <li>・ 居住支援協議会に関する事</li> <li>・ 行政財産に関する事(異動報告・測量)</li> </ul>
建設維持担当	6人	<p><u>職種：建築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設維持関係業務全般</li> <li>・ 市営住宅の建設(建替、全面改善、個別改善、身障者住宅整備、住替え住戸修繕)に関する事</li> <li>・ スtock活用(長寿命化)計画の推進</li> <li>・ 委託台帳、工事台帳に関する事</li> <li>・ 公社が実施する修繕点検業務の主務、確認(建築)</li> <li>・ 計画修繕の建築工事の設計監理監督</li> <li>・ 工事等発注見通報告</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震統計</li> <li>・ 埋分調査関係</li> <li>・ 会計検査に関すること</li> <li>・ 社会資本整備総合交付金に関すること</li> </ul> <p><u>職種：電気</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画修繕、全面改善、住替え住戸修繕の電気設備工事設計監理監督</li> <li>・ スtock活用（長寿命化）計画の推進</li> <li>・ 公社が実施する修繕点検業務の確認（電気設備）</li> <li>・ 社会資本整備総合交付金の申請事務</li> </ul> <p><u>職種：機械</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画修繕、全面改善、住替え住戸修繕の機械設備工事設計監理監督</li> <li>・ スtock活用（長寿命化）計画の推進</li> <li>・ 消火器関係</li> <li>・ 公社が実施する修繕点検業務の確認（機械設備）</li> </ul>
管理担当	4人	<p><u>職種：事務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課の庶務、課内契約関係、各種照会事務</li> <li>・ 予算及び決算統計</li> <li>・ 条例、要綱・要領の整備に関すること</li> <li>・ 市営住宅等の管理運営全般（窓口・電話対応、苦情処理、懸案事項）</li> <li>・ 管理代行、管理業務委託（協定等運用管理、契約支出事務）</li> <li>・ 市営住宅等の募集、入退去及び駐車場業務に関すること（HP管理、募集住戸の調整、特定・優先入居、暴力団照会、敷金管理、駐車場関係の諸手続き）</li> <li>・ 公営住宅管理データベース</li> <li>・ 家賃決定に関すること</li> <li>・ 家賃の減免に関すること</li> <li>・ 収入調定（家賃、駐車場使用料等）</li> <li>・ 収納管理（口座振替依頼書等含む）</li> <li>・ 窓口収入金入金事務（現金取扱員）</li> <li>・ 債権管理（滞納整理含む）</li> <li>・ 高額認定者明渡請求</li> <li>・ 裁判（明け渡し訴訟、和解等）、支払督促等</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団地土地賃貸借契約、借地料支払い</li> <li>・ 行政財産、公有財産使用許可事務</li> <li>・ 相続人関係戸籍等調査</li> <li>・ 支援措置対象者に関すること</li> <li>・ 市営住宅管理人関係</li> <li>・ 一般廃棄物処理関係</li> <li>・ 団地敷地内の除草、伐採</li> <li>・ 公営住宅保険事務（管財課報告、火災共済補助事業事務）</li> </ul>
--	---

### 13.3 管理代行者による収納事務、滞納整理の流れ

#### (1) 管理代行制度

令和5年4月から公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、長野市営住宅及び共同施設の管理については、長野県住宅供給公社を管理代行者としている。

長野市と長野県住宅供給公社は、長野市営住宅等の管理に関する年度協定書を締結し、市営住宅等の使用料等の徴収及び収納事務を委託している。

また、市営住宅以外(特別市営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅、厚生住宅、七瀬住宅)の管理、使用料等の徴収及び収納事務は、市営住宅の管理代行者である長野県住宅供給者へ委託している。

#### (2) 滞納整理の流れ

市営住宅等の使用料等の滞納があった場合、「長野市営住宅等の家賃及び駐車場使用料等の滞納者に対する事務処理要領」に基づき、市営住宅等の使用料等債権の保全に関し、次の流れに沿って事務処理を行う。

##### ① 督促

家賃等が納期限までに納付のない時は、納期限後20日以内に督促状を作成し、入居者に発付する。

##### ② 催告

督促状の発付後も納付のない入居者に対して、催告書を送付する。併せて、電話、訪問により催告を行う。

##### ③ 住宅家賃の保証人催告

住宅家賃が3か月以上滞納となった入居者については、遅滞なく連帯保証人に対して、保証人催告書を送付し、滞納解消の協力を得る。

##### ④ 滞納整理

家賃等が3か月以上滞納となった入居者について、滞納者一覧表を作成し、随時滞納整理を実施する。

⑤ 納付誓約

一括での納付が困難な者で、分割での納付を希望する場合は、使用料納付誓約書を交わし、分割納付を認める。この場合において、分割納付の進行状況を完納まで管理する。

⑥ 支払督促

自主的納付が見込めない者については、簡易裁判所に支払督促を申し立てる。

⑦ 仮執行宣言

支払督促正本送達後2週間以内に、債務者からの異議申立が行われない場合、仮執行宣言を遅滞なく管轄裁判所に申し立てる。

⑧ 仮執行宣言付支払督促による債権に対する強制執行

仮執行宣言付支払督促を得た後、任意の支払いがない場合、遅滞なく地方裁判所へ民事執行法に基づく債権に対する強制執行の申立を行う。

13.4 市営住宅使用料等の推移

(1) 過去5年間の市営住宅使用料等

年度	調定額 (千円)	収入額 (千円)	徴収率 (%)	納付件数 (件)
平成30年度	717,344	659,281	91.91	37,770
令和元年度	704,381	650,457	92.34	36,684
令和2年度	680,131	632,612	93.01	35,104
令和3年度	676,425	628,126	92.86	34,583
令和4年度	715,190	665,304	93.02	37,566

【収入額内訳】

単位：千円

年度	市営住宅 使用料	特定公共賃貸 住宅使用料	厚生住宅 使用料	定住促進住宅 使用料	特別市営住宅 使用料	七瀬住宅 使用料	市営住宅 駐車場使用料	特別市営住宅 駐車場使用料	七瀬住宅 駐車場使用料
平成30年度	615,565	15,494	2,604	5,745			19,872		
令和元年度	606,315	15,396	2,624	6,078			20,042		
令和2年度	590,947	12,455	2,624	7,257			19,327		
令和3年度	585,508	13,456	2,584	7,815			18,762		
令和4年度	589,306	13,421	2,588	8,474	15,816	12,419	21,136	1,191	950

(2) 近隣中核市との比較

【住宅使用料】

単位：千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
平成30年度	調定額	631,960	958,214	618,332	877,697	1,093,953
	収入額	611,326	948,013	607,374	859,128	1,083,183
	徴収率	96.73	98.94	98.23	97.88	99.02
令和元年度	調定額	632,748	943,875	610,710	853,146	1,077,006
	収入額	610,122	933,332	598,564	834,109	1,066,141
	徴収率	96.42	98.88	98.01	97.77	98.99
令和2年度	調定額	618,776	908,933	592,584	843,486	1,008,208
	収入額	599,201	901,726	582,178	827,053	1,000,951
	徴収率	96.84	99.21	98.24	98.05	99.28
令和3年度	調定額	601,328	987,456	586,263	823,574	978,000
	収入額	584,072	982,046	578,278	814,073	976,363
	徴収率	97.13	99.45	98.64	98.85	99.83
令和4年度	調定額	584,782	846,708	591,905	818,716	942,454
	収入額	566,420	840,947	583,275	807,489	934,100
	徴収率	96.86	99.32	98.54	98.63	99.11

13.5 監査の視点

- (1) 収納事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。→「合規性」の観点
- (2) 収納事務が、納付者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点
- (3) 収納事務が、納付者の理解を深め、効果的に執行されているか。  
→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

13.6 主な監査手続

- (1) 概況の把握
  - ・法令、条例等の確認
  - ・資料等による概況把握
  - ・担当課への質問と確認
- (2) 外部委託の検証
  - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
  - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認

- (3) 収納額の検証
  - ・ 収納方法について質問と確認
  - ・ 正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- (4) 滞納整理の検証（催告、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）
  - ・ 効率性について質問と確認
  - ・ 交渉経過等についてサンプル調査
- (5) 収納、滞納整理事務の検証
  - ・ 納付方法について資料閲覧、質問と確認
  - ・ 収納率向上の対策について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
  - ・ 市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (7) 延滞金や過料等の検証
  - ・ 手続きについて質問と確認

### 13.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

#### (1) 滞納整理の検証の視点

<滞納整理について>

市では、住宅使用料及び駐車場使用料の滞納整理事務を円滑に進めるため、「長野市市営住宅等の家賃及び駐車場使用料等の滞納者に対する事務処理要領」（以下、事務処理要領）を定め、回収に努めている。

以下は、長野市における直近4年間の住宅使用料及び駐車場使用料の滞納金額及び滞納世帯数の状況である。

住宅使用料

		滞納世帯数（件）	滞納金額（円）
令和元年度	現年度分	147	12,165,950
	過年度分	110	34,600,691
令和2年度	現年度分	118	10,405,755
	過年度分	113	33,645,092
令和3年度	現年度分	97	8,020,315
	過年度分	120	37,483,900
令和4年度	現年度分	107	8,884,337
	過年度分	111	37,434,622

駐車場使用料

		滞納世帯数（件）	滞納金額（円）
令和元年度	現年度分	25	160,900
	過年度分	16	1,156,800
令和2年度	現年度分	23	168,000
	過年度分	18	1,129,200
令和3年度	現年度分	23	230,400
	過年度分	19	1,077,000
令和4年度	現年度分	29	442,900
	過年度分	22	1,121,200

市営住宅等の家賃及び駐車場使用料の滞納者に対する事務や滞納整理の実態を検証するため、令和4年4月1日における滞納者一覧表に記載されている滞納案件のうち、明渡しの強制執行の事案2件を含む12件を抽出し、滞納整理経過票を検証した。以下は検証結果である。

問題点	
ケース1	<p>【令和5年4月1日】</p> <p>臨戸による訪問の際、滞納者の配偶者と接触。今後の支払いについて、滞納金額の説明と納入約束を取り交わしたが、使用料納付誓約書を交わしていない。</p> <p>【意見1】</p>
ケース2	<p>【平成30年8月21日】</p> <p>公社にて、滞納者の配偶者と面談。その際に、今後の支払いについて次月からの支払い計画が相手方より示され、同意したが、使用料納付誓約書を交わしていない。</p> <p>【意見1】</p>
ケース3	<p>【令和3年6月1日】</p> <p>この時点で住宅家賃が3か月滞納となったが、催告状の送付にとどまり、連帯保証人催告を行っていない。</p> <p>【意見2】</p>

家賃等の滞納者が、一括納付が困難で分割納付を希望する場合、市は分割納付を認めている。ただし、その場合は、書面による使用料納付誓約書を取り交わすことが事務処理要領第6条において明記されており、規定通りの処置が行われていなかった(ケース1、ケース2)。

この件について、ヒアリングを行ったところ、滞納者が違背者である場合には納入約束が履行されなければいつでも強制手続きを行うことが可能であり納付誓約書を交わ

さないことがあること、また、滞納者本人と接触できず、滞納者の配偶者や親族としか接触できない場合には、納付誓約書なしで納入約束を行っていることが確認できた。

また、家賃等が3か月以上滞納となった入居者については、事務処理要領第4条において、「遅滞なく連帯保証人に対して、保証人催告書を送付し滞納解消の協力を得るものとする」と明記されているが、規定通りに処置が行われていなかった(ケース3)。

この件について、ヒアリングを行ったところ、保証人催告を行うと滞納者の立場が悪くなる場合があり、結果的に滞納金額の回収が滞ることがあるため、保証人催告を留保している場合があることが確認できた。

※連帯保証人制度については、令和2年の民法改正及び「保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべき」という国土交通省の通知を踏まえ、市では、条例を改正した。令和5年4月以降、入居の際にしての連帯保証人は求めている。

#### 【意見】 分納を希望する滞納者に対する使用料納付誓約書の取り交わしについて

使用料納付誓約書は、滞納額の本人の承認及び時効停止要件に該当し、債権管理のための重要な書類に該当するため滞納者が違背者である場合や滞納者本人と接触できなかったことを理由として取り交わしが省略されるものではない。滞納者との納入約束を交わす場合には、必ず書面により取り交わすよう、担当職員及び公社への徹底が望まれる。

#### 【意見】 住宅家賃の保証人催告について

連帯保証人催告自体が滞納金の円滑な回収に対して影響することは否定できないが、事務処理要領の通りに連帯保証人への催告が行われている事案と比較した場合、公平性の面で、適切とは言えない。滞納者の事情にかかわらず連帯保証人への催告を遅滞なく行うよう、担当職員及び公社への徹底が望まれる。

### (2) 公平性の視点

#### <債権分類について>

市が管理している債権は、公債権と私債権に分類される。公債権は、市の行政処分により発生し、債務者は不服申し立てを行うことができる。公債権はさらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類される。強制徴収公債権の場合、市が滞納処分を行えるが、非強制徴収公債権の場合、市が滞納処分を行えず、支払督促及び訴えの提起等を通じて強制執行を行う。私債権は、非強制徴収債権に分類され、契約等の当事者間の合意(私法上の合意)に基づいて発生する債権であり、債務者は不服申し立てを行うことができない。また、公債権の消滅時効期間は5年であり、時効の援用は不要である。一方、私債権は、消滅時効期間の経過及び債務者による時効の援用をもって消滅する。

※債権の分類

	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
自力執行権の有無	有り	無し	
滞納処分の可否	地方税法の滞納処分の例により処分することができる	滞納処分はできず、債権の回収には裁判所による回収手続が必要	
債権の消滅	時効期間の経過により消滅（地方自治法第236条）	時効期間の経過のみでは消滅しない（民法第145条）	
時効の援用	不要	必要	
督促料の徴収	できる	できない	
延滞金の徴収	できる	できない（遅延損害金はできる）	
不服申し立て	できる	できない	

住宅使用料を非強制徴収公債権又は私債権のどちらに分類するかは自治体によって判断が分かれている。長野市では、住宅使用料、駐車場使用料及び長期滞納者・悪質滞納者に対する損害賠償金を「非強制徴収公債権」として整理し、債権管理を行っている。

非強制徴収公債権と私債権では債権消滅のルールが異なる。仮に、市営住宅使用料を私債権として扱う場合、債権の消滅時効期間が経過しても時効の援用がなければ債権は消滅しない。そのため、市営住宅使用料を私債権として扱っている市の場合、その債権を放棄するための条文を規定した債権管理条例を制定している。

以下は、長野県内の主な市町村における債権管理条例の有無である。

市町村	債権管理条例の有無
長野市	無
松本市	有
上田市	有
佐久市	有
飯田市	有
安曇野市	有
塩尻市	有
伊那市	有

千曲市	有
茅野市	有

【意見】債権法的性質について

市営住宅使用料は、公債権と私債権のどちらと捉えるかは自治体の判断により分かれていることから、市では、非強制徴収公債権として整理している。しかしながら、最高裁判例では、公営住宅の使用関係は民間の賃貸借契約と同様であるとして、一般法である民法及び借地借家法の適用を認めたことから、現在では公営住宅使用料を公債権としている自治体は減少傾向にある。判例や学説、他市の状況等を踏まえ、現在の取り扱いが適切であるか改めて検討することが望まれる。

(3) 滞納整理の検証の視点

<不納欠損処理について>

住宅課では、市営住宅退去者の滞納使用料、駐車場使用料及び損害賠償金に関して今後の回収が見込めない場合、不納欠損処理を行っている。

なお、平成30年度から令和4年度までの不納欠損額の推移は以下のとおりである。

	住宅使用料 (円)	損害賠償金 (円)
平成30年度	8,457,037	3,323,883
令和元年度	5,839,546	3,808,233
令和2年度	2,170,880	2,767,756
令和3年度	1,503,438	1,704,147
令和4年度	2,003,266	1,123,650

不納欠損処理に関する資料を検証したところ、市営住宅使用料、市営住宅損害賠償金については地方自治法236条、判決で確定した市営住宅使用料、市営住宅損害賠償金については民法169条の規定による債権の時効消滅を欠損の理由として、不納欠損処理を行っていることを確認した。

また、市では、判決で確定した市営住宅使用料、市営住宅損害賠償金について、消滅時効の期間は民法の規定に基づき10年、時効の援用の要否は地方自治法の規定に基づき不要としており債権管理として不適切である。

【指摘】不納欠損処理について

判決で確定した市営住宅使用料、市営住宅損害賠償金を不納欠損処理する場合の根拠を明確にし、適用する法令に基づく債権の消滅時効を欠損処理理由として処理すべきである。



※参考法令

民法 145 条(時効の援用)

時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

民法 169 条(判決で確定した権利の消滅時効)

第 1 項 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。

第 2 項 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

地方自治法 236 条(金銭債権の消滅時効)

第 1 項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行することができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第 2 項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第 3 項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第 4 項 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

## 第 14 保育料の徴収事務

### 14.1 概要

小学校就学前の子どもが通う教育・保育施設は、従来からある保育所と幼稚園に、認定こども園と地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業等）を新たに追加した4種類の施設がある。教育・保育施設の具体的な区分は下記のとおりである。

<教育・保育施設>

	保育所	地域型保育事業	認定こども園		幼稚園
			保育利用	教育利用	
目的	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設（養護及び教育を一体的に行う施設）		教育と保育を一体的に行う施設		小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
特徴	保護者の就労等に合わせて夕方までの保育のほか、延長保育を実施する施設も多い		幼稚園と保育所の機能や特徴を併せもち、地域の子育て支援を行う		午後2時頃までの教育時間を中心とするが、教育時間前後の預かり保育も実施
利用者	利用できる保護者は、共働き世帯など、家庭で保育のできない者		就労状況が変わった場合も、継続して利用可能（満3～5歳児）		就労状況にかかわらず、利用可能
対象年齢	0歳～5歳児	0歳～2歳児	保育利用 0歳～5歳児	教育利用 満3歳～5歳児	満3歳児～5歳児

保育料については、令和元年10月1日より、幼児教育の負担軽減を図り、少子化に対する対策として幼児教育・保育の無償化が開始された。新制度に移行した教育・保育施設は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間、教育・保育施設の保育料が無償となる。

令和4年度の保育料は以下のとおりとなる。

幼稚園	新制度未移行園	各園が独自設定 (月額上限までは無償)
	新制度移行園	無料
認定こども園	教育利用	
	保育利用	
保育園		無料 <u>0～2歳児</u>
地域型保育事業		前年度または当年度分の市町村民税 所得割課税額等により決定 (減免措置あり)

無償化が適用されない期間の保育料の算定は、保護者（父母）の市町村民税（所得割税額）の合計額、保育必要量及びきょうだい区分等により算定される。

なお、保護者からの市町村民税の把握については、保護者の課税権が市外の市町村にあったとしても、平成28年1月より教育・保育給付認定の申請の際にマイナンバーが記載されることとなり、これらと情報連携を行うことで、漏れなく所得を把握できるような仕組みとなっているとともに、事務負担も課税資料の提出が不要になる等軽減されている。

保育料の算定は以下のとおりである。

【令和4年4月入園の場合】

支払時期	基礎となる市民税
令和4年4～8月	令和3年度市町村民税額（令和2年の所得を基準に計算される）
令和4年9月～翌年3月	令和4年度市町村民税額（令和3年の所得を基準に計算される）

<保育料算定表>

ア、2号・3号認定

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）											
階層区分	定 義	3歳以上児						3歳未満児					
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間		
		1人目	2人目	3人目以上	1人目	2人目	3人目以上	1人目	2人目	3人目以上	1人目	2人目	3人目以上
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0
D3	76,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0
D4	97,000円以上 123,000円未満	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0
D5	123,000円以上 148,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0
D6	148,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0
D7	169,000円以上 219,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0
D8	219,000円以上 265,000円未満	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0
D9	265,000円以上 301,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0
D10	301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0
D11	397,000円以上	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0

イ、ひとり親世帯等の保育料

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）											
階層区分	定 義	3歳以上児						3歳未満児					
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間		
		1人目	2人目	3人目以上	1人目	2人目	3人目以上	1人目	2人目	3人目以上	1人目	2人目	3人目以上
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D3の一部	76,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0

（出所：保育・幼稚園課「利用のご案内」）

（注）保育料について、長野市多子世帯に該当する場合、在宅障がい児と同居している世帯に該当する場合、ひとり親世帯に該当する場合その他一定の事由に該当する場合は、保育料が軽減又は無料化される措置が設けられている。

14.2 徴収事務の組織体制

令和4年度のこども未来部 保育・幼稚園課における保育料徴収事務に当たる職員の体制は以下のとおりである。

	人数	主な事務分掌	経験年数
主査	1人	・保育料（利用者負担）に関すること ・幼稚園への補助に関すること	4年
会計年度任用職員	1人	・幼児教育・保育の無償化対象施設の利用給付に関すること	4年

（出所：市提供資料抜粋）

### 14.3 収納事務及び債権管理の流れ

#### (1) 例月事務

保育・幼稚園課の保育料に関する事務の流れは以下のとおりである。

当月中 処 理	1日	・ 調定日
	中旬	・ 電算システム（MIC）での現年度分一括調定処理 ・ 財務会計システムによる歳入調定 ・ 当月分納付書の作成・発送 ・ 口座振替データの作成・依頼
	下旬	・ 口座止め対応 ・ 手振替依頼
	月末	・ 当月分納期限日（口座振替日）
翌月中 処 理	上旬	・ 口座振替結果の取込、電算システムへ反映 ・ 過誤納確認 ・ 督促手数料、延滞金歳入調定
	中旬	・ 督促状の作成、引拔、発送
随時処理		・ 納付相談 ・ 消込処理 ・ 口座登録処理 ・ 分割納付者の対応（納付書発送、口座振替依頼等） ・ 還付、充当処理

（出所：市提供資料）

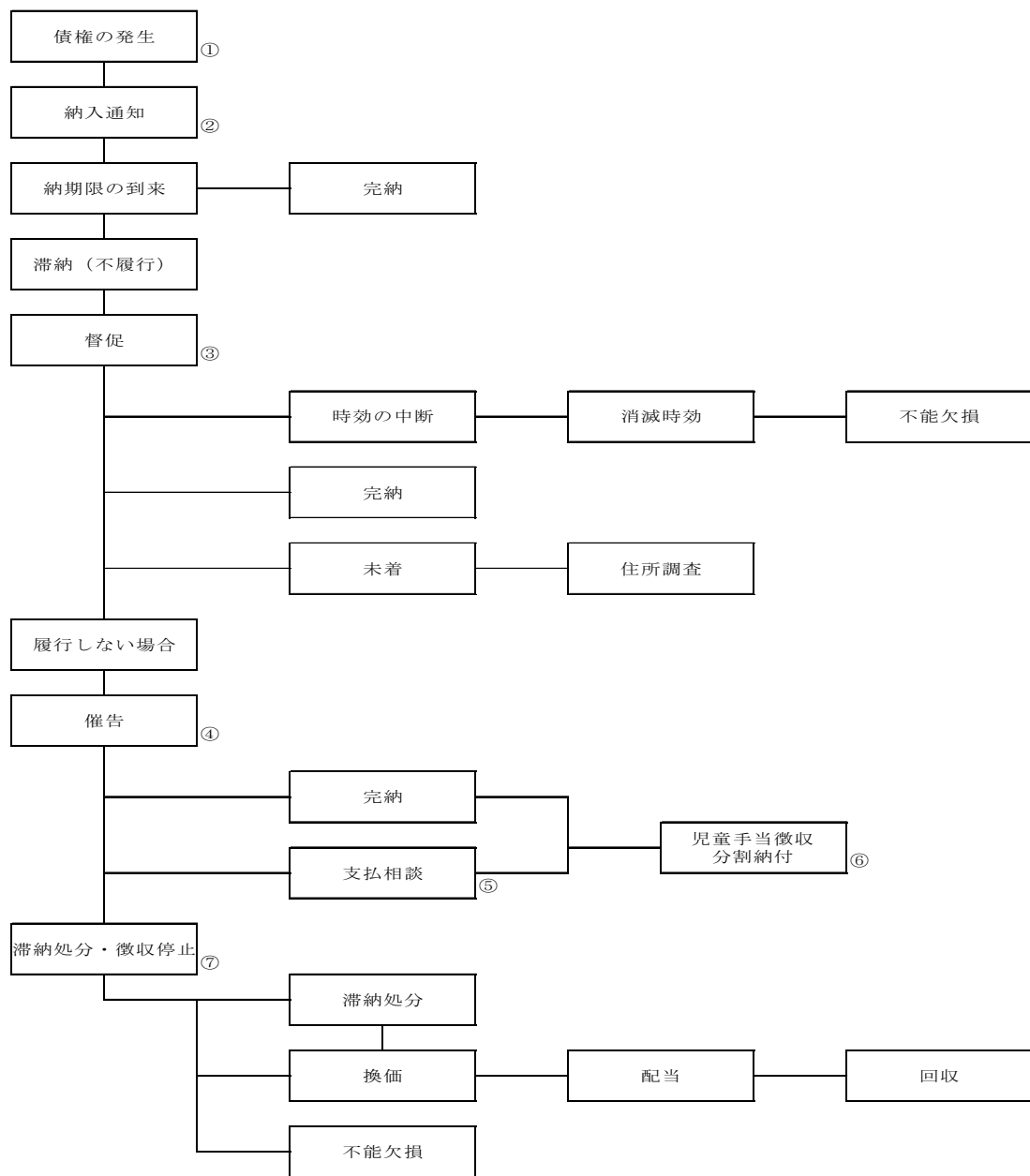
#### (2) 納付方法・納付先

保育料の納付は、口座振替による方法を原則とし、振替日は毎月月末であるが、口座振替ができなかった場合は、再振替は行わず翌月15日頃までに現金で納付となる。

納付先は、保育所（市立・私立）と市立認定こども園は市、私立認定こども園と地域型保育事業は各利用施設となる。

#### (3) 債権管理の流れ

保育料に関しての債権管理の流れは次頁のとおりである。



(出所 市提供資料抜粋)

①債権の発生

各月初日現在の在籍児童及び月途中入所児童を対象に保育料の納入義務が発生

②納入通知

納期（各月末）の10日前までに納入通知書を上記①記載の納入義務者へ通知

③督促

納期限後翌日を起算とし20日以内に督促を行う。督促による納期限は、督促通知の発付の日から15日以内となる。

令和4年度において、督促が発送された件数は、口座振替を採用されている施設で公立が176件、私立は441件。納付書を郵送している施設では、公立が45件、私立が126件ある。

#### ④催告

督促を行っても納付がない場合は、4月・7月・11月・2月に、文書や電話を中心に催告が行われる。その他上記期日以外にも必要と判断された場合、個別に催告書を発行することも可能である。

催告の年間の流れは以下のとおりである。

4月 ～ 5月	第1回文書催告	前年度分郵送
	電話催告	5月末（出納閉鎖期間中迄）→納期限7日後
7月	第2回文書催告	4～5月分 保護者宅へ郵送
8月	電話催告	第2回文書催告納期限後実施→課全体で実施
	臨戸訪問	主に卒園児→課全体で実施
10月	現況届時徴収	完納又は児童手当天引き同意と引き換えに現況届書類の追加
11月	第3回文書催告	4～9月分 保護者宅へ郵送
12月	電話催告	第3回文書催告納期限後実施→課全体で実施
	臨戸訪問	主に卒園児→課全体で実施
2月	第4回文書催告	4～12月分 保護者宅へ郵送

（出所：市提供資料）

#### ⑤支払相談

保育料の滞納世帯から保育料の支払いについて相談を受け、一括納付が困難な状況と判断された場合には、分割納付を提案する。

分割納付は、分割誓約書を保育料の滞納者に提出させ、毎月滞納分を分割して一定額を徴収していくものである。ただし高額滞納者についてはより確実に徴収するため、児童手当から徴収することも提案する。

#### ⑥児童手当徴収

特別徴収と申出徴収のいずれかの方法により徴収を行う。

特別徴収は、過去1年間で2か月以上保育料が未納の世帯のうち、支払いや納付相談のない世帯を対象としている。特別徴収する旨を納付義務者に通知は行うが、対象の保育料を納付義務者の同意を得なくても徴収することが可能である。

一方申出徴収は、児童手当法第21条に基づき、保護者の同意を得て直接徴収する方法である。保護者からの申し出により、過去の未徴収保育料を徴収できることや、きょうだいの手当分を充当することも可能であるため、徴収率が上がることから積極的に実施を行っている。

#### ⑦滞納処分及び徴収停止

支払い能力等状況から徴収停止・滞納処分の停止・債権放棄等の方向性を検討する。  
折衝の実施・所在調査及び財産調査の実施を通じて、滞納発生原因等を的確に見極め  
債務者の状況に応じた回収方針を立てる。

資力はあるが、納付に応じない債務者に対しては、差押え等の手続を行い滞納処分を  
図るが、滞納処分することができる財産がない等一定の要件を満たす滞納者の場合は、  
地方自治法第 15 条の 7 「滞納処分の停止の要件等」の規定に該当する可能性がある。  
この規定に該当し、かつ、その執行の停止が 3 年継続した時は、債権が消滅してしまう。

#### 14.4 保育料の推移等

##### (1) 保育料の過去 5 年間の推移

過去 5 年間の保育料の推移は以下のとおりである。平成 31 年度から令和 2 年度にか  
けて調定額と収入額が大幅に減少したのは、保育料の無償化が大きく影響している。

また、滞納繰越の徴収率が減少傾向にあり、特に令和 3 年度から減少幅が大きい。こ  
れは、児童手当からの徴収が減ってしまったことや、高額滞納者がいたことが要因とし  
て挙げられる。

<保育料の推移>

単位：千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
調定額	1,757,817	1,148,448	641,503	669,023	682,351
収入額	1,700,985	1,097,071	598,129	628,866	644,010
徴収率	96.7%	95.5%	93.2%	94.0%	94.4%

<現年課税及び滞納繰越別の徴収率の推移>

単位：千円

		平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
現年	調定額	1,698,384	1,092,534	590,691	626,287	643,368
	収入額	1,686,441	1,084,848	587,742	622,561	639,166
	徴収率	99.2%	99.2%	99.5%	99.4%	99.3%
滞納	調定額	59,433	55,914	50,812	42,735	38,983
	収入額	14,543	12,223	10,387	6,305	4,844
	徴収率	24.4%	21.8%	20.4%	14.7%	12.4%

<収入未済額の推移>

単位：千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
現年課税分	11,942	7,686	2,949	3,726	4,201
滞納繰越分	43,971	43,125	39,786	35,256	33,081



<不納欠損処理の推移>

単位：千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
不納欠損処理	918	564	637	1,174	1,057

(出所：市提供資料)

(2) 口座振替の状況

平成 30 年度から令和 4 年度における口座振替登録率は、96%前後でほぼ横ばいの状態が続いているが、口座未登録の方が口座登録者に比べて督促者の割合が高い。

口座振替登録者の推移及び督促者数は以下のとおりである。

<口座振替利用者の推移（令和 5 年 3 月 31 日点）>

年度	対象者数	口座振替利用者数	口座未登録者数	%
平成 30 年度	7,077	6,911	166	97.6%
平成 31 年度	6,566	6,432	134	97.9%
令和 2 年度	2,206	2,106	100	95.4%
令和 3 年度	2,261	2,190	71	96.8%
令和 4 年度	2,149	2,083	66	96.9%

(出所：市提供資料)

<令和 4 年度 4 月分督促者数>

口座登録	対象者	督促者
あり	2,083	52
なし	66	15
計	2,149	67

(出所：市提供資料)

### (3) 近隣との比較

令和4年度における近隣の中核市と比較した。調定額は長野市が大幅に高いものの、徴収率は松本市、富山市及び高崎市よりも低い。松本市、富山市及び高崎市を目安とし、納付が後回しとされてしまうことによる徴収率の低下を避けるために、口座振替の未登録者には積極的に口座振替へ切り替えるよう働きかけ、将来は現年度徴収率100%になるように努めてほしい。

#### <比較した中核市の状況>

令和4年度

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度
松本市	239,534	106,281	978.47	245
富山市	407,542	184,071	1,241.70	328
長野市	369,913	164,108	834.81	443
高崎市	369,845	169,981	459.16	805
前橋市	332,355	153,258	311.59	1,067

※人口、世帯数は令和4年4月1日現在による。人口密度の単位(人/km<sup>2</sup>)

(出所：各市の市税概要)

#### <保育料の収納状況>

単位：千円

		松本市	富山市	長野市	高崎市	前橋市
現 年 度	調定額	324,880	385,725	643,368	431,759	302,908
	収入額	323,658	384,385	639,166	430,247	298,502
	徴収率	99.6%	99.6%	99.3%	99.6%	98.5%
過 年 度	調定額	7,042	29,363	38,983	37,454	17,511
	収入額	1,630	2,796	4,844	2,940	3,389
	徴収率	23.1%	9.5%	12.4%	7.8%	19.3%

(出所：各市の提供資料)

### 14.5 監査の視点

- (1) 徴収事務が、法令等に準拠し効率的に行われているか。→「合規性」の観点
- (2) 徴収事務が、納税者に対し公平に行われているか。→「公平性」の観点
- (3) 徴収事務が、納税者の理解を深め、効果的に執行されているか。  
→3E「経済性」「効率性」「有効性」の観点

### 14.6 主な監査手続き

- (1) 概況の把握
  - ・法令、条例等の確認
  - ・資料等による概況把握

- ・担当課への往査及び質問と確認
  - ・過去5年間の保育料の推移
  - ・他自治体の保育料収納状況比較
- (2) 外部委託の検証
- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
  - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- (3) 収納額の検証
- ・収納方法について質問と確認
  - ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
  - ・督促状況について資料閲覧
- (4) 滞納整理の検証（催告、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）
- ・効率性について質問と確認
  - ・市立、私立保育所別の滞納率について資料閲覧
  - ・督促後交渉経過についてサンプル調査
- (5) 収納、滞納整理事務の検証
- ・職員経験年数表の閲覧
  - ・納付方法について資料閲覧、質問と確認
  - ・収入率向上の対策について質問と確認
- (6) 他部署との連携の検証
- ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- (7) 延滞金や過料、還付金等の検証
- ・手続きについて質問と確認
  - ・延滞金算定額、還付金算定額の正確性の検証
  - ・延滞金の減免事務について質問と確認

#### 14.7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので以下に記載する。

##### (1) 滞納整理の検証

<保育所等利用者負担額滞納整理マニュアル、保育料の徴収事務の遵守について>

保育料納入対象者からの相談記録及び督促後交渉経過記録のサンプルを5件確認した。そのうち督促後交渉経過記録の1件については、督促状による納付期限から2か月経過してから催告書を送付しており、督促状による納付期限から催告書送付までの間に、電話や訪問による催告や納付折衝、納付相談を実施した記録はない。保育所等利用者負担額滞納整理マニュアル（以下、「滞納整理マニュアル」という。）には、「督促後もな

お滞納となっている場合は、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行うとともに、納付折衝や納付相談を実施する。」とあり、滞納の初期の段階で速やかに電話等による催告することが必要であった。

また、催告書送付後すぐに納付や相談がなかった者を管理する催告者リスト 118 件から、金額上位 3 件（滞納額 187,500 円～273,500 円）及び金額下位 3 件（滞納額 1,200 円～2,520 円）の督促後交渉経過記録のサンプルを計 6 件確認した。

確認した上位 3 件のうち、1 件については、令和 4 年 8 月 5 日に「8 月 1 日に 1 万円の納付あり。ただし、現在のところ納付相談の連絡や来庁はなし。」と記録されて以降、令和 5 年 3 月 2 日に電話による催告をするまで、滞納者と折衝をした記録はない。さらに、3 月 2 日以降も 7 月 31 日に分納催告書を送付するまで折衝をした記録はない。

同様に、下位 3 件のうち、2 件についても、令和 5 年 2 月 16 日、17 日にそれぞれ催告書を送付した以降、7 月 31 日に催告書を送付するまで滞納者と折衝をした記録はない。徴収担当が徴収事務及び滞納整理で使用している「保育料の徴収」という文書には、滞納整理に関して「催告書を送付しても期限までに納付がなく、納付相談等もない場合には納付義務者に対して随時電話による催告を行う。」とあり、少なくとも電話による催告をすることが必要であった。

記載のとおり、相談記録、督促後交渉経過記録を確認した結果、滞納整理マニュアル、保育料の徴収事務に記載された手続どおりに滞納整理が行われていないことが確認された。

**【意見】** 保育所等利用者負担額滞納整理マニュアル、保育料の徴収事務の遵守について

督促後なお滞納となっている場合は速やかに滞納者への接触を図り、催告書による納付期限までに納付がなく、滞納者からの反応もない場合は少なくとも電話による催告を行い、滞納整理マニュアル、保育料の徴収事務に記載された手続どおりの滞納整理を行うことが望まれる。

<督促後交渉経過記録の記載について>

督促後交渉経過記録は債権管理をするうえで重要な記録であることは言うまでもない。滞納整理マニュアルにも、「債権の管理では、債権の発生以降の納付状況や交渉記録等の情報記録が重要である。」と記載されている。保育料納入対象者からの相談記録及び督促後交渉経過記録のサンプルを 5 件確認した。そのうち督促後交渉経過記録 3 件には、督促状発送日や催告書発送日、滞納額納付日等の記載はあるものの、納付額、督促手数料、延滞金についての記載がなく、電話、訪問による催告や納付折衝、納付相談を実施した記録も記載もないため、交渉経過の記録としては不十分である。

**【意見】** 督促後交渉経過記録の記載について

督促後交渉経過記録の記載は、債権管理上重要な記録であり、滞納整理マニュアルにおいても、納付状況や交渉記録等の情報記録が重要である旨の記載があるため、督促状や催告書、納付の記録だけでなく、納付額、督促手数料、延滞金の金額、電話、訪問による催告や納付折衝、納付相談の実施記録についても記載することが望まれる。

#### <滞納処分の実施について>

保育料について、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税法の滞納処分の例により処分することができる（児童福祉法第56条7項）が、財産の差押等の滞納処分をしていない。

分割納付を認めた事例からサンプルを3件確認した結果、うち1件については、令和4年10月14日に滞納者からの相談を受け、10月26日に分納誓約書（11月から毎月5,000円分納約束）が提出されているが、11月、12月と不履行となっていた。令和5年1月、2月は誓約どおり納付されたが、3月は再び不履行であった。分納誓約書には、「もし、誓約を履行しない時は、財産の差押え等の滞納処分を受けても意義がないことを誓約いたします。」という記載があり、分納不履行の場合は、財産調査を行い、財産状況によっては滞納処分をする必要があった。

財産調査を含む滞納処分等を行っていない理由をヒアリングしたところ、予算や業務量の面から滞納整理をするためのシステム導入や専門員を確保できないためとのことであった。確かに予算的な面や滞納処分に関するノウハウのある人材はどの課も不足している状況である。

しかし、保育料は基本的に世帯収入に応じて算定される仕組みとなっており、経済的に困窮して支払いができないということがないような制度であるため、明らかに所得があるにもかかわらず一括納付に応じない、分納誓約を守らない、催告や連絡に無反応といった悪質滞納者には、預貯金調査や勤務先への給与照会等の財産調査を行い、財産状況に応じた滞納処分を実施しないのは、公平性の観点から、適当ではない。

#### 【意見】滞納処分の実施について

保育料を滞納している場合、児童手当からの特別徴収や本人の申出を得て児童手当からの申出徴収をおこなっているが、明らかに所得があるにもかかわらず正当な理由なく保育料を滞納している悪質滞納者には、収納課等とともに連携し、預貯金調査や勤務先への給与照会等の財産調査を躊躇なく行い、財産状況に応じた滞納処分を実施することが望まれる。

#### (2) 収納、滞納整理事務の検証

##### <口座振替の更なる利用促進について>

保育料の支払方法について、原則は口座振替とし、利用案内にもその旨を記載しているが、令和4年度における保育料納入対象者2,149人のうち66人は口座振替を利用していない。保育料納入対象者には、入園申し込み手続きの際にも、口座振替による保育料の支払いが原則である旨の説明をして、口座振替利用をお願いしている状況にある。しかしながら、勤務先からの給与支給日が毎月初旬であり、月末に保育料の口座振替があると残高不足になり、住宅ローン等の他の債務の支払いが滞る可能性があるといったことをはじめとする様々な事情で、希望者には納付書による自主納付を認めている状況である。

原則が口座振替であるならば、個人的な事情により、自主納付を認めてよいかという疑問が生じる。また、自主納付であるため、単なる払い忘れによる未納も発生することも十分に考えられる。口座振替を利用していない者に対する令和4年4月分の督促状の発送状況を確認したところ、口座振替を利用していないの方が督促率は圧倒的に高く、約9倍である。これは、口座振替利用に比べ、口座振替利用をせず自主納付による方が、督促状の作成・発送し、督促後交渉経過記録の作成等、事務作業に費やす時間も圧倒的に多くなってしまっているということである。

<令和4年4月分における督促状況>

	納入対象者	督促対象者	督促率
口座振替利用あり	2,083人	52人	2.5%
口座振替利用なし	66人	15人	22.7%

**【意見】 口座振替の更なる利用促進について**

口座振替が原則である以上は、効率性の観点からも口座振替を利用できないやむを得ない事情がない限り口座振替利用とするのがよいのは言うまでもない。人員不足等で滞納処分等本来行うべき業務を行えていない状況等もある。自主納付を認めるやむを得ない事情を検討し、個人的な事情を安易に認めることはせず、口座振替の利用促進にさらに注力されたい。

<保育料滞納者に対する不利な取り扱いについて>

長野市では現在、児童福祉法第24条3項の規定に基づき、長野市保育施設等利用調整基準を定め、保育利用につき、利用調整を行っている。市は、保育施設等を利用しようとする児童及び家庭の総合的状況を把握し、保育の必要性の程度が高いと認められる者から順に利用の調整及び決定している。

その際、保育の必要性についての判定を客観的かつ公正に行い、調整基準の統一を図るために、基本点数項目及び調整点数項目を設け、各項目の合計点数が高い方の利用者を優先的に利用させることとしている。なお、基本点数項目及び調整点数項目の合計点数が同じ場合には、同点となった場合の優先項目で利用の順位を決めている。優先項目

は全部で8項目があり、1から8の順に比較を行い、どちらを優先的に保育利用の対象とするかを決定している。

8項目目である最終段階の比較において、「申し込み時に保育料を滞納していない家庭」という項目がある。他のすべての項目が同じ利用申込があった場合、保育料の滞納をしていない家庭を優先的に保育利用の対象とするということである。さらに優先項目8の前段階の優先項目7「父母の市民税所得割額の合計額が低い家庭」があるため、事実上優先項目8は利用調整に影響しない。

保育料滞納者に対して事実上の不利な取り扱いをしない理由を尋ねたところ、保育料を滞納していることと保育の必要性は全く別問題であることと、過去には不利な取り扱いをすることも検討されたそうだが、資力がないため保育料を払えない人と資力がありながら保育料を正当な理由なく払わない人との区分が難しいという理由から不利な取り扱いをすることを事実上見送っている。しかし、そもそもは本来行うべき滞納者に対する財産調査を行っていないので、滞納者の資力の有無を判定するのが難しいのは当然である（滞納処分の実施に関する意見は、別掲の意見を参照されたい）。

一方、他市では調整点数項目で保育料滞納による減点調整を設けるなどしており、利用調整により減点調整を行い、入園や転園等の際、滞納者に対して不利な取り扱いをすることは一般的である。例えば、埼玉県川口市では、付加指数（調整点数項目）で保育料の滞納がある場合は、20点の減点調整を行っている。また、山口県山口市でも、調整指数（調整点数項目）で保育料の滞納がある場合は、8点の減点調整を行っている。

また、保育料は基本的に世帯収入に応じて算定される仕組みとなっており、経済的に困窮して支払いができないということがないような制度である。しかし、収入はあるものの保育料よりも借入金の返済等他の支払いを優先してしまうといった個人的な理由で保育料を滞納している場合も少なからず存在する。公平性の観点から、滞納者に対する不利な取り扱いを設け、それを明示することで資力があるにもかかわらず、正当な理由なく保育料を払わないといった悪質な滞納を牽制する必要がある。

また、期日までに適正に支払いをしている者はもとより、経済的には苦しい中から保育料を捻出して適正に支払いをしている者にとって、悪質な滞納に対し、担当課として対策を講じないのは到底納得できることではない。

#### 【意見】保育料滞納者に対する不利な取り扱いについて

減点調整等を行うことにより滞納者への不利な取り扱いを実施している他自治体を参考にして、納入義務者に対して真に公平な徴収事務を行うことを念頭に置き、減点調整項目に保育料滞納者を追加するなど、悪質な滞納を牽制する一般的かつ有効な手段である滞納者に対する不利な取り扱いの実施について再検討されたい。

## 第 15 総括

本監査では部署ごとにその業務の性格及び特徴を考慮して監査を実施した。本項では、過去の監査意見・指摘、かつ各課を横断する事項も含め、総括的に検証する。

### <収納の連携とキャリアプランについて>～収納課を中心として～

平成 30 年度の包括外部監査における、全庁的な連携強化について「既に設置されている収納向上対策協議会を活用し、収納課のノウハウを共有するなどして全庁を挙げての収納力向上を図ることが望まれる。」という意見がある。

それに対する措置の状況として、「収納向上対策協議会においては、全庁的な収納力向上に向け、各課の収納・未収金対策や課題点など、情報の共有及び検討を行っており、未収金を過去 10 年間で 2 分の 1 以下に圧縮する成果を上げている。また、年度当初には各課の徴収技術向上を図るため、収納課職員が企画し講師となって合同研修会を開催し、ノウハウを共有しており、担当課において徴収方法等に不明な点が生じた場合には随時、特別滞納整理室が窓口となって相談、質問を受け付け、助言・指導を行っている。今後も収納向上対策協議会において全庁的・総合的な収納向上対策の検討を行っていく。」と記載がある。

しかしながら、当職が本件監査における担当課の全課においてヒアリングに臨場したところ、保育・幼稚園課における収納担当 2 名では、収納を第一優先とする動きがとれず、一方で介護保険課においては、収納経験者が増員となったことにより、収納向上が顕著となったように見受けられる。また、長野市における他市と比べて高い収納率をもってしても、まだまだ収納課ではマンパワーが不足しているという回答を得た。換言すれば、マンパワーが充実していれば、まだ徴収率が向上する余地があるということである。

長野市に限らず、税行政の課題として、安定した税収の確保と納税者の利便性向上は重要である。特に長野市の一般会計歳入予算の内、最も多くの割合を占めているのが市税であることから、重要な位置付けであることは理解でき、法令に基づく適正・公平な課税及び収納とともに、納税者への丁寧な説明やきめ細かな相談をはじめ、口座振替の推進、滞納分も含めたところでの収納強化と、賦課から収納までの一連の流れについて整備され、実効性が強化される取組がなされなければならない。

この取組を実効性の高い水準にするためにも、市民税、資産税、収納の連携と情報共有を進めることが必要である。あるいは税務担当職員のスペシャリスト養成キャリアプランのような明確なキャリアプランがあれば、過去の職務経歴を活かした効率性の向上が見込めるのではなかろうか。また、移動等に伴う課税対象の的確な把握や、手続き、届出の案内、現地調査状況等の情報共有等がなされることで、市税の適正かつ公平な課税、更には収納に結び付くはずである。

部署連携(課税部門と収納部門の連携・庁内の収納担当の連携)やキャリアプランがし



っかりと機能していれば、より効率的に事務が執行され、より効果的な結果がもたらされていたはずである。

「体系的な知識の習得→実践的な経験・技能の習得→高い専門性を有する人材の横断的な配置。」

上記は市税担当者に求められるスキルであるが、このようなキャリアプランがなされれば、必然的に各課の収納ノウハウが高まるとともに、連携もしやすくなると思われる。

既に個別の項目においては意見を述べているところであるが、税三課の情報連携を強化することにより、課税客体の漏れ防止効果の期待ができ、質問検査権の行使等による機能連携をすることにより効率性の向上を目指すことに期待ができる。

**【意見】 収納の連携強化と付随するキャリアプランの創設について**

収納課のノウハウを共有する全庁的な連携強化に限らず、収納力が向上する体系的なキャリアプランを創設することなども検討し、庁内の情報共有を図り、もって収納力向上を図ることが望まれる。

**<税務担当課間の連携強化について>～市民税課・資産税課・収納課を中心として～**

長野市における税関係のシステムは、平成29年1月4日から富士通製パッケージ「住民情報ソリューション MICJET 税務情報システム」で再構築され稼働している。

現在、長野市の税務担当課の業務を行う上での問題点として、担当課を超えての「情報連携の困難性」があげられる。

同じ担当課内であれば、システム上の権限が共通である場合には、税務システム上で情報把握を比較的容易に行うことができるが、担当課が異なる場合、例として、市民税課と資産税課で同じ納税者の情報を取り扱う場合、各担当課に情報の照会を依頼した上で情報を取得する運用としている。これは、課税調査等を行う際の運用としては、効率的とはいえない。その点で、改善の余地がある。

現在、デジタル庁・関係省庁が主導し、地方公共団体の基幹業務システムの標準化・統一化が進められており、個人住民税(森林環境税を含む)、法人住民税、固定資産税(都市計画税を含む)及び軽自動車税に係るシステムを、原則全ての地方公共団体が令和7年度までにガバメント・クラウド上に構築された標準準拠システムへ移行することとされ、長野市もその準備を行っている。

**【意見】 賦課事務のシステムにおける税務担当課間の連携強化について**

システムの標準化・統一化に合わせて、効率的な情報連携強化のための閲覧権限等の検討を進められたい。

<他市の事例について>～収納課を中心として～

長野市では、過去に収納向上対策協議会において全ての債権を一元的に徴収する組織の創設について協議を行ったと聞いているが、法的な問題等があり設置に至っていない。

一方、福井市令和3年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の通知によると、「福井市における債権管理室での一元管理対象債権は、強制徴収公債権のみとなっており」とある。長野市でも同様に債権全てではなく、強制徴収公債権の一元的徴収を行う組織を創設することは意義があるのではないか。

福井市においては、「福井市債権回収一元化に関する事務取扱要領」に基づき、協議の上、滞納者に対する滞納処分等事務を条件付きで債権管理室に移管しており、市税以外の徴収権の消滅時効期間が2年と短い債権も取り扱うことにより、徴収権の時効などの課題解決を図っている。

債権管理室設置のメリットは、収納課の高度なスキルを共有することの他、税外収入の安定確保などが挙げられるが、更に踏み込んで非強制徴収公債権及び私債権について一元管理した場合のメリットは以下のように多岐に渡る。

- ① 債権者は地方公共団体であり、債権所管課ではないことから、一元化することが対市民との関係では明瞭化される。→公平性の観点
- ② 債権額合計で折衝でき、効率的である。→3E 効率性の観点
- ③ すべての債権について時効更新、執行停止・放棄ができる。→3E 効率性の観点
- ④ 自主納付する場合の充当順位が適正にできる。
- ⑤ ある債権で減額更正等により還付が発生した場合に、他の未納債権について差押えができる。→3E 有効性の観点
- ⑥ 滞納者が各所管課に行かなくてすむ→市民サービスの向上
- ⑦ 納付困難者の把握が容易になり、生活状況に応じた納付指導が可能になる。加えて、地域福祉等との連携による市民サービスの提供の可能性も検討できる。
- ⑧ 債権ごとに財産調査をする必要がなくなる→3E 効率性・有効性の観点
- ⑨ 市外転出などの実態調査を債権ごとにする必要がなくなる。
- ⑩ 競売、破産事件の交付要求額に漏れがなくなる→3E 効率性の観点
- ⑪ 債権ごとに催告書を発送しなくて済む→3E 効率性の観点
- ⑫ 執行停止・債権放棄が公平・公正に執行できる。
- ⑬ 徴収に関する知識・経験が蓄積しやすい→法規性・公平性・効率性の観点
- ⑭ 滞納債権についての業務を債権管理室に集中することで、他の課は通常業務に専念できる→3E 効率性の観点

このように法規性・公平性、特に効率性の観点からは大いに有用である。逆に税情報を共有できないことによる非強制徴収債権及び私債権の回収に対する支障事例も挙げ

られており、全国的な議論の活発化も望まれている。

**【意見】** 他市の運用事例にみる債権管理室設置による合理化について

福井市のような強制徴収公債権の一元的徴収を行う債権管理室の設置を研究されたい。